

学位論文

本居宣長旧宅移築保存事業にみる保存理念と手法

The Policy and the Method of the relocating preservation project of
the former Motoori-Norinaga House

2018年3月

矢島 平一

目次

序論	_____1
1. 研究の背景・目的・方法	
2. 既往の研究	
3. 本居宣長旧宅の概要	
4. 『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』の概要	
第1章 鈴屋遺蹟保存会の保存活動	_____11
1. はじめに	
2. 鈴屋遺蹟保存会の創立	
2-1. 本居宣長の評価	
2-1.1 近代における本居宣長顕彰の経緯	
2-1.2 生前の活動と位置付け	
2-2. 鈴屋遺蹟保存会の立役者	
2-2.1 発起人と賛助人	
2-2.2 創立に至るまでのキーマン	
2-3. 全国でみられる近代初期の保存会	
3. 保存会活動の変遷	
3-1. 運営主管の変遷	
3-2. I期 明治39年(1906)～大正15年(1926)間の活動	
3-3. II期 大正15年(1926)～昭和17年(1942)間の活動	
3-4. III期 昭和17年(1942)以降の活動	
4. 保存対象物の経緯	
4-1. 「遺墨遺品類」と「旧宅、旧宅跡」	
4-2. 文化財指定の変遷	
4-3. 最初期史跡指定の旧宅及び宅跡	
5. まとめ	

第2章 移築工事にみる保存理念

_____41

1. はじめに
2. 本居宣長旧宅移築計画
 - 2-1. 鈴屋遺蹟保存会の創立
 - 2-2. 旧宅保存論の推移
 - 2-3. 鈴屋遺蹟保存会の事業
 - 2-4. 技術者 土屋純一、奥野栄蔵
3. 移築工事の分析
 - 3-1. 旧宅移築事業報告書
 - 3-2. 緒言
 - 3-3. 移築設計方針
 - 3-4. 鈴屋在来の状況
 - 3-5. 工事の経過
 - 3-6. 移築工事実施
 - 3-7. 附属高塀の新築
 - 3-8. 在来敷地の修築
 - 3-9. 附属建物 事務所、表門
 - 3-10. 図面目録
4. まとめ

第3章 全体配置計画の手法

_____59

1. はじめに
2. 近世の松坂城
 - 2-1. 松坂城
 - 2-2. 郭の構成
3. 明治期以降の松坂城跡
 - 3-1. 松坂公園の成立と背景
 - 3-2. 隠居丸跡及び二ノ丸跡の利用と整備
4. 移築先の状況
 - 4-1. 隠居丸跡の状況
 - 4-2. 保存会による隠居丸跡の改変
5. 旧宅移築整備の全体配置
 - 5-1. 隠居丸跡への動線
 - 5-2. 旧宅、附属建物の配置
 - 5-3. 記念文庫の配置
6. まとめ

第4章 明治及び昭和修理補修工事の手法 _____75

1. はじめに
2. 工事履歴
 - 2-1. 明治42年度(1909)移築工事
 - 2-2. 昭和40・41年度(1966・1967)補修工事
 - 2-3. 昭和53年度(1978)補修工事
3. 修理・補修の手法
 - 3-1. 小屋組
 - 3-2. 床組
4. 痕跡調査
 - 4-1. 記述された痕跡
 - 4-2. 残留した痕跡
5. 図面との照合
 - 5-1. 計画図と異なる部位
 - 5-2. 内部間仕切建具
6. まとめ

第5章 遺稿類保存の手法 _____95

1. はじめに
2. 本居宣長の史資料
3. 遺稿類保存環境の変遷
 - 3-1. 遺墨遺品の保存
 - 3-2. 二次的関連資料の保存
 - 3-3. 旧宅見学者による影響
4. まとめ

結論 _____111

あとがき _____113

添付資料 _____119

序 論

1. 研究の背景・目的・方法	1
2. 既往の研究	2
3. 本居宣長旧宅の概要	5
4. 『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』の概要	8

1. 研究の背景・目的・方法

近代における文化財保護制度として、まず奈良京都をはじめとする社寺建築について、明治30年(1897)「古社寺保存法」が整備されることで文化財的な保護が始まる。民家の保護制度は、一般的には昭和25年(1950)「文化財保護法」が整備されることで始まるが、近代における歴史上人物の旧宅が大正8年(1919)「史蹟名勝天然紀念物保存法」が整備されることで「史蹟」として初めて保護の対象となる。本論で主体とする本居宣長旧宅は、明治39年(1906)に設立された鈴屋遺蹟保存会により、明治42(1909)に在来の場所から松阪城跡へ移築修理工事が行われている。移築された本居宣長旧宅は、大正11年(1922)に史蹟(現在は特別史跡)として指定されているが、文化財としての保護を目的としたものではなく、民家に対する保護の制度が未整備の時期に移築工事が実施されていることに注意を引く。

現在、その活動を支えた鈴屋遺蹟保存会を引継ぐ公益財団法人鈴屋遺蹟保存会が運営管理する本居宣長記念館にて、『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』なる簿冊が保存されている。簿冊は、昭和24年(1949)に冊子としてまとめられたものらしく、明治39年(1906)から昭和24年(1949)までの書類が綴られており、移築工事に関する報告冊子(『移築事業報告書』と仮称)が含まれる。本論文は、この『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』をもとに鈴屋遺蹟保存会設立から、昭和戦前期までの本居宣長旧宅の移築保存事業の保存理念と手法について研究するものである。民家に対する保護の制度が未整備な時期に、制度的な裏付けなく実施された事業内容と、後に文化財指定される建築物、史跡、史資料の複合的保存の手法を明らかにすることを目的とする。

鈴屋遺蹟保存会設立当時、全国で史蹟保存を目的とする保存会等の組織が成立し始めるが、民家(旧宅)保護に対する事例及び報告に乏しく、その実態の解明は殆どなされていない。よって、本研究は、近代の民家(旧宅)の保護制度成立過程における保存理念と手法の実例動向として先進的事例と捉える。

研究方法は、『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』を主軸とし、その他資料文献及び実測調査をもとに史実をひもとき、実例動向を分析することを試みている。

研究の概要は以下の通りである。本研究では下記5項の論考で全体を構成している。1項「第1章」では、鈴屋遺蹟保存会の保護活動について論ずる。2項「第2章」では、『移築事業報告書』記載内容について論ずる。3項「第3章」では、旧宅移築先及び配置計画について論ずる。4項「第4章」では、旧宅実測調査に基づく明治期の移築手法について論ずる。5項「第5章」では、鈴屋遺蹟保存会が実施した保存対象物の保存環境と保存手法を明らかにする。

各章の要旨は以下の通りである。

「第1章 鈴屋遺蹟保存会の保護活動」では、保存会の設立から昭和戦前期までの保存会活動の変遷を整理し、体制・目的・活動内容・保存対象物を明らかにする。

「第2章 移築工事にみる保存理念」では、『移築事業報告書』に基づいて、鈴屋遺蹟保存会の活動と本居宣長旧宅の移築修理工事を検討し、萌芽期にあった民家保存の理念や手法と、これを報告する『移築事業報告書』の性格を明らかにする。

「第3章 全体配置計画の手法」では、旧宅及び附属建物の移築先整備の全体計画と実施に至らなかった洋風建物構想案を明らかにする。

「第4章 明治及び昭和修理補修工事の手法」では、『移築事業報告書』記載事項と本居宣長旧宅そのものとの照合により、移築修理工事及び昭和期に実施された修理工事を明らかにする。

「第5章 遺稿類保存の手法」では、本居宣長関連史資料に関する保存会の保存対象物を整理し、施設の保存環境及び保存手法を明らかにする。

以上の論考をまとめ、第6章結論とした。

2. 既往の研究

既往の研究成果及び文献を以下の4つの視点から確認した。

i. 民家を対象とする保存会の成立過程及び文化財保護行政に関する研究・文献

○西村幸夫「建造物の保存に至る明治前期の文化財保護行政の展開」

- 「歴史的環境」概念の生成史 その1～4、

日本建築学会論文報告集, 第340号, 第351号, 第358号, 第452号 (1984年6月～1993年10月)

上記論文では、明治中期から昭和戦前までの文化財保護行政及び保存会成立の動向をまとめたものであり、鈴屋遺蹟保存会設立時の時代背景を照合及び参照に用いた。全国的にみられる史蹟保護の理念的枠組みは、明治中期頃から興る愛郷運動に始まり、ナショナリズムの高潮という国情のもと、愛国運動として統合される。次第に愛国運動は皇国史観のもとで皇室関係史蹟至上主義へと変質し、歴代天皇にいたる「聖蹟」を保存するという色彩を強め、終戦に至るとある。論調は、明治期における保存会成立及び保護行政を一通り網羅しているが、一方で具体的な個別詳細については論考から省略されている。

また、特に明治後期に行われた民家保護に対する詳細事例は、上記研究含め他研究及び文献でも詳細報告が確認できず、明らかにされていない。

ii. 伝統的建造物保存手法に関する研究・文献

○清水重敦「建築保存概念の生成史」中央公論美術出版、平成25年

上記論文は、2015年日本建築学会賞(論文)に選定され、選定理由を「本研究は、明治時代を中心に、歴史的建造物保存の歴史という分野における知見を総括しつつ、

新たな解釈のもとに体系化したもので、この分野の基本文献になりうるものである」と総評されたものである。近代における建築保存概念の生成過程と意味を網羅するものであり、本論では特に古社寺修理にみられる技術者出自及び、保存行政からみる手法に着目した。論調は、古社寺修理に用いられた手法について、時期による変遷を実例考察して上で、①外観は当初形状が判明する範囲で復原する、②復原は形式が判明する範囲でおこない、想像をはさまない、後補物も価値があれば保存する、③内部は形式にこだわらず構造強化する、④古材、古色の保存、の4点と捉えている。

旧宅に用いられた修理の手法は、奈良京都の古社寺修理に従事した技術者経歴によるものが大きく、古社寺保存行政のもと実施された理念手法を、民家で採用したであろうとの仮定に基づき、保護理念及び手法を上記文献で照合した。旧宅に関わった技術者（建築家、大工）が従事した時期に、古社寺で用いられた手法は、基本理念はある一方、草創期による建築家と大工との間に技術的・思想的な乖離が存在したことにより、一貫した手法でなく流動的であった。また、明治期に実施された民家保護については、本文に触れられていない。

○奈良文化財研究所「木造建造物の保存修復のあり方と手法（提言）」2006年

上記文献は、木造建造物の保存修復のあり方と手法を調査研究したものである。近世までに行われた伝統的な建造物修理は、①周期的修理、②解体修理、③材料の再用、④構造の強化、の4項目をあげ、建造物の身体を組み替えることで構造システムを維持する行為だったとする。近代における復原手法には、①復原理論の発生（明治27年～30年）、②復原論争と復原志向の固定（明治32年～34年）、③国宝保存法制定による現状変更の制限（昭和4年）、の変遷があるとする。②の時期における論争により、古社寺修理に際する復原の根拠を明確化することが慣用となり、以降古社寺保存法時代を通じて、復原を前提とした修理方針が貫かれたとする。修理手法及び復原思想は、今日に至るまでに変遷がみられる。

○山崎幹泰「明治前期社寺行政における「古社寺建造物」概念の形成過程に関する研究」2003年

上記論文は、明治前期の社寺を取り巻く社会状況を研究するものである。明治30年古社寺保存法の公布により、古社寺建造物の保存を目的とした修理事業が本格化する過程において、特に東大寺大仏殿の鉄骨による構造補強の成立を記す。東大寺大仏殿修理の動きは、明治13年頃から構想され、古社寺保存法の公布を挟んで、鉄骨を用いて構造補強を行った特異な修理事例とする。在来木造架構に対し当時の新建材である鉄骨を補填し、加護谷技師他が提案した平行弦トラスによる大梁支承と妻木頼黄の碇鉄構法の技術的基盤のもと大仏殿の鉄骨補強が実現したとする。

古社寺修理に用いられた構造補強のうち、小屋組への補強用鉄骨採用は大仏殿が早期であり、旧宅技術者の土屋純一が大仏殿の鉄骨補強案を支持したことを示唆する。

iii. 城跡公園化に関する研究・文献

○橋寺知子、川道麟太郎「明治初年に大坂城址に設置された近代的諸施設について」

日本建築学会計画系論文集，第 568 号，179-184，2003 年 6 月

○西山道大「畿内における城址の公園化に関する研究」，日本建築学会近畿支部研究報告集，平成 21 年度

上記論文では、明治初期における城跡公園化事例をまとめたものであり、本居宣長旧宅移設先の松阪城跡公園における時代動向を比較照合した。公園開設を認可する制度は、明治 6 年太政官布告から始まるが、維新政府が諸制度を整備する中でいち早く手をつけたのが公園化であったとある。明治初期に大坂城跡へ設置された諸施設は、①教育施設、②医療施設、③軍事施設、に大分され、国の先端的施設から国の管轄下での地方の中心的な施設へと役割が変遷し、激動する国内情勢と欧米列強の脅威のもとで、新政府が国の近代化のために急いで整備したものであるが、取り巻く環境は激変したとする。

○SD 選書 87『日本の公園』田中正大著，鹿島研究所出版，昭和 49 年 3 月 15 日

上記は、全国の公園の成り立ちをまとめた著書である。明治における城跡公園化動向について、全国代表城跡を示すとともに明治期公園の性格を記す。明治 6 年太政官布告の目的は、①欧風都市の建設、②遊観所の安堵、③封建時代の跡地処理、の 3 点とするが、当初は廃城城郭の公園化は考慮していなかったとある。後に、全国城跡の跡地利用として、城跡公園化がしだいに行われる。また、明治期の公園の特徴として、「公園は誰でも自由に出入りして、みんなで楽しみ憩うところであるが、割烹店は民衆には簡単に行けるところでなかった。この二つが共存したのが明治公園の一つの性格である」とする。文献は、城跡公園化について代表的な城郭を紹介するが、その詳細な背景・動向については省略されている。

iv. 資料保存に関する研究・文献

○磯俣祐介、原正彦、渡辺洋子「神宮徴古館・農業館に関する一考察」

日本建築学会計画系論文集 第 78 巻 第 691 号，2031-20371，2013 年 9 月

上記文献は、同時期近隣で行われた伊勢神宮徴古館及び農業館の建物計画の変遷を明らかにしている。事業を行なった神苑会は、明治 19 年（1886）設立されるが、明治 38 年（1903）農業館及び明治 42 年（1909）徴古館竣工ののち、明治 44 年（1911）に解散し、建物を神宮へ献納する。論調は、神宮徴古館・農業館の設計構想における計画論に徹し、平面計画及び資料保存に関する内容、保存会事業及び目的に関する

る内容は省略されている。

3. 本居宣長旧宅の概要

本居宣長旧宅は、現在史跡松坂城跡（以下松阪城跡）内に在しているが、これは明治42年（1909）の移築工事によるもので、もともとは現在の松阪市魚町一丁目の商屋が密集する町並にあった（図1, 2）。この家屋は、本居宣長が寛保元年（1741）12才から死去する享和元年（1801）72才まで自宅として住みながら、自身の研究・講釈の場、医業の場として使用していた。本居宣長は、国学者として広く一般的に知られており、これら業績の殆どがこの家屋から生まれた。自身の著書「家の昔物語」の中でも家屋由来を詳細に記す。この宣長旧宅ならびに在来した旧宅跡は、大正11年（1922）3月史蹟名勝紀念物保存法による「史蹟」指定、昭和28年（1953）3月文化財保護法による「特別史跡」として指定される。

魚町の旧宅跡地は、承応3年12月（1654）小津三郎右衛門法名道林（宣長の曾祖父）が西

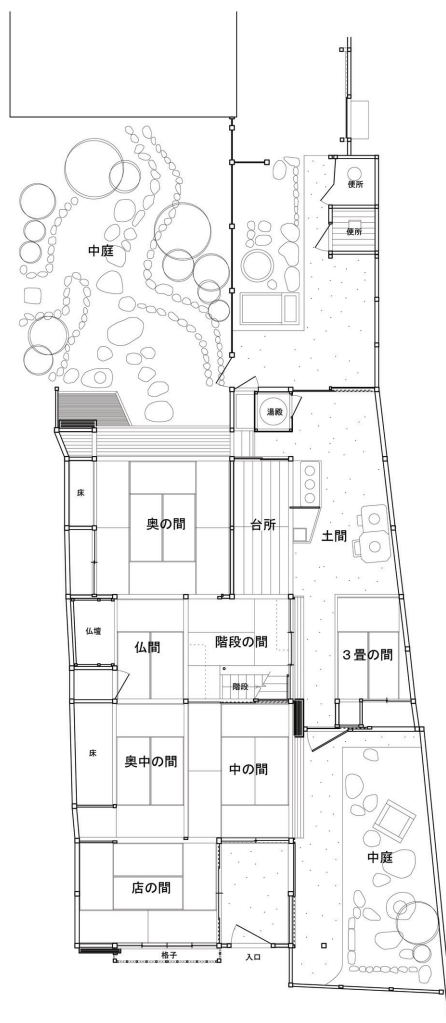


図1 本居宣長旧宅平面図 1/200



図2 特別史跡 本居宣長旧宅

町二丁目から本町に転居した際に、本町の宅地と共に買い求めたものである(図3, 4)。旧宅家屋は、その後の元禄4年(1691)小津三四右衛門定治(宣長の祖父)が職人町本覚寺にあった隠居を改めて職人町清光寺前に建てて、移り住んだ家屋になる。享保11年(1726)本町の本家に遠くて不便とのことから、職人町の隠居所を魚町に移築したものが後の本居宣長旧宅となる。この間の経緯は、明治42年(1909)松阪城跡内への旧宅移築工事の際にも確認されているが、旧宅に蔵められた元禄4年(1691)と享保11年(1726)の二枚の棟札^{注1)}により、概要を裏付ける。

魚町に移築されたのは享保11年(1726)であるが、旧宅は当初、小津家4代定治(宣長祖父)が居住していた^{注1)}。宣長が家屋に移るのは、延宝5年(1740)定利(道樹・宣長実父)没後の翌享保14年(1741)であり、母勝子・宣長・弟姉3人が本町の本宅から移り住んだ。宣長没後は、息子春庭から始まり、有郷、信郷を経て、五代清造が明治33年(1900)8月父信郷死去を契機とし、東京へ転出するまで本居家が居住していた。その後、旧宅は借家となり、明治37年(1904)1月まで清造の実兄であり、



図3 特別史跡 本居宣長宅跡

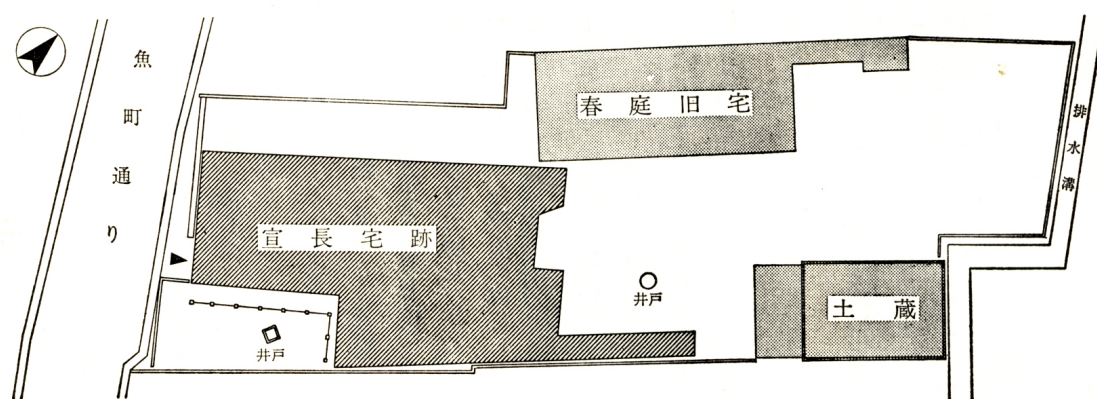


図4 特別史跡 本居宣長宅跡 全体配置図

松阪小学校教師である高尾九兵衛^{注2)}が居住し、明治39年(1908)8月鈴屋遺跡保存会設立頃まで、本宅・春庭旧邸をそれぞれ人に貸していた^{注4)}。

本宅の平面構成は、中庭を街道側に持つ変形の2列4室型とし、通土間部分を落棟とした町屋形式の構成である(図1)。変形とは、正面入口に土間敷があり左側に店の間、土間敷から右側に中庭とすることからである。中庭には、一端外部空間に出て、新たに奥の通り土間に接続する構成となっている。間取り構成は、『先賢と遺宅』^{注3)}によると、「入口の土間のある處は商法を営まぬ家でも見世と言ひ、見世より上るのは手代で、客人や主人の上り口はお家と稱し、土間からこのやうに一旦中庭に出てその次の座敷へ上がるのである。又主婦家族は臺所より上るので、これ等は伊勢地域の昔よりの定めで今も猶嚴守せられてゐる風習であるから、この家もその習慣に従つたものであらう。」とあり、伊勢地域の習慣とした主人と家族の上り口が違ふ風習を旧宅でも踏襲しており、周辺地域における一般的な間取り構成であることがうかがえる。

旧宅の要となる鈴屋書齋は、天明2年(1782)宣長が53才の時に物置として使用していた小屋裏を改造し、2階部分として増築したものである(図5)。翌年(1793)2月に竣工した後、3月9日に門弟を集めて歌会が行なわれており、その時に鈴屋と名付けたとされる。この鈴屋こそ、本居宣長が35年間研究に没頭し、『古事記伝』をまとめ、『源氏物語玉の小櫛』で代表される古典研究『直毘靈』や『玉くしげ』のような古道哲学の研究、さらに『玉勝間』等随筆やその他の歌文等、文芸作品が執筆された場所である。部屋は四畳半で、南側に開かれた窓から中庭を見下ろすことの出来る配置になっている。



図5 鈴屋書齋内部

4. 『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』の概要

本論で主資料とする『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集（以下『各種資料集』）』（図6）は、昭和24年（1949）に綴られたもので、明治39年（1906）から昭和24年（1949）までの鈴屋遺蹟保存会の設立趣意・旧宅移築経緯・行事記録・会務報告・引継書類・他関連書類を記すものであり、その目次を表1に示す。特に鈴屋遺蹟保存会は、大正15年（1926）郡制廃止及び役所移転に際し、その所在が松阪町へ移され、その後昭和17年（1942）財団法人へ改組される。しかし、財団法人改組までに残された資料が乏しく、昭和戦前期の史資料は、『各種資料集』に記されたもののみとされる。簿冊は、文面より昭和14年8月から昭和24年の間に保存会に専任した主事の百北誠一による功績が大きく、昭和24年度の事業報告書類作成に併せて、それまでの保存会資料を整理取り纏めをしたものと考えられる（『各種資料集』内「日乗抄録」には、百北誠一による「就職以前ノ日誌ナシ■面右ノ日誌ヨリ抄出」と記述あり）。

簿冊作成の転機は、昭和25年2月15日に本居宣長遺族の本居清造により、旧宅及び宅跡の土地建物が松阪市へ寄贈されることによると考えられる（昭和24年度保存会要覧作成の日付は昭和25年3月30日となっている）。また、その後、昭和28年旧

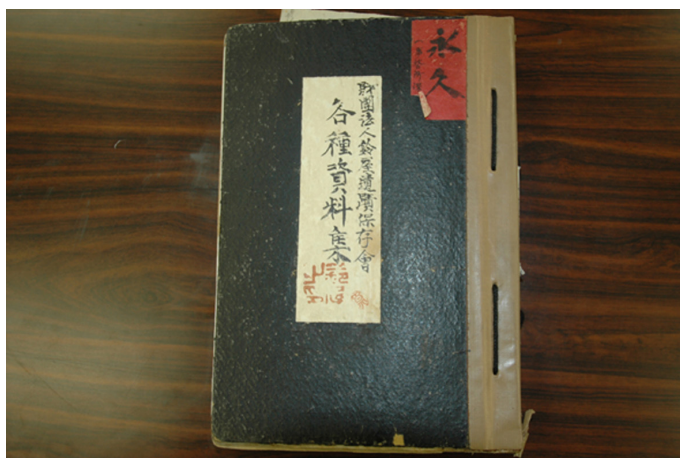


図6 財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集

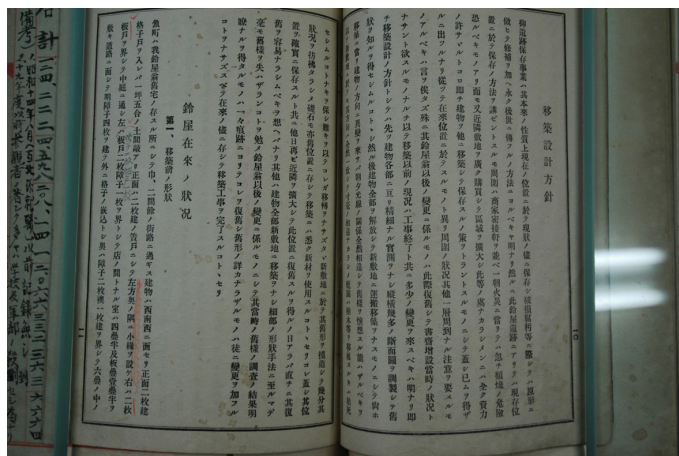


図7 『各種資料集』所収 旧宅移築工事報告書（仮称）

宅及び宅跡の国特別史蹟指定、新上屋趾の松阪市史跡指定と続くことから、簿冊の作成前後の保存会は、意義及び活動動向としても重要性が高まっていたと察せられる。なお、『各種資料集』には、移築工事に関する報告冊子（『移築事業報告書』と仮称）（図7）が含まれることも記す。

表1 本居宣長記念館所蔵『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』目次

1	本會設立趣意書
2	贈従三位本居宣長遺跡保存料傳達又受附書類
3	鈴屋移築顛末
4	引継書類
5	山林借用願書并認可書類
6	町有地借用願書并許可書類
7	寄託品預書類■本居豊顕、本居清造、片野東四郎
8	本居春庭百年祭
9	鈴屋遺蹟記念碑建設
10	本會役職員ノ任免
11	御手植松ノ處置
12	魚町旧宅跡看視人ノ囑託
13	山室山神社ノ遷座又改称
14	日独交驛使節原田積善會一行ノ未観
15	皇太后陛下下行啓
16	最近市長引継書類
17	決戦下重要書類其他寄託品保管装置
18	御内帑下賜金
19	創立当初ヨリノ寄附釀出金
20	堀木氏特別寄附金并採納決議書
21	報告祭慰靈祭餘録
22	財団法人設立二関スル申請認可書類
23	市有建物無償貸借又更生契約書類
24	補遺録
25	日乗抄録
26	財團二関スル重要書類
	寄附行為
	設立趣意書
	事業計劃二伴フ収支豫算
	財産目録
	本會二寄託セル物件
27	創立当初ノ本會々務報告書（『移築報告書』）
28	參觀者員數年度別統計表
(附)	
1	財団法人鈴屋遺蹟保存會ノ施設經營ニ就テ 昭和二十二年三月
2	昭和二十三年度本會事業報告書
3	昭和二十四年度本會歳入歳出豫算書
4	堀木常助氏慰靈祭雜纂綴（昭和十八年二月廿五日）
5	古事記傳縮寫完了報告祭雜纂綴（昭和十八年十二月九日）
6	本居学講演會雜纂綴（昭和十八年八月）
7	宣長翁百五十年祭對處一方策

注

- 注 1) 『松阪市史 第6巻 史料篇 文化財』「本居宣長旧宅」松阪市，1979，P.187-189
- 注 2) 「中日新聞」(続・松阪の宣長さん－語り伝えた人々－49) より
- 注 3) 城戸久『先賢と遺宅』「本居宣長の舊宅」那珂書店，1942，P.49-62
- 注 4) 本居宣長記念館『備忘録』所収

【 第 1 章 】

鈴屋遺蹟保存会の保存活動

1. はじめに	11
2. 鈴屋遺蹟保存会の創立	11
2-1. 本居宣長の評価	11
2-1.1 近代における本居宣長顕彰の経緯	11
2-1.2 生前の活動と位置付け	15
2-2. 鈴屋遺蹟保存会の立役者	18
2-2.1 発起人と賛助人	18
2-2.2 創立に至るまでのキーマン	18
2-3. 全国でみられる近代初期の保存会	22
3. 保存会活動の変遷	24
3-1. 運営主管の変遷	24
3-2. I期 明治 39 年 (1906) ～大正 15 年 (1926) 間の活動	24
3-3. II期 大正 15 年 (1926) ～昭和 17 年 (1942) 間の活動	27
3-4. III期 昭和 17 年 (1942) 以降の活動	27
4. 保存対象物の経緯	29
4-1. 「遺墨遺品類」と「旧宅、旧宅跡」	29
4-2. 文化財指定の変遷	30
4-3. 最初期史跡指定の旧宅及び宅跡	33
5. まとめ	37

1. はじめに

鈴屋遺蹟保存会は、本居宣長の遺墨遺品及び旧宅の保存事業を目的として編成された民間組織である。保存会創立の背景には、明治前期頃から始まる地元有志者による本居宣長顕彰の動向が確認できる。保存会は、明治39年(1906)設立ののち、松阪町と共に飯南郡が運営主管の主体となっていた。郡制廃止に伴い、大正15年(1926)には松阪町が実質的な主体となり、更に昭和17年(1942)財団法人へ改組されることで運営主管の変遷が見られる。保存事業継続の実態を示す資料は、『各種資料集』にまとめられたもののみであり、特に松阪町管轄下の大正15年から昭和17年の間は、資料の欠落がある。ここでは、『各種資料集』を基本資料とし、保存会設立の明治39年から『各種資料集』取りまとめ作成時期の昭和24年(1949)までにみられる保存会動向を整理し、保存会の実態及び管理対象物の変遷を明らかにすることを目的とする。

2. 鈴屋遺蹟保存会の創立

鈴屋遺蹟保存会は、明治39年(1906)8月に設立された。創立目的は、簿冊中の「贈従三位本居宣長大人遺跡保存會趣意書」によると、「先生の遺品と、現在の遺跡と、併せて、之を永遠に保存し、以て國民教育の活材料に供し、先生の苦學精勵尊王愛國の感化をして、長へに國民の上に在らしめんと欲す」とある^{注1)}。以下、保存会の成立経緯を順を追って記す。

2-1. 本居宣長の評価

2-1.1 近代における本居宣長顕彰の経緯

本居宣長没後の近代における評価は、明治7年(1874)山室山神社の社殿創始に始まる宣長翁顕彰の動向と、明治26年(1893)3月29日^{注2)}の松阪大火による旧宅焼失の危機が相似て、明治34年(1901)宣長没後百年祭を契機とする地元住民による郷土偉人への再認識に焦点が集まる。

山室山神社とは、現在の本居神社であり、明治7年山室山の宣長の奥墓の傍らに社殿を造り、宣長を主神とし、あわせて平田篤胤を祀った神社である(図1)。神社は、まず明治4年(1871)に川口常文(飯高郡大足村)、野呂萬次郎(美濃国御嵩村)が宣長翁の遺徳を敬慕し、曾孫本居信郷(魚町)、門弟の久世安庭(殿町)、岡村美啓(殿町)、垣本

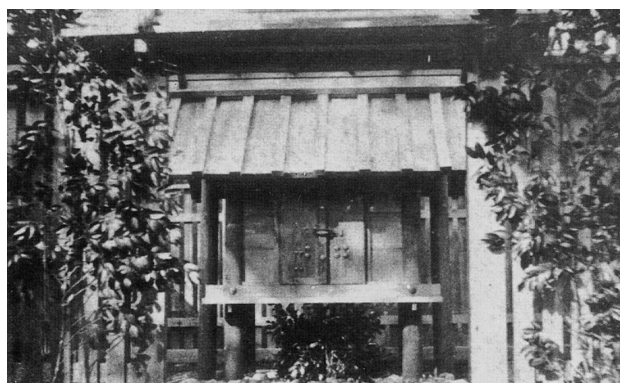


図1 山室山神社 明治8年造営当時
(本居宣長記念館所蔵)

安基楽（駅部田）等と共に、山室山の宣長の墓側に祠を建て祀った^{注3)}ことから始まる。明治7年(1874)宣長の曾曾孫・本居豊穎、本居信郷より、官に靈祀造営願が提出され許可を得る。さらに墓側に祠殿を建て、祭祀の儀を行なうことを追願して許可されている^{注4)}。社殿は、明治8年(1875)3月21日に竣工し^{注4)}、遷座

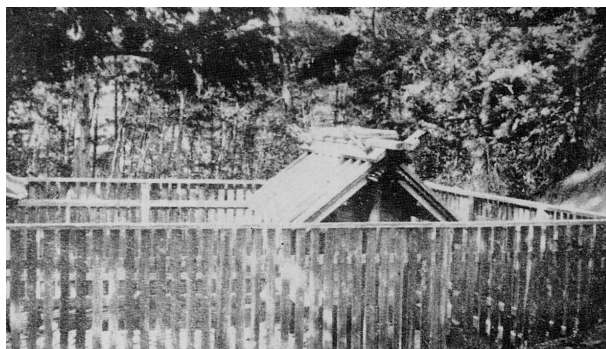


図2 山室山神社 明治15年改造後
(本居宣長記念館所蔵)

式では宣長の御正体は本居信郷が奉戴して、平田篤胤の御正体は野呂萬次郎が奉戴して行なわれた^{注3-1)}。神社は、本居宣長と平田篤胤が祀られているが、平田篤胤合祀に関しては当初学者間で異論があったという。しかし、野呂萬次郎、前納包廣等が強く主張したため結局相殿に祀られることになり、社名は本居神社の予定だったものが地名を取り、山室山神社となった^{注3-1)}。よって、現在の本居神社と名称されるようになるのは、神社移転後の昭和6年(1931)からとなる。

山室山神社社殿は当初、花岡町山室の宣長墓側にあったが、その後明治22年(1889)殿町追手筋(元奉行所跡、現在の松阪市役所)に移転(図3)し、さらに大正4年(1915)に松阪神社と地続きとなっている現在の場所(四五百の森)に移転(図4)した^{注5)}。明治13年(1880)明治天皇が初めて三重県御巡幸した際に、明治10年(1877)「西南の役」の遺族への慰労金を賜るばかりでなく、結城宗広(津市結城神社)と本居宣長の墓を共に勅使・侍従富小路敬道が遣わされ、社域拡張について金一封を賜わっている^{注3-1)}。

明治天皇の御下賜金をうけて、明治14年(1881)本居豊穎、本居信郷、平田胤諸(平田篤胤の長子)が主唱となり、川口常文、野呂萬次郎をはじめ40余名の有志がはかって、社殿改築と参道の拡張を計画して資金を募っている^{注3-2)}。しかし、この計画は奥墓に接近して場所が狭いうえに参道が険しくて支障が多いことなど問題となり、中止となる^{注3-2)}。翌15年(1882)4月、殿町追手筋に移転改造の事を出願し、5月10日許可されている^{注3-2)}。明治20年(1889)8月13日、山室山神社では神社改造掛を委嘱し、岩出重次郎が信徒総代世話係兼金銭出納係となり、他に、世古莊次郎、村田佐右エ門、水谷半助、増



図3 山室山神社 明治22年移転当時
(本居宣長記念館所蔵)

田新兵衛、中村平三、清水長兵衛、四方彦兵衛、杉山孝次郎、吉田吉兵衛の9名（全員魚町住）が委嘱される^{注3-3}。そして、同年8月16日より、首唱者を川口常文、飯高飯野郡長土居光華とし、山室山神社の移転のための地固め作業に取掛かり、棟梁などもその頃に決定していることがわかる^{注6}。同年10月22日には、川口常文、土井光華によって寄付を請願する会議が持たれ、松阪の商家

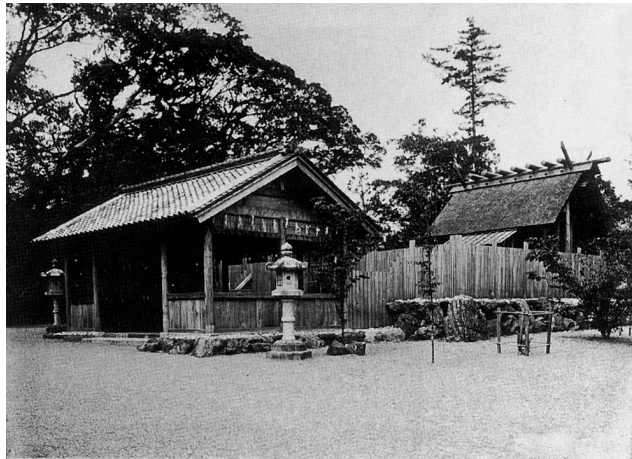


図4 山室山神社 大正4年移転当時
(本居宣長記念館所蔵)

(三井・小津・長谷川・長井家)をはじめ、市街の有力者、各町の連合会議員等50余人の出席を得て、社殿の修理新築費の概算約三千円の寄付を求めている^{注3-3}。さらに、川口常文が山室山神社を創祀して今日までの経緯を懇々と述べたのを一同感激し、「今後要する所の費額概算金二千円は松阪市街丈けにて負担すべし」、「本月中には同市街各町より必ず三名づゝの惣代を撰挙して、募金其他の雑事迄一切分担せしむべし」と即決している^{注7}。翌21年(1890)11月23日、山室山神社建築材の請負入札を伊勢新聞が広告していることも確認でき^{注8}、造営工事完了後の明治22年(1889)7月、地鎮祭が行なわれている^{注3-3}。

一連の山室山神社創祀に尽力を注いだ川口常文は、創祀前は八羽光穂（本居春庭の高弟）の門に入り、牧戸荷亭に従い漢字を学んでいる^{注3-4}。生まれは、飯高郡松尾村大字大足であり、熱烈な皇国敬神の思想の持主で、南朝関係の英霊並びに国学者の御霊を祀ることに生涯献身的に尽力したとされている^{注3-4}。また、川口は明治22年(1889)山室山神社を移転させた後、同25年(1892)10月9日に鎌倉宮遷宮式に参列し、鎌倉において死去している^{注3-4}。

山室山神社に関しては、殿町（現在の松阪市役所）に移転された後、明治33年(1900)に山室山保存会が登場する^{注9,10}。神社が殿町に移転された後(1889以降)は、山室村民は旧殿（飯南郡花岡町山室）の片付けをこばみ、毎年行なっていた参道の修復も行なわれず、荒れたままにされていた^{注3-5}。そして、この事態に向けてか、明治30年(1897)神宮皇學館有志「山室山献

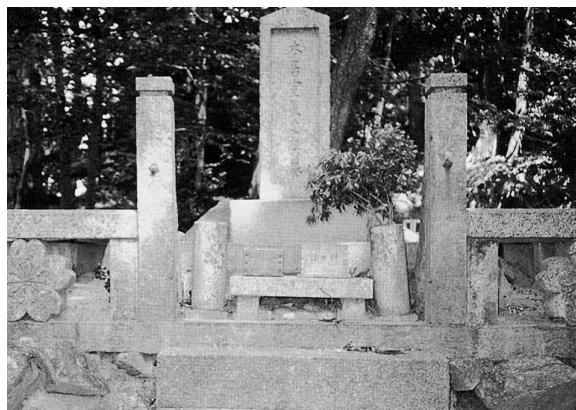


図5 本居宣長奥墓
(本居宣長記念館所蔵)

桜会」により、山室山神社遷座後の荒廃した奥墓（図5）の整備を訴える趣意書が提出される^{注11}。また、『三重新聞』^{注9}には、本居清造がこの荒れた旧殿の状態を知り、明治34年宣長翁百年祭に相当することを機会に山室山神社の修補改修・永遠の維持方法を確実にする・その為の工事費の蓄積を計るなどの目的を掲げ、山室山保存会なる組織を結成したとある。さらに、組織結成の後、花岡町妙楽寺に同会事務所を置き規則等を議定し、改修道路は幅九尺として来年（1901）3月に完成する予定であると記述されている^{注9}。宣長翁百年祭の発案時期は、確定できないが、山室山保存会発足に関して「山室山献桜会」の趣意書が明治30年に出されていること、『三重新聞』^{注9}の記事が明治33年（1900）11月16日付となっていることから、明治30年前後には、百年祭開催に向けての動向があったと察せられる。



図6 宣長翁百年祭（明治34年）

宣長翁百年祭の企画に大きく貢献したのは、当時郡長である橋本三郎とされる^{注3-6}。橋本郡長は、宇治山田の出身であるが当時松坂町魚町に寓居しており、歌学に長じ造詣が深かったことから本居宣長に対し関心が深かった^{注3-6}。没後百年という節目に、本居家をはじめ鈴屋門下や、山室山神社世話掛が皆企画にかかわり盛大に行われた（図6）。百年祭には、官民多数の参列の元に式典が行われ、参列者は数千人と言われている。また、それに伴い全国から和歌の詠進があり、その数二千四百余首とする^{注12}ことから、盛大な開催が察せられる。また、『伊勢新聞』の記事には、東宮殿下の下賜金として「東宮殿下には本居翁一百年祭執行の趣き聞召され、侍講本居豊穎氏へ金百圓御下賜相成たるに付同氏より更に山室山神社へ寄贈せられたりと」とあり、東宮殿下（大正天皇）の関心の高さを読み取ることが出来ると共に、本居豊穎の百年祭への影響力がうかがえる。

以上より、宣長翁百年祭開催には、宣長門下の他にも山室山神社創祀の一連の地元有力者が関与し、後押しとなった御下賜金を賜った宮家の背景に侍講本居豊穎が尽力したと察せられる。このように、本居宣長に対する評価は百年祭にして高潮し、その後の明治39年（1906）遺蹟保存会発足へとつながる。また、明治27年（1894）松阪大火が旧



図7 宣長翁百年祭 山室山神社開扉
（本居宣長記念館所蔵）

宅の存続危機を物理的に知らしめ、宣長翁百年祭の開催に向けた準備活動と相似て、保存活動に拍車がかかった。

2-1.2 生前の活動の位置付け

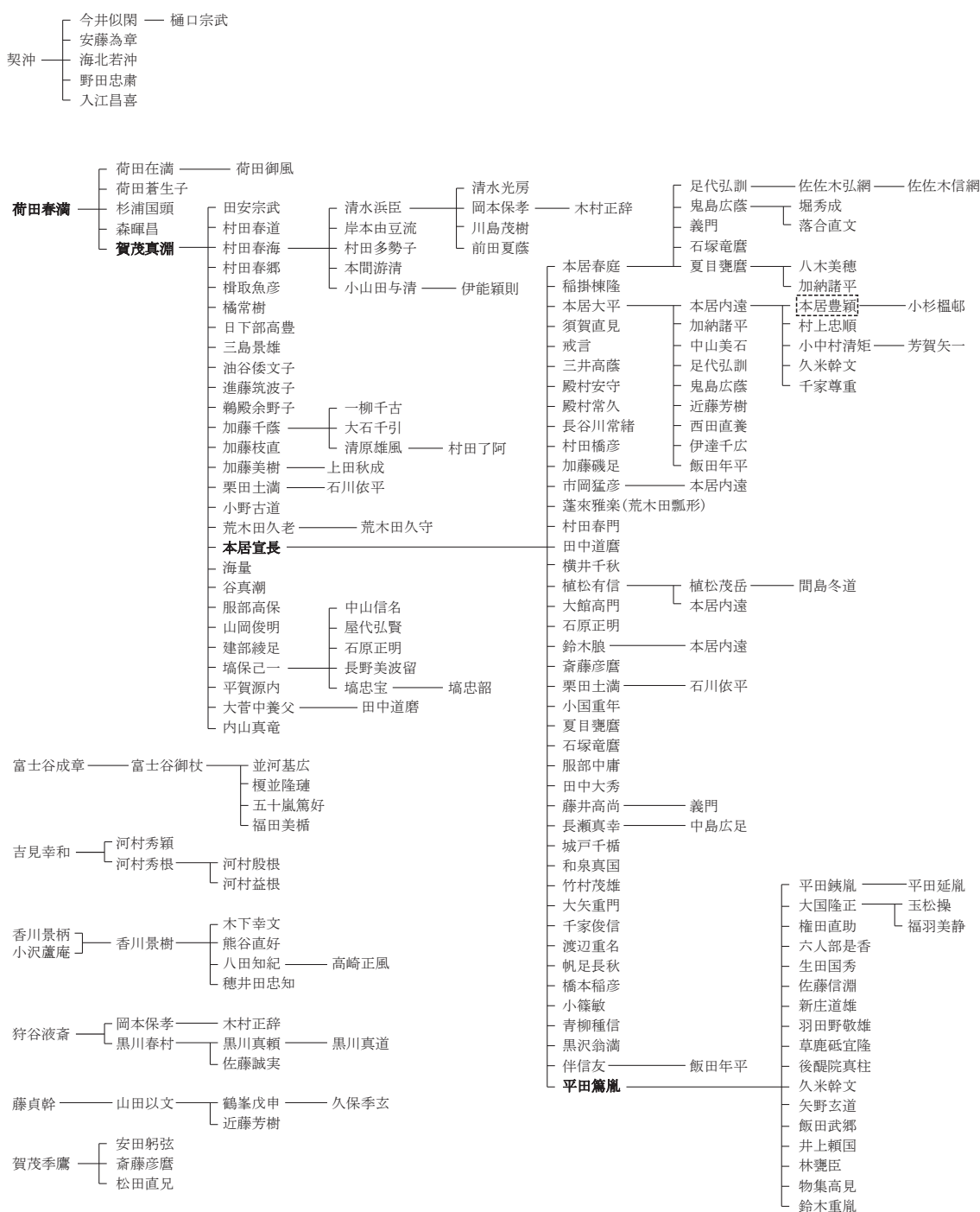
本居宣長生前の国学者としての位置付けは、『國史大辭典』^{注13)}を引用し、その定義をしていく。以下は、文献^{注13)}を引用したものである。

本居宣長（1730-1801）は国学者として、広く一般的に知られており特に著書『古事記伝』を余生に復活させたことが偉業とされている。享保15年（1730）5月7日、伊勢国飯高郡松坂に彼は生まれる。父は小津定利、母は勝。生家は木綿商で、宣長11才の時に父が没した際に、家は義兄が継ぎ、宣長は19才で伊勢国山田の紙商今井田家へ養子に出された。しかし、幼少より読書を好み、学者肌であった宣長は、家業に身が入らず、21才の時、養家を離縁になって実家に戻る事となる。翌年、義兄が没して、宣長が家を継ぐことになったが、宣長の資質が商人に向いていないことを見抜いた母の勧めによって、医師として身を立てることを決意し、23才の宝暦2年（1752）3月、医学修業のため京都に上った。京都において、まず堀景山に入門して漢学を学び、ついで堀元厚・武川幸順に医学を学んだ。景山は学統としては朱子学派に属するが、荻生徂徠の儒学説に親近して柔軟な人間観・文学観を抱懐し、また国学に関心が深くて、契沖の著述を尊重していた。景山を通じて徂徠と契沖の学問に接したことは、以後の宣長の学問・思想の形成の上で重要な意味を持っている。特に契沖の斬新な古典研究の影響は大きく、宣長を国学に向かわせる契機となった^{注13)}。

宝暦7年（1757）、松坂に帰って医師を開業するが、その一方で国学にも本格的に取り組むようになり、研究と門人の教育に従事した。翌8年（1758）から『源氏物語』を開講したのをはじめ、『万葉集』『古今和歌集』『新古今和歌集』『伊勢物語』『日本書紀』などを取り上げた。宝暦13年（1763）5月、かねて『冠辞考』などの著書を読んで敬慕していた賀茂真淵（1697-1769）が、大和旅行の帰途、松坂に立ち寄ったのを訪ねて、生涯にただ一度の対面を遂げた。そして、宣長35才の翌明和元年（1764）正月、江戸の真淵に入門の誓紙を送って正式に入門した。しかし、真淵に入門する以前までに『源氏物語』の評論である『紫文要領』、歌論『石上私淑言』を書き上げており、この二著にはこの後の宣長がより精密な形で展開する特徴的な主張がほぼ出揃っているため、宣長学の骨格は、真淵入門以前、独学の段階ですでに固まっていたとされている^{注13)}。

真淵に入門後は、『古事記』を中心とする上代の文献に関心が向けられるようになり、『古事記伝』の執筆に取りかかったのは、入門直後の明和初年と考えられている。以後、35年を費やして、この畢生の大作は69才の寛政10年（1798）に完成した。国学者としての名声も次第に揚がり、伊勢のみならず諸国からの入門者が相ついだ。『授業門人姓名録』には、没するまでに500名を超える門人が記載されている。また、天

明7年(1787)松坂の藩主徳川治貞に為政者の心構えを説いた『秘本玉くしげ』を献上する、寛政4年(1792)には治貞の後を継いだ治宝に松坂在住のまま召し抱えられ、同6年(1794)・10年(1798)・12年(1800)には和歌山に赴いて、藩主の御前で古典の講義を行うなど、政治に対しての教育者としても関わっていることがわかる。この教育者の立場としては、本居宣長の遠縁であり、曾孫弟子である本居豊穎(1834-1913)においてもみられ、明治29年(1896)東宮侍講に任ぜられ皇太子(大正天皇)



* 黒字ゴシックは、国学四大人(シタイジン)

図8 国学者樹形図(『國史大辞典』(国史大辞典編集委員会編、吉川弘文館))

の教育にあたっている。享和元年（1801）9月29日、72才をもって没後、家は実子の春庭が失明していたため、養子大平が継ぎ、大平は和歌山藩に仕えた^{注13)}。

宣長の学問は、大きく（一）文学説、（二）語学説、（三）古道説の3つの分野に分けてとらえることができる。以下はそれぞれの分野ごとにその評価を記述する。

（一）文学説^{注13)}

『紫文要領』と『石上私淑言』が代表的な著述で、有名な「物のあはれを知る」の説が詳述されている。「物のあはれを知る」とは、喜ぶべきことに会ったら喜び、悲しむべきことに会ったら悲しむという素直な心の持ち方のことで、宣長は、いかに女々しく見えようと、それこそが人情の真実であると主張する一方で、儒教や仏教がうるさく道徳を説くのは、人情の真実を抑圧し、偽善を強制するものであるとして、厳しく批判した。この主張は、『源氏物語』や古来の和歌が、道徳的には許されない恋を好んで取り上げていることを、文学の目的は、道徳を教えることではなく、「物のあはれを知る」心を養うことにあるとして擁護する議論へと展開する。それは、人間を情の面からのみとらえるという欠点を含みながらも、文学を中世以来の道徳的文学観から解放する、画期的な文学論であった。文学関係の著述としては、他に注釈書『新古今集美濃の家づと』『古今集遠鏡』、『紫文要領』を増補改定した『源氏物語玉の小櫛』などがある。

（二）語学説^{注13)}

古語の実証的な研究が宣長の学問の1つの柱となっているのは、古典の正確な読解のためには古語についての正確な知識がなければならないという考え方に基づくもので、これには荻生徂徠の古文辞学からの示唆があった。主要な業績に、『てにをは紐鏡』『詞の玉緒』において、「係り結び」の法則を明らかにしたこと、『字音仮字用格』において、五十音図のオ・ヲの所属が鎌倉時代以来誤っていたのを正したことなどがあり、また『古事記伝』をはじめとする注釈書類には、古語の意味・用法についての卓抜な見解が多数含まれている。しかし宣長の語学説には、国学者の通弊として、日本語を優秀な言語とする非合理的な価値判断がまつわりついていて、それが実証主義の徹底をさまたげていることが指摘されている。

（三）古道説^{注13)}

「物のあはれを知る」の説にすでに見えていた、儒教・仏教への批判とわが古代文学に現れている心情の純粹性への賛美とが、独特の神道として理論づけられたものである。『古事記伝』の序論として著された『直畏霊』や『馭戎慨言』『葛花』『玉くしげ』などの著述に述べられる。すなわち、儒仏の道徳的強制を人情の自然を抑圧する作為

としてしりぞけ、ありのままを尊重するという思想が、儒仏に代わるわが国固有の「道」にまで上昇し、万事を神のはからいと受けとめる新道として規範化された。具体的に、『古事記』に伝えられている皇祖神を中心とした神々の事跡をそのまま道の現れと見なし、そのような神々をいただくわが国を万邦無比の国と信じ、皇祖神の子孫たる代々の天皇に絶対服従すべきことを説く。

以上の3つの分野が一体となって、宣長学という膨大な体系を作り上げており、質的にも量的にも国学の頂点をなしている。その学問と思想は、柔軟な人間観、徹底した思索、博搜の実証主義が発揮された側面においては、今日の国文学・国語学・国史学の研究にもなお刺激を与える偉大な業績を上げているが、非合理的な側面においては、幕末から明治にかけて、偏狭な国粹主義に根拠を提供するという禍根を残した。宣長以後は、この膨大な体系をよく一人で支える門人はなく、文学説は石原正明・藤井高尚など、語学説は本居春庭・鈴木胤など、古道説は宣長没後の門人を自称する平田篤胤などと、分割して継承された^{注13)}。

2-2. 鈴屋遺蹟保存会の立役者

2-2.1 発起人と賛助人

鈴屋遺蹟保存会の設立に当たっては、明治39年8月付「贈従三位本居宣長大人遺蹟保存会趣旨書」^{注1)}によると、三重県知事有松英義他60名が発起人となり、計80名の賛助人を得ることで、遺蹟保存会の募金を募っている。発起人は、小津清左衛門、長谷川治郎兵衛をはじめとする地元有力者が参画している。賛助人は、三上参次、上田萬年をはじめとする学者も名を連ねている(表1)。会長は、有松英義であり、事務所は三重県飯南郡役所内に置かれた。

保存会設立時の発起人は、大正3年引継書^{注14)}によると「発起人ハ會之成立ト同時ニ消滅シテルモノト心得居ルコト」とあり、設立以降旧宅移築事業も含めその実働的な監査指導及び活動等はなかったと考えられる。

2-2.2 創立に至るまでのキーマン

2-2.2.1 地元有志者

保存会発足のきっかけとなった人物は、魚町の有志者であった山室山神社世話掛がまず、考えられる。彼らは、明治26年(1893)3月29日の松坂大火を契機とし、旧宅の保存方法について討議し、その意見をまとめて町役場や郡役場へ出かけて町長や郡長と協議を重ねている^{注3-7)}。このメンバーの中には、岩出重次郎という人物がいる。岩出は、保存会の発起人等には含まれていないが、事業資金の造成に協力している^{注3-8)}。岩出は、明治20年(1889)に山室山神社世話掛の信徒総代世話係兼金銭出納係に任命され、上述の川口常文没後の明治25年(1892)以降は、その意志を受継ぎ、

表1 発起人及び賛助人一覧（明治39年8月 贈従三位本居宣長大人遺蹟保存会趣旨書より）
発起人

石井新太郎	【幹事】乾 九平	石井義忱	生駒恭人
今村眞橘	乾 久三郎	【幹事】稲葉徳三郎	今野東吾
原 静雄	濱田盛義	【幹事】長谷川治郎兵衛	【幹事】西 松二郎
西塚宗吾	【幹事】堀木斎右衛門	【幹事】星合政輔	【幹事】堀内鶴雄
堀江門次郎	千野郁二	【幹事】大平孝則	岡 耕三郎
大山元史	長 英生	大谷嘉兵衛	【会計監査】小津清左衛門
大村福五郎	【幹事】神川 節	【幹事】龜井 徳臈	加藤行海
加藤秀一	川村 寛	川田茂通	吉田嘉一郎
【副会長】田中次郎	田村左衛士	高槻純之助	高橋俊盒
竹田喜太郎	鶴田丘一	根岸福彌	【幹事】長井九郎左衛門
村井恒藏	上野録二郎	野村盛賢	栗田覚治
黒川佐太郎	桑原芳樹	藤井長藏	福井銚吉
【幹事】出口文兵衛	秋鹿見橘	【会長】 有松英義（三重県知事）	有田義資
【幹事】安保庸三	足立丈次郎	【幹事長】 甘粕春吉（飯南郡長）	佐藤功一
北原保重	北野孝一	湯地幸平	水谷兵四郎
宮城庄三郎	弘田正郎	森谷三雄	杉阪源兵衛

賛助人

正二位 公 爵	岩倉具定	従三位 男 爵	茨木惟昭	従四位 文学博士	井上哲次郎
従五位 子 爵	石川成秀	正六位 文学博士	井上頼圀		乾 逸太郎
正三位	濱尾 新	従五位 文学博士	芳賀矢一		濱田國松
正六位 法学博士	仁保龜松	正五位	北條時敬	従一位 侯 爵	徳大寺實則
正四位	徳川頼倫	従五位 伯 爵	藤堂高紹	正三位	尾崎行雄
従五位 文学博士	荻野由之	従七位 文学博士	大槻文彦		大井卜新
	饗庭興三郎	正三位 男 爵	渡邊千秋	従二位 子 爵	香川敬三
従四位	加太邦憲		川村 暉		川口和太郎
従四位	吉原三郎	正二位 子 爵	田中光顕	正三位 男 爵	高崎正風
従三位	田邊輝實	正四位	武井守正	正六位 文学博士	田中義成
正五位 文学士	坪井九馬三	文学博士	坪内雄藏		辻 寛
	土屋源一郎	正三位 侯 爵	中山孝磨	正四位	中村雄次郎
正五位 文学博士	中島力造	従四位 文学博士	評議員：上田萬年		海野謙次郎
正五位	栗原亮一	従三位	山縣伊三郎	従三位 理学博士	山川健次郎
従二位 伯 爵	松浦 詮	正三位 男 爵	前島 密	従三位	牧野伸顕
従五位 子 爵	松平定晴	文学士	松本愛重		松本恒之助
従二位 子 爵	福羽美静	正四位	藤田四郎	従四位	古荘嘉門
従五位	福原鐮二郎	従六位	評議員：藤岡好古	従四位	足立正聲
従五位	青木良雄	正二位 侯 爵	佐々木高行	正六位	澤田重遠
	佐々木信綱		澤 重次郎		佐藤邦光
従三位 伯 爵	清棲家教	従五位 文学博士	木村正辭		木村誓太郎
従三位 子 爵	三室戸和光	正五位 文学博士	評議員：三上参次	正五位 法学博士	水野鍊太郎
正六位	宮地嚴夫		宮本吉右衛門	正四位 文学博士	重野安禪
正五位	志賀重昂	従七位	評議員：篠田時化雄	正二位 伯 爵	東久世通禮
従五位	樋脇盛苗		平田盛胤	従五位	森 正隆
正三位 男 爵	千家尊福	正五位	世古祐次郎	従五位	鈴木 隆

山室山神社の維持にあたっていたと思われる。また、岩出は、明治22年(1889)に魚町の区長代理となり、同23年(1890)から同40年(1907)まで区長を務めている。そして、旧宅移築工事の際には、明治41年(1908)12月27日実測が開始されて以来、毎日現場におもむき、土屋純一の実測調査の助手として、現場で働いていた^{注3-9)}。岩出は、現場での勤労が認められ、移築工事竣工後、甘粕春吉郡長より鈴屋遺蹟保存会の初代事務員として任命されている^{注3-9)}。

保存会発起人である小津・長谷川といった地元有力者は、資金面での援助や地元知名度から、保存会発足への影響は大きかったと考えられる。しかし、発足のきっかけとなったのは地元住民の偉人顕彰と遺品等の保存に対する芽生えが先行していると察せられる。鈴屋遺蹟保存会は、山室山神社の造営から始まる川口常文の偉人復興が原点となり、それを受継いだ岩出重次郎によって実現されたと考えられる。



図9 川口常文



図10 岩出重次郎

2-2.2.2 東宮侍講 本居豊穎

本居豊穎(1834-1913)は、前述でも述べたように宣長からみて遠縁にして曾孫弟子にあたる。東宮侍講に任ぜられ皇太子(大正天皇)の教育にあたった^{注13)}。保存会創立に際し、保存会は宮家からの下賜金を賜っている。下賜金は、『各種資料集』^{注15)}によると昭和24年現在で表2の通りとなっている。宮家が本居宣長保存活動を知るきっかけになったのは、“東宮侍講”本居豊穎が身近であったことが起因したとも言える。明治天皇は、鈴屋遺蹟保存会発足の前年、明治38年(1905)11月17日、本居宣長に対して従三位を追贈され、さらにその遺蹟保存の資金として、金五百円を下賜された。保存会創立までの、本居豊穎の関わりは、前述の明治8年(1875)山室山神社造営から始まる。明治7年(1874)豊穎と本居信郷(宣長の曾孫)と共に靈祀造営願を提出し、官に許可され、さらに祀殿を建造し、祭祀の儀を行なうことを追願し

表2 皇族による御下賜金一覧表

日時	皇族	金額
明治39年(1906) 9月	明治天皇	金 五百 圓
明治43年(1910) 11月	皇太子殿下	金 壹百 圓
明治44年(1911) 5月	皇后陛下	金 貳百 圓
大正9年(1920) 5月	高松宮殿下	金 五十圓
大正11年(1922) 11月	皇后陛下	金 壹百 圓
大正13年(1924) 4月	山階宮・武彦王殿下	金 五十圓
大正15年(1926) 6月	閑院宮・載仁親王	金 五十圓
昭和12年(1937) 6月	皇太后陛下	金 参百 圓

*『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』御内帑又下賜金より



図11 岩出重次郎

て許可されている^{注3-1)}。豊穎は、山室山神社執事として、神社の祭祀、維持を行い毎年11月5日（太陽暦に換算した宣長没日）に祭事を行い、後の明治22年（1889）社殿移転にも関わっている。また、明治26年（1893）の松坂町大火後の明治28年（1895）には、山室山神社世話掛による旧宅保存の対策についての報告を受けて、「本居健亭（信郷）と協議のうえで、ともかくも他地方に対し、後年までも名誉を損なわせぬ様保存の策何卒御賢察下され度く御依頼申し上げる」と返答している^{注3-7)}。この時点で、豊穎は東宮侍講に任ぜられている。また、宣長翁百年祭では、詠歌の監修を専ら豊穎が行なっている^{注3-6)}。

明治42年（1909）移築工事竣工後の翌年43年（1910）11月には、東宮嘉仁親王（大正天皇）が、教育・産業を見学のため三重・愛知県へ来た際に、松阪に立ち寄り、移築されたばかりの本居宣長旧宅を見学している。移築されてからわずか1年の内に、皇族が立ち寄り、庭内に植樹（松）するなど、その関心の高さが伺える。

2-2.2.3 新聞記者 角田浩々歌客

文献及び資料検索から読み取ることの出来る保存会発足の仕掛け人として、新聞記者の角田浩々歌客（1869-1916）なる人物に突き当たる。それは、彼の著書の中に旧宅を保存することは当然であるというはっきりとした文章が残っていることと、それも百年祭での記事で書かれていることからである。角田浩々歌客は、「角田浩々歌客書誌（1）」^{注16)}によると、本名は角田勤字公勤、通称は勤一郎、雅号ははじめ不二行者と称したが、『國民之友』の時評文を担当した時より、馬子才の詩に執って浩々而歌閣主人、さらに略して浩々歌客とする。その他、漢詩の櫻顛道士、『大阪朝日新聞』の出門一笑、『東京讀賣新聞』の劍南道士、伊吹郊人、『大阪毎日新聞』の迂鈍居士、鈍右衛門など多くの筆名があるが、紀行文にはおもに不二行者を、雅号の浩々歌客は主に文芸時評文に用いた。とある^{注16)}。

さらに、角田浩々歌客（1869-1917）は、明治18年に慶応義塾を卒業の後、湖山小野長愿に漢詩を、康有為に支那学を師事し、明治30年2月27日の第337号より、『國民之友』誌上で時評文を担当し、この頃から世の注目を浴びようになる。その後、明治32年より「大阪朝日新聞社」に招かれ、朝日文芸欄での文芸時評に力を注ぐ。さらに明治38年にライバル社である「大阪毎日新聞社」に移り、以後明治41年12月～42年6月、同44年2月～4月の二度にわたり社会部長の要職につく。また、大正元年に「大阪毎日新聞社」が「東京日日新聞社」を買収してからは、現在「毎日新聞社」である『東京日日新聞』の初代学芸部長として、13年ぶりに東京へ乗り出す。その後は、顕著な活躍は見られないまま死去する。となっている^{注16)}。よって、角田浩々歌客が「大阪毎日新聞社」で記事を書いている時に旧宅の移築工事が行われていることがわかる。

劍南道士による著書『理趣情景』^{注12)}によると、「彼の歐米にて偉業なる文豪の故宅をば社會より保護して後に傳へ世の感化育英の資に供することを思へは元よりさるべき事にしてわれ等はその説の實行さらんこと速かなるを望む」^{注12)}とある。また、「海山の風光を一目に見渡し得べき舊紀州藩城番址なる公園のあるを見て、端なく文豪本居翁の化育を表彰すべき設備は、當に此に施爲すべきを思えり。」^{注12)}さらに、「…要するに公園の設備は本居翁を記念表彰するに於て適應のものたると共に遊覽の客を引く松坂繁昌の方便ともなるべし」^{注12)}とある。これらによると、角田浩々歌客は百年祭に松阪を訪れた際に魚町旧宅を見学し、偉人旧宅に対する価値を見出し、教育のために旧宅を保存することを提唱しているといえる。さらに、松阪公園内に旧宅を移築する方法をも示唆している。角田浩々歌客は、松阪町という地区に関して、精神的と物理的との二文明を發揮した地という認識があり^{注12)}、前者には文豪本居宣長を、後者について多数ある富豪の中でも三井家を指している。これは、精神的化育を天下に及ぼした松阪が、さらに同時に富豪を出して物理的勢力を天下に知らしめた地であるという、偉業を称えているものである。そして、文豪宣長の故郷名勝が少ないということをして、記念表彰するための設備が物理的に必要であるということを示している。

以上のことから、角田浩々歌客は、本居宣長の偉業を広める役割として、さらに文献に残されている旧宅保存の必要性を示唆した最も古い資料を残した人物であることから、保存会発足のきっかけを促した最初の人物であった可能性がある。

2-3 全国でみられる近代初期の保存会

鈴屋遺蹟保存会の創立前後の時期には、全国的にも遺跡に対する保存活動が見られる。西村幸夫によれば史蹟名勝天然紀念物保存法（1919）以前の雑誌等にあらわれた「史蹟」保存のための活動団体（表1）は、明治33年（1900）前後から、全国的に増えている^{注17)}。その多くは、地域の旧蹟及び神社寺院に対する保存を目的とするもので、偉人旧宅の保存を目的とする活動団体は少ない。また、一個人の為の保存を目的として結成された運動団（表3中の黒ゴシック）は、明治33年（1906）以降で全国的に増加し、鈴屋遺蹟保存会は、偉人旧宅の保存を目的とする活動団体の先進的存在であった。

保存を目的とした組織結成の動向は、西村幸夫の論文^{注18)}では“近時の流行”と言っているが、当時におけるこのような活動は、近代初期における特徴のひとつであり、日清日露の戦争に勝利した日本において、ナショナリズムが高潮し、愛郷運動が盛んになった時期であるとも言える。また、本論では、これらの愛郷運動からもたらされた保存会の結成を“保存会の芽生え”として捉える。

表3 史蹟名勝天然記念物保存法(1919)以前の雑誌等にあらわれた「史蹟」保存のための運動団体一覧

設立年	団体名	会の目的・所在地等	出展
1879	保晃会	日光山内の二社一寺の保存	多数
1881	京都保勝会	五畿内江丹の名勝古蹟を永遠に保存	『歴史地理』12-5,p.499
1886	好古会	古物珍器名跡の保存	『歴史地理』8-7,3
1890	都農神社保存会	宮崎県都農村所在の神社の保存	『公文録』1890
1894	真野宮保存立誠会	佐渡島所在の順徳天皇遺跡の保存	『史学雑誌』10-10,p.1093
1898	小豆島寒霞溪保勝会	同地の保存	『歴史地理』2-9,p.719
1899	帝国古蹟取調会	古蹟の選定と保存顕彰	『史学雑誌』13-12,p.1290
1899頃	元弘彰址会	山城所在の後醍醐天皇行宮址の保存	『歴史地理』1-2,p.68
1899頃	真野宮保存立誠会	佐渡島所在の順徳天皇行宮址の保存	『歴史地理』1-2,p.68
1900	織田公彰徳会	織田信長の墳墓の整備顕彰	『歴史地理』2-5,p.388
1900	菅公旧蹟保存会	香川県瀧宮村所在の菅社の復旧	『歴史地理』2-7,p.540
1900	井出保勝会	京都府井手村の靈詞名蹟の保存	『歴史地理』2-2,p.155
1900	多田会	兵庫県所在の多田神社の神殿保存	『史学雑誌』11-4,p.522
1900	掃苔会	「古来名士名家ノ墳墓ヲ掃展」する	『史学雑誌』12-2,p.260
1900頃	山室山神社保存会	松阪所在の同名の神社の保存	『歴史地理』2-7,p.540
1900頃	鳥見協会	奈良県藤原町の神武天皇伝説地の保存	『歴史地理』2-2,p.154
1900頃	出雲神社保存会	兵庫県千歳村所在の出雲神社分社の保存	『歴史地理』2-1,p.71
1900頃	早良郡古跡調査会	福岡県所在の神功皇后遺跡等の調査・保存	『歴史地理』2-1,p.71
1900頃	芝山観音寺保存会	千葉県所在の同名の寺院の保存	『歴史地理』2-7,p.540
1900頃	花窟神蹟保存会	和歌山県有井村所在の巨巖の保存	『帝国古蹟取調会会報』1,p.65
1900頃	吉備真備公保光会	岡山県東三成村国勝寺にて結成	『帝国古蹟取調会会報』1,p.67
1900頃	宇治保勝会	宇治橋の修築等を計画	『歴史地理』2-9,p.718
1900頃	有馬保勝会	兵庫県有馬の名所旧跡の保存	『歴史地理』4-10,p.1039
1901	脇屋会	南朝の臣脇屋義助の功績の顕彰	『史学雑誌』12-12,p.1540
1901	順徳帝御遺跡保存期成会	越後寺泊港の遺跡保存	『歴史地理』3-5,p.400
1901頃	尾張中村勝地保存会	豊臣秀吉の生地保存	『歴史地理』3-3,p.230
1901頃	大和吉野古蹟保存会	奈良県吉野の古蹟保存	『歴史地理』3-2,p.152
1901頃	園原古跡保存会	伊良親王の遺跡顕彰	『歴史地理』3-8,p.644
1901頃	足利学校遺蹟管理委員会	足利学校の保存管理	『歴史地理』3-8,p.644
1901頃	白河保勝会	福島県白河の保存	『歴史地理』4-9,p.944
1902	平城神宮建設会	平城京大極殿址に神社建設	『洪沢栄一伝記資料』49,p.312
1902	湖東保勝会	滋賀県彦根周辺の保存	『歴史地理』4-4,p.439
1902	相可旧跡保存会	三重県相可の遺蹟保存	『歴史地理』4-4,p.440
1902頃	秋葉神社保存会	愛知県下の秋葉神社の保存	『帝国古蹟取調会会報』3,p.60
1902頃	古蹟保存会	長野県智里村の古蹟の保存顕彰	『帝国古蹟取調会会報』2,p.54
1902頃	清洲城保存会	愛知県清洲町に新社殿を建築	『帝国古蹟取調会会報』2,p.54
1903	早雲寺保蹟会	早雲寺保存のための寄付金募集	『古蹟』2-3,p.48
1903	奈良大仏会	東大寺修復資金を公募	『古蹟』2-5,p.59
1903	安岐国安国寺保存会	安国寺保存のための寄付金募集	『古蹟』2-6,p.63
1903	高台寺保存会	高台寺保存のための寄付金募集	『古蹟』2-10,p.70
1903	松本天守閣保存会	松本城天守閣の修理	『古蹟』2-11,p.76
1906	平城宮址保存発起人会	奈良平城宮の保存顕彰	『歴史地理』8-8,p.718
1906	栗山先生顕彰会	栗山彦輔の遺跡の保存顕彰	『歴史地理』8-9,p.726
1906	本居宣長遺蹟保存会	本居宣長の遺跡の保存	『史学雑誌』18-2,p.206
1907頃	井上通女遺徳表彰会	通女没後170年記念	『歴史地理』9-2,p.158
1908頃	汲古会	遺物筆蹟等の保存	『歴史地理』12-1,p.86
1911	史蹟名勝天然記念物保存協会		多数
1911	星岳保勝会	埼玉県川越市所在の喜多院の保存	『洪沢栄一伝記資料』49,p.298
1911頃	箕崎神苑会	福岡市所在の箕崎宮の保存	『歴史地理』19-1,p.136
1912頃	東北史蹟保存会	東北地方における史蹟の保存	『史学雑誌』23-3,p.351
1913	奈良大極殿址保存会	平城京址の保存	多数
1913	大塚先儒墓所保存会	小石川区の俗称「儒者捨場」の保存	『歴史地理』21-4,p.413
1913	春日山古城址保存会	上杉謙信の居城全山の買収	『歴史地理』23-2,p.233
1914	山寺保存会	山形県所在の山寺の保存	『歴史地理』23-5,p.587
1914	満州戦蹟保存会	戦地に戦蹟記念標の建設等	『歴史地理』23-4,p.464
1914	二戸保勝会	岩手県二戸郡内の名勝旧蹟の保存顕彰	『歴史地理』24-5,p.522
1914	浅野史蹟顕彰会	愛知県西成村所在の浅野氏旧蹟(宅跡)の保存	『歴史地理』25-1,p.165
1916	楠公誕生地保勝会	大阪府赤阪村の屋敷跡の保存	『歴史地理』27-3,p.307
1916頃	元寇史蹟保存会	元寇防塁の保存	『史蹟名勝天然記念物』1-12,p.96
1917	深川古蹟保存会	深川区の古蹟保存	『歴史地理』29-4,p.407
1917	蒲生君平誕生地及遺蹟保存会	宇都宮市の生家を保存	『歴史地理』29-4,p.407
1918	小塚原回向院烈士遺蹟保存会	吉田松陰らの墓地の保存	『洪沢栄一伝記資料』49,p.335
1918	汲古会	岡崎の旧藩主本多氏を中心とする会	『史蹟名勝天然記念物』2-10,p.74
1918頃	楠公夫人遺蹟保存協会	楠公夫人終焉の伝説地の保存	『歴史地理』32-3,p.232
1918頃	安土保勝会	織田、豊臣の遺蹟の保存	『史蹟名勝天然記念物』2-10,p.74
1918頃	不破郡名勝旧蹟保存会	関ヶ原の保存	『史蹟名勝天然記念物』2-10,p.73
1918頃	吉野保勝会	奈良県吉野の保存	『史蹟名勝天然記念物』2-10,p.73

※黒ゴシックは、一個人の為の保存を目的として結成された運動団である。

※表は、下記を引用させていただきました。

西村幸夫「史蹟」保存の理念的枠組みの成立 - 「歴史的環境」概念の生成史その4-

日本建築学会計画系論文報告集 第452号, P.178, 1993.10より

(表-1 当時の雑誌等にあらわれた「史蹟」保存のための運動団体一覧(史蹟名称天然記念物保存法(1919)制定以前))

3. 保存会活動の変遷

3-1. 運営主管の変遷

鈴屋遺蹟保存会は、明治39年(1906)設立から昭和17年(1942)財団法人改組以前までの36年間、会長を三重県知事、幹事長を飯南郡長及び松阪町長(市長)とした。実際の運営経営は、松阪町長または市長が主導し、松阪市民の支援幫助により維持管理がされた^{注19)}。保存会の運営主管は、民間団体として明治39年設立されたのち、大正15年松阪町管理、昭和17年財団法人へ改組と、大きく2回の変化点がある。ここでは、鈴屋遺蹟保存会の運営主管の変遷期を下記の三期に区分して記述していく。

- ・Ⅰ期 明治39年(1906)～大正15年(1926)
- ・Ⅱ期 大正15年(1926)～昭和17年(1942)
- ・Ⅲ期 昭和17年(1942)以降

3-2. Ⅰ期 明治39年(1906)～大正15年(1926)間の活動

保存会Ⅰ期の体制は、三重県知事を会長とし、副会長1名、幹事長1名、会計監督1名、幹事13名で構成した。副会長以下は、地元松阪有志者により構成され、保存会の管理実務は幹事13名を中心として展開されたと考えられる。保存会設立にあたり、三重県知事有松英義他50名が発起人となり、賛助人として、三上参次、上田萬年をはじめとする学者も名を連ねていた。しかし、『各種資料集』大正3年5月31日付引継書によると、「発起人ハ會之設立ト同時ニ消滅シタルモノト心得居ルコト」とあり、事実上、保存会の運営は、町議会によるものであった。

保存会当初の目的は、「先生の遺品と、現在の遺跡と、併せて、之を永遠に保存し」^{注1)}とし、活動寄付金募集項目として①遺跡保存費、②記念文庫建設、③維持基金、④諸雑費、を掲げている。この内、記念文庫建設は、設立時の目標金額に達しなかったことで断念され、一時はのちに譲る^{注19)}とある。しかし、その後も実現化されることはなく現在まで至る。したがって、旧宅移築事業が最優先の事業であり、併せて旧宅及び遺品類を維持管理する保存会活動の方向付けが、設立時に含まれていた。

鈴屋遺蹟保存会の主な活動内容として、明治39年(1906)保存会設立から、昭和45年(1970)本居宣長記念館竣工までの関係年譜を表4に示す。大正15年(1926)松阪町移管までの保存会活動は、旧宅移築事業を完了することで保存会目的の達成と最重要事業が一旦収束したと察せられる。とりわけ、旧宅移築後の保存会活動は、旧宅一般公開による拝観者管理対応及び寄託寄贈品の集積による管理活動が主であったと考えられる。

表4 鈴屋遺蹟保存会 主な活動関連年譜

和暦	西暦	宣長没後年	事項
明治 39	(1906)	105	5月31日 : 松阪城址内の町有地借入願提出 8月 : 鈴屋遺蹟保存会設立 9月10日 : 贈従三位本居宣長遺蹟保存料として金500円下賜される
明治 42	(1909)	108	6月6日 : 事務所、倉庫竣工 9月30日 : 本居豊頼より遺墨遺品6点寄託 10月 : 本居宣長旧宅移築竣工 10月6日 : 本居清造より103点寄託
明治 43	(1910)	109	11月15日 : 東宮殿下嘉仁親王(大正天皇) 鈴屋行啓。御下賜金100円拝載
明治 44	(1911)	110	5月21日 : 皇后陛下(昭憲皇太后) 神宮参拝。御下賜金200円拝載
大正 5	(1916)	115	6月25日 : 片野東四郎(名古屋市東区東矢場町)より「古事記伝板木」798枚寄託。 前田侯爵家から板木556枚寄贈 (「源氏物語玉の小櫛」111枚、「くず花」19枚、「美濃の家づと」92枚など)。
大正 6	(1917)	116	5月 : 土居光華、山室山新吉野開発を企画し組織化する。
大正 9	(1920)	119	5月 : 高松宮殿下、鈴屋御台臨。御下賜金50円拝載
大正 11	(1922)	121	3月8日 : 内務省、本居宣長旧宅・宅蹟を史跡に指定 11月6日 : 皇后陛下、三重県御臨幸の節、皇后職御用掛吉田頼子を山室山神社代拝として差し遣わす。御下賜金100円拝載 12月12日 : 鈴屋旧宅並びに宅跡史跡指定 (11月6日 内務大臣、宣長旧宅・旧宅跡管理者を松坂町に指定)
大正 13	(1924)	123	4月 : 山階宮武彦親王より、御下賜金50円拝載
大正 15	(1926)	124	1月31日 : 鈴屋遺蹟保存会を松坂町に引き継ぐ 6月 : 閑院宮載仁親王より御下賜金50円拝載
昭和 2	(1927)	126	2月 : 鈴屋参観台造築 11月7-9 : 本居春庭翁百年祭。贈位報告祭、墓前祭、講話、遺墨展を開く
昭和 5	(1930)	129	5月9-11 : 本居宣長先生生誕二百年記念展覧会を開催(市立名古屋図書館)。 590点が集まる
昭和 7	(1932)	131	10月 : 高木文『好書雑載』(井上書店)刊行。
昭和 11	(1936)	135	1月22日 : 樹敬寺の宣長墓、春庭墓、三重県史跡に指定 9月3日 : 樹敬寺の宣長墓、春庭墓、山室山奥墓、国史跡指定
昭和 12	(1937)	136	10月8-9 : 本居宣長大人遺墨展開催(松阪市樹敬寺)、 主催 三重県市街地信用組合協会
昭和 16	(1941)	140	3月7日 : 鈴屋遺蹟保存会を再編のため一時解散。職員及び活動は継続。
昭和 17	(1942)	141	2月17日 : 堀木ウタ氏(宇治山田)の寄付4万円を受け、財団法人組織化を決議。 3月10日 : 財団法人鈴屋遺蹟保存会(理事長:後藤脩松阪市長)設立認可。
昭和 18	(1943)	142	4月15日 : 鈴屋遺蹟保存会編『古事記伝』第1巻(中文館書店)刊行
昭和 24	(1949)	148	4月 : 『各種資料集』取りまとめ作成
昭和 25	(1950)	149	2月15日 : 本居清造、国史跡本居宣長旧宅、宅蹟の土地建物を松阪市に寄贈。 4月8-10 : 本居宣長大人百五十年祭記念遺墨展覧会(松阪市鈴屋会館)主催 松阪市
昭和 26	(1951)	150	9月29日 : 本居宣長翁百五十年祭(京都八坂神社絵馬堂) 11月26日 : 国補助金を受け、宣長旧宅の防火用水道、避雷針などを整備
昭和 28	(1953)	152	3月31日 : 宣長旧宅、旧宅跡、国特別史跡指定。 12月8日 : 新上屋跡、松阪市史跡指定。
昭和 33	(1958)	157	6月 : 鈴屋遺蹟保存会、植松茂彦氏より植松家文書購入。 (内訳:軸44幅、1帖、119冊合計164点)
昭和 34	(1959)	158	10月13日 : 出丸恒雄『宣長の青春-京都遊学時代-』 (鈴屋遺蹟保存会・改訂版、光書店)刊行
昭和 38	(1963)	162	11月1日 : 『本居清造詠草』刊行
昭和 41	(1966)	165	2月7日 : 記念館建設のため京都国立博物館視察。 3月3日 : 本居宣長旧宅補修工事完了 3月21日 : 土蔵改造工事完了
昭和 42	(1967)	166	1月26日 : 鈴屋遺蹟保存会で防火訓練。(記録に残る最初の訓練) 3月12日 : 旧宅補修工事着工 4月18-23 : 宣長遺墨展開催(四日市岡田屋) 8月16日 : 松阪市文化財保護委員会開催。宣長資料調査を開始。 9月15-17 : 東京本居家資料調査 10月3日 : 講演会開催(松阪市公会堂) 大久保正「本居宣長と万葉研究」、大野晋「本居宣長の学問と私」 11月9日 : 本居宣長記念館建設資金寄付第一号、村岡進氏。 12月19-21 : 自筆著書などを調査(文化庁近藤喜博、山本信吉)
昭和 43	(1968)	167	1月14日 : 本居宣長未公開資料展開催(松阪市文化会館) 1月16日 : 田原嗣郎『本居宣長』(講談社現代新書) 1月 : 足立巻一「やちまた」(『天秤』)連載開始(昭和48年10月完結) 4月25日 : 「本居宣長稿本類並関係資料」53種、国重要文化財に指定。 文化財保護委員会編『本居宣長自筆稿本類』 5月15日 : 『本居宣長全集』1巻(筑摩書房)刊行。全23巻(平成5年9月25日完結) 5月21-26 : 「本居宣長展」開催(三越本店) 7月29日 : 保存会敷地内記念館建設予定地ボーリング調査開始。
昭和 44	(1969)	168	4月5日 : 宣長まつり特別展をNHKが取材 6月1日 : 宣長旧宅跡、春庭旧宅、土蔵などの補修完了 6月3日 : 保存会敷地内記念館建設予定地が軟弱なため、隣接する梅林のボーリング調査開始 9月29日 : 山下法亮『宣長少年と樹敬寺』(樹敬寺)刊行
昭和 45	(1970)	169	4月4日 : 『復刻本居宣長書簡集』(本居宣長自筆稿本刊行会)刊行。 9月30日 : 本居宣長記念館建設工事竣工 11月5日 : 生悦住貞太郎により、宣長像彫刻寄贈(彫刻:彫刻家横山白汀)

*1 本居宣長記念館提供

*2 黒字ゴシックは、鈴屋遺蹟保存会主導もしくは参画事項

表5 『各種資料集』日乗抄録の活動記録

和暦	日付	内容	備考
昭和14年	8.21	鈴屋遺蹟保存会事務員百北誠一就職	日乗抄録の作成者
昭和15年	1.9	以降二月末日迄大阪府下中■学校生徒■参 総員六千余名	
	3.8	機関誌「鈴乃音」第一輯 教育課ニ送附	
	5.18	天理教奉仕団(ヒノキシシ) 邸内草刈除草作業従事(恒例)	
	6.29	古事記傳版本整理調査開始	
	7.15	旧宅修繕作業開始	
	9.22	KC放送「史蹟めぐり」皇大鈴木教授 旧宅内ヨリ放送	
昭和16年	3.31	久米正雄、横光利一文壇諸士数名團参	
	4.10	白粉町岩塚氏桜及楓各二本記念樹トシテ寄贈	
	5.19	来觀校十一 生徒總員一千六百餘名ニ達ス	
	6.29	本會特別寄附者堀木ウタ氏(東克昌氏■)来邸	
	8.15	暴風雨裏板塀倒壊	
	11.16	電話取附(三一二番)	
	11.18	三笠宮殿下御来觀(■兵寫習御途次)	
	11.29	市内十全堂印房ヨリ會名印ノ寄贈ヲ受ク	
	12.8	宣戦布告	
昭和17年	3.14	縣下市會議長團体参觀	
	3.10	財団法人設立認可(三月二三日認可 指令到達)	
	3.25	全登記完了	
	4.16	空襲ニ対スル特別施設ヲ構ズ	
	5.11	乙竹東京文理化学名譽教授一行来觀	
	6.4	本會一覽表作成(年次恒例)	
	6.14	後藤市長東海長井■太郎来觀	
	7.11	堀木氏記念写真ヲ事務室ニ掲グ	
	10.31	國学院大学講師■田■太郎氏特別研究	
	11.5	本居清造氏一行来邸	
	12.8	開戦一周年(興亜奉公日)	
	12.28	「本居宣長全集」岩波書店ヨリ寄贈	
昭和18年	2.25	堀木常助氏慰靈祭举行 於樹敬寺	
	4.26,27	村岡東北帝大教授来邸特別研究	
	6.12	大島駒藏氏木彫寄贈	
	6.19	中島卯一氏 玉葛間(版本)寄託	
	8.22	村岡東北帝大教授講演會開催 於會館	
	9.23	天理図書館福原■古事記傳稿本撮影(■十日余 完成)	
	12.9	古事記傳版本縮寫刊行奉告祭举行(東京中文館 名古屋永東書店)	
昭和19年	2.8	非常持出其他應急諸整理(倉庫内重要品ノ)	
	4.3	輸送制限ノ為參觀生徒団体ノ漸減	
	5.14	中島卯一氏古事記傳版本寄託	
	6.14	警戒警報発令	
	8.11	深更空襲被害無シ	
	11.5	午前十時空襲警報発令 墓前祭参列中止	
	11.11	後藤市長東道大口喜兵氏来觀	
	12.7	激震旧宅其ノ他被害ナラズ	
昭和20年	1.17	百北主事住友工場結成團主張講演	
	2.5	本居弥生氏来邸	
	3.28	書一夜ニ亙リ大空襲アリ	
	4.15	松名瀬市會議員■旋松下電気社結成團修養視察(■數回)	
	7.16	防護避難ノ最■的處置ト疎開	
	8.15	媾和終戦	
	9.9	本居清造氏ヨリ保管防護ニ対スル謝狀到達	
	10.27	揭示場「定書」ノ英譯附加	
	11.22	古事記傳稿本附箋精査ト筆寫	
	12.14	進駐軍名古屋司令部員一行ノ来觀	
昭和21年	2.25	横濱村田勤氏ヨリ特志寄附金參百圓納入	
	7.5	中西茶具店へ全家所藏硝子戸棚 返附	
	9.2	■皇大学長山田孝雄氏来觀	
	11.5	百北主事山室山典墓展墓(例祭の向後 四月に変更)	
	11.3	憲法發布記念式典举行	
昭和22年	3.18	長井源氏東道浄土宗管長来觀	
	3.23	東海市會議長一行来觀	
	4.26	市長助役■道八島國土局長来觀	
	6.27	後藤小出両理事解任	
	7.29	雷火ノ為本會裏公園大杉倒壊	
	11.2	結城前蔵相一行来觀	
昭和23年	3.28	縣下警察署長一行視察来觀	
	5.3	高松宮殿下御来觀	
	6.15	縣史蹟調査會員一行来觀	
	7.9	高久全國ホテル統制會理事長ワイズ博士等来觀	
昭和24年	2.18	本會施設概要 京大文學部報告	
	3.31	本年度評議員會開催	

※本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収「日乗抄録」,昭和14年8月~24年3月

3-3. II期 大正15年(1926)～昭和17年(1942)間の活動

保存会は、設立から20年余の後、所管が“松阪町”へ移る。“松阪町”は、大正10年(1921)法律第63号<官報四月十二日>「郡制ハ之ヲ廢止ス」に基づき、続く同年<官報三月十五日>「大正十二年四月一日トス」の郡制廃止が施行されるのに伴い総称され、大正12年(1923)飯南郡松阪町から改編される。役場もこれを機に更新され、大正15年に現在松阪市役所東側隣接敷地へ移転が行われている。保存会は、この郡制廃止及び役場移転の時期に併せ、松阪町へ名実共に移され、同じ役所内に事務所を置くが、それまでの町議会単独の主管になったと察せられる。

保存会の体制^{注20)}は、松阪町長を会長とし、副会長1名(松阪町助役)、評議員33名を役員で構成した。当時の評議員は、会則に「松阪町會議員之ニ當ルノ外山室山神社崇敬者惣代中ヨリ三名ヲ囑託シ」とあり、保存会は実態として、松阪町が管理運用するものと位置付けられた。また、実務を行う職員を幹事若干名、事務員若干名を会則で定めている。

大正15年保存会会則^{注20)}では、目的を「舊宅及宅趾並遺墨遺品ヲ保存シ翁ノ宏徳ヲ永遠ニ維持發揚スルヲ以テ」とあり、移築後の旧宅及び在来した宅跡を保存すると共に本居宣長の功績を広める活動の目的が念頭にあった。

関連年譜(表4)より、II期の活動内容は、I期に比較すると記念祭及び遺墨展の実施、機関誌等の刊行参画など、日常拝観者対応に限らない啓蒙活動の実施がされ始めることがわかる。活動内容は、『各種資料集』日乗抄録^{注21)}から徐々に記録として明確になる(表5)。日乗抄録は、昭和14年8月から記録が始まり、『各種資料集』取りまとめ時の昭和24年3月までを記すものである。II期の松阪町管轄下の記録は、この日乗抄録に記されたもののみであり、他に確認できない。また、詳細は留めないが昭和15年(1940)に初めての旧宅修繕を実施したとする記述が確認できる。

3-4. III期 昭和17年(1942)以降の活動

その後、保存会は、昭和17年(1942)に松阪出身の旧陸軍法務官堀木常助の遺族、妻ウタによる金4万円の寄附を契機とし、財団法人鈴屋遺蹟保存会へ改組され、現在の公益財団法人鈴屋遺蹟保存会(平成22年(2010)認可)に至る。

保存会の体制は、I期・II期までを踏襲するかたちで理事長に松阪市長を選任し、理事5余名、監事2名、評議員30名、実務職員として主事2名、書記3名で構成した^{注22,23)}。職員は、主事1名のみ専任とし、他の主事及び書記は、松阪市職員が兼務するかたちであった^{注24,25)}。また、評議員はII期体制から山室山神社関係者3名を省く人選であった。

財団法人としての活動目的及び事業は、昭和17年財団法人設立の寄附行為^{注24)}にて、「本居宣長翁ノ舊宅及其ノ宅趾並ニ遺墨遺品ヲ保存シ翁ノ遺徳ト其ノ學風ヲ普及宣揚

シ日本精神ノ涵養振作ニ資スルヲ以テ目的トス」とあり、表現は多少変わるがⅠ・Ⅱ期の目的を踏襲する。

Ⅲ期の活動内容は、上述の『各種資料集』「昭和17年度^{注23)}、同23年度^{注23)}要覧」及び「日乗抄録」^{注21)}より項目が明らかとなる。「要覧」は、財団法人として年度活動を報告するもので、昭和17年度、同24年度「事業綱領」には、①舊宅及舊宅趾ノ公開、改修、②遺墨、遺品ノ保管調査、③鈴屋文庫ノ充實利用、④講習、講話、座談會ノ開催、⑤記念品ノ発行頒布、の5項を掲げている。項目詳細は、要覧の「事業実施」及び「日乗抄」の事項から読み取れ、「事業綱領」に対する実施内容が記される(表6)。「日乗抄録」は、特記の拝観者記録、年次恒例作業、記念事業・講演会実施、寄託寄贈について、年月日と項目を記すものであり、前述の要覧とほぼ同内容である。上記実施項目より、Ⅲ期の活動は、Ⅱ期に引続き遺墨展及び講演会を継続する一方、書籍の刊行等の啓蒙活動の拡張が見られる。『各種資料集』綴込みの要覧は、昭和17年度及び昭和23年度のみであるが、いずれもⅠ期・Ⅱ期の活動詳細が具体化され、啓蒙活動が複合化したことが読み取れる。また、遺跡の史跡指定(次項で記す)及び昭和25年(1950)旧宅及び宅跡の松阪市への寄贈が契機となり、昭和26年(1951)防火用水道、避雷針等の維持管理のための設備工事も徐々に実施されるようになる。

表6 財団法人鈴屋遺蹟保存会要覧にみる綱領・実施内容

年度	綱領	実施
昭和17	一．舊宅及舊宅趾ノ公開、改修 二．遺墨、遺品ノ保管調査 三．鈴屋文庫ノ充實利用 四．講習、講話、座談會ノ開催 五．記念品ノ発行頒布	一．史蹟保存ニ關シテハ日々掃除開閉其他取締ヲ嚴シシ史蹟尊重ノ實ヲ舉グルト共ニ公開シテ一般ノ拝観ニ資シ以テ世道教化ニ裨益セルコト尠シトセズ 二．文庫設置以來日尚ホ浅ク漸ク備附圖書トシテ本居宣長全集外一一六部五〇餘巻トヲ藏ムル書函ノ新調ニ過ギズ將來之ガ充實ヲ圖リ以テ斯道専門ノ學徒研究家等ノ研鑽考究ノ利便ニ供セムトス 三．學風普及宣揚ノ寫講演、座談會開催ノ豫定ナリシモ會館改築其ノ他ノ都合ニヨリ次年度ニ譲ルコトトセリ 四．松阪市ヨリ公園公會堂ノ無償貸附ヲ受ケケ之ヲ鈴屋會館ト稱シ階下ヲ拝観者休憩所ニ階上ヲ講演其他會議場ニ改造シ本年度未竣工ス
昭和23	一．旧宅及び旧宅跡ノ公開、改修 二．遺墨遺品ノ保管、調査 三．鈴屋文庫ノ充實、利用 四．講習講話座談會開催 五．記念品ノ発行頒布	一．史蹟保存ニ關シテハ居常其ノ取締リ嚴シシ史蹟尊重ノ實ヲ舉グルト共ニ公開シテ一般ノ參観ニ資シ以テ世道教化ニ裨益セントコト大ナリ 二．文庫設置以來日尚ホ浅ク圖書■■餘部百餘巻ニ滿タサルモ特別研究家ノ參考ニ資センモノ尠カラズ 三．遺蹟顕揚ノ一助トシテ本會ヨリ記念絵端書、寫真又翁肖像画等ヲ汎ク頒布セリ

4. 保存対象物の変遷

4-1. 「遺墨遺品類」と「旧宅、旧宅跡」

保存対象物は、「遺墨遺品類」と「旧宅、旧宅跡」に大分類される。明治39年保存会趣旨書^{注1)}には、設立目的を「先生の遺品と、現在の遺跡と、之を永遠に保存し、」とし、寄付金募集項目には、具体的な実施費用として、遺跡保存費、記念文庫建設費を見込むものであった。とりわけ、旧宅保存を早急事業と捉え、設立3年後の明治42年に別敷地へ旧宅移築と共に管理事務所建設を完遂する(記念文庫建設は、先送りされる)。移築事業が完了すると、子孫を中心として遺墨遺品類が寄託・寄贈(第5章で詳細を記述する)され、保存会へ保存対象物が集積する(表7に示す)。

初期に保存会へ預けられた遺墨遺品類は、本居宣長子孫である本居清造・本居豊穎の両本居家によるものであった。

本居清造(明治6年(1873)–昭和38年(1963))は、宣長5世である。宮内省臨時編集局編集官として『明治天皇紀』の執筆編集を行い、莫大なる宣長の資料を整理し、『備忘録抄』『増補本居宣長全集(吉川弘文館発行)』『本居宣長稿本全集(博文館発行)』を手掛けた^{注26)}。

本居豊穎(天保5年(1834)–大正2年(1913))は、遠縁の宣長曾孫弟子の国学者として、明治29年(1896)東宮侍講に任ぜられ、皇太子(大正天皇)の教育にあたった。明治33年(1900)本居宣長百年忌を機に、宣長の他本居春庭・太平・内遠の著述を含めた『本居全集』を校訂出版し、国学史研究の基礎を築いたとされる^{注27)}。

移築工事の主対象である旧宅及び宅跡と、子孫より初期に預けられた遺墨遺品の扱いは、「寄託」という正式な文章による取り交わしを特に行っていないものであった。

表7 鈴屋遺蹟保存会の管理対象物

分類	和暦	西暦	内容				備考1
			土地建物	遺墨遺品	版木版本	その他	
I期	M42.6.6	1909	事務所・倉庫				○移築完了
	M42.9.30	1909		遺墨遺品6点			○本居豊穎、一時御預致
	M42.10.4	1909		遺墨遺品103点			○本居清造、一時御預致
	M42.12	1909	旧宅・宅跡、表門・塀				○旧宅・宅跡 寄託扱い
	T3.5.31	1914		茶席			○引継書へ明記
	T5.6.25	1916			古事記傳版本798枚		寄託 片野東四郎
II期	T5.6.25	1916			板木556枚		寄贈 前田侯爵家
	S11.9.3	1936	宣長墓				○史跡指定
III期	S15.8.13	1940		?	古事記傳版本		寄託 片野東四郎
	S17.12.28	1942				本居宣長全集	寄贈 岩波書店
	S18.6.19	1943			玉葛間版本		寄託 中島卯一
	S18.6.12	1943				鈴翁木彫	寄贈 大島駒蔵
	S19.5.14	1944			古事記傳版本		寄託 中島卯一
	S25.2.15	1950	旧宅・宅跡				寄贈 本居清造
	S40前後	196*		新上屋			○調査書に明記
	S54.1.21	1979			資料1,781点		寄贈 本居彌生
	S54.4.6	1979			資料456点		寄贈 本居若葉
	現在	-					

凡例

→ : 寄託品
 → : 管理資産

①本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』(頁は整理番号)

②川崎市市民ミュージアム、四日市市立博物館、本居宣長記念館、朝日新聞社事業本部大阪企画事業部、編纂『21世紀の本居宣長』朝日新聞社、平成14年、「21世紀の本居宣長展 関連年表」

③『松阪市史 第15巻 史料篇 近代(2)』松阪市、1983

④文化財保護委員会「本居宣長自筆稿本並遺品 -鈴屋遺蹟保存会保管-」昭和41年9月

『各種資料集』大正3年5月31日引継書によると、前者を「鈴屋旧宅地ハ會ニ使用之
分文末タ契約方為サ、ルモ會、寄託ヲ受ケタルモノト心得居ルコト、旧鈴屋家屋モ
同上」とし、後者を「両本居家ヨリ預リタル物件ハ書面上一時トアルモ永代ノモノト
心得居ルコト」とある。移築事業完了直前後に、保存会に預けられた旧宅及び遺墨遺
品は、書面上は一時的な預かりものであるが保存会としては、「寄託」を受けたもの
と理解し管理が行われた。なお、上記初期の遺墨遺品が「寄託」とされるのは、財団
法人改組以降であり、旧宅及び宅跡は、昭和25年本居清造による松阪市への寄贈ま
でさかのぼる。この「寄託」「寄贈」となる以前、保存会と子孫との間に、一時預か
りの解消や返却要求他の事象は記録としてなく、特段管理保管にまつわるトラブルは
発生していなかったことを記しておく。

昭和40年度から文化財保護委員会が実施した「歴史資料保存調査」の内、宣長関
連調査の「本居宣長自筆稿本並遺品」^{註28)}によると、旧宅及び宅跡の他、宣長墓と新
上屋跡が保存会の管理対象物として追加されている。昭和17年及び昭和23年保存会
要覧の内、保存対象の表記は「舊宅及其ノ宅趾」としているが、この中には、墓等が
含まれ、史跡指定される昭和11年(1936)、昭和28年(1953)各年以降に管理対象
として加わると考えられる。また、保存対象物としての記述は、明治39年趣旨書^{註1)}
には、「先生の遺品と、現在の遺跡と、之を永遠に保存し、」と記すに留まり、対象物
の特定はしていない。後の大正15年保存会会則^{註20)}では、「舊宅及宅趾並遺墨遺品ヲ
保存シ」としていることから、移築事業完了以降で具体的な明記がされる。

4-2. 文化財指定の変遷

保存会の保存対象物の内、遺跡が文化財としてまず保護の対象となる(表8)。旧
宅は、大正8年(1919)史蹟名勝天然紀念物保存法制定の後、同11年(1922)に民
家として最初期の史蹟指定がされる(表9)。

続いて、昭和11年宣長墓(樹敬寺及び山室山)が史蹟指定、宅跡は昭和25年(1950)

表8 鈴屋遺蹟保存会 管理遺跡の文化財指定

[年代分類] 名称	Ⅱ期		Ⅲ期	
	史蹟指定 ^{※1}	特別史蹟指定 ^{※2}	有形文化財(建造物)	松阪市指定史蹟
本居宣長旧宅	大正11年3月8日(1922)	昭和28年3月31日(1953)	-	-
本居宣長宅跡	-	昭和28年3月31日(1953)	-	-
本居宣長旧宅 附春庭旧宅、土蔵		昭和42年6月22日(1967) ※「本居宣長旧宅 同 宅跡」 として追加指定		
本居宣長墓(樹敬寺) 附 本居春庭墓	昭和11年9月3日(1936)	-	-	-
本居宣長墓(山室山)	昭和11年9月3日(1936)	-	-	-
新上屋跡	-	-	-	昭和28年(1953)12月8日
鈴屋遺蹟保存会旧事務所	-	-	平成19年(2007)7月31日	-
鈴屋遺蹟保存会正門	-	-	平成19年(2007)7月31日	-
鈴屋遺蹟保存会倉庫	-	-	平成19年(2007)7月31日	-
鈴屋遺蹟保存会塀	-	-	平成19年(2007)7月31日	-

※1 大正8年(1919)制定 史蹟名勝天然紀念物保存法

※2 昭和25年(1950)制定 文化財保護法

表9 民家の特別史跡及び史跡指定（昭和戦前期）

名称	指定年月日	指定基準	指定	所在地	備考（○：修理報告書あり）
伊藤仁斎宅（古義堂）跡 ならびに書庫	大正 11.03.08	史 4, 史 8	史跡	京都府京都市	火災、改造あり、修理不明
頼山陽書齋（山紫水明処）	大正 11.03.08	史 8	史跡	京都府京都市	修理不明
荷田春満旧宅	大正 11.03.08	史 1	史跡	京都府京都市	【昭和 27】修理工事 ○2012【平成 24】修理工事
契沖旧庵（円珠庵）ならびに墓	大正 11.03.08	史 7, 史 8	史跡	大阪府大阪市	全焼
足利氏宅跡（鏡阿寺）	大正 11.03.08	史 2, 史 8	史跡	栃木県足利市	宅跡
本居宣長旧宅 同 宅跡	大正 11.03.08	史 8	特別史跡	三重県松阪市	○1909【明治 42】移築工事
吉田松陰幽囚の旧宅	大正 11.10.12	史 8	史跡	山口県萩市	○1986【昭和 60】部分修理工事
シーボルト宅跡	大正 11.10.12	史 9	史跡	長崎県長崎市	宅跡（明治 28 取り壊し）
高島秋帆旧宅	大正 11.10.12	史 8	史跡	長崎県長崎市	宅跡（昭和 20 破壊）
大石良雄宅跡	大正 12.03.07	史 8	史跡	兵庫県赤穂市	【安政 3】建替修理工事、 ○1979【昭和 53】解体修理工事
菅田庵	昭和 03.02.07	史 8, 名 1	史跡	島根県松江市	【昭和 24】【昭和 41】【昭和 52】【昭和 57】 修理工事
詩仙堂	昭和 03.03.28	史 8	史跡	京都府京都市	改修あり
伊能忠敬旧宅	昭和 05.04.25	史 8	史跡	千葉県佐原市	○1985【昭和 60】修復工事
高山彦九郎宅跡 附 遺髪塚	昭和 06.11.26	史 7, 史 8	史跡	群馬県太田市	宅跡（営繕なし）
岩倉具視幽棲旧宅	昭和 07.03.25	史 8	史跡	京都府京都市	【昭和 58】修理工事
伊藤博文旧宅	昭和 07.03.25	史 8	史跡	山口県萩市	【昭和 36】屋根修復工事 ○1975【昭和 49】解体修理工事
木戸孝允旧宅	昭和 07.03.25	史 8	史跡	山口県萩市	【昭和 41-42】半解体修理工事
咸宜園跡	昭和 07.07.23	史 4	史跡	大分県日田市	【昭和 38】【昭和 49】【昭和 51】一部修理工事
高野長英旧宅	昭和 08.04.13	史 8	史跡	岩手県水沢市	修理不明
廉塾ならびに菅茶山旧宅	昭和 09.01.22	史 4, 史 8	特別史跡	広島県神辺町	修理不明
頼山陽居室	昭和 11.09.03	史 8	史跡	広島県広島市	【昭和 31】復元工事
武市半平太旧宅および墓	昭和 11.09.03	史 7, 史 8	史跡	高知県高知市	修理不明
小泉八雲旧居	昭和 15.08.30	史 8, 史 9	史跡	島根県松江市	○1983【昭和 56-58】解体修理工事
村田清風旧宅および墓	昭和 16.08.01	史 7, 史 8	史跡	山口県三隅町	【昭和 34-35】【昭和 54】修理工事
緒方洪庵旧宅および塾	昭和 16.12.13	史 4, 史 8	史跡	大阪府大阪市	【昭和 38】修理工事、 【昭和 51-55】解体修理工事
佐久良東雄旧宅	昭和 19.03.07	史 8	史跡	茨城県八郷町	○1968【昭和 43】修理工事
橘保己一旧宅	昭和 19.11.13	史 8	史跡	埼玉県児玉町	【昭和 58】屋根葺替工事
旧竹田荘 附 田能村田墓	昭和 23.01.14	史 7, 史 8	史跡	大分県竹田市	【昭和 7】【昭和 40】【昭和 56】 ○1982【昭和 57】修理工事
大原幽学遺跡 旧宅、墓および宅地耕地地割	昭和 27.10.11	史 6, 史 7, 史 8	史跡	千葉県千代田市	修理工事あり

【参考】

* 国指定文化財 データベース (<http://www.bunka.go.jp/bsys/index.asp>)

* 『図説日本の史跡 第6,7,8巻』 同朋舎出版 1991

制定の文化財保護法により、昭和 28 年（1953）旧宅と共に特別史跡指定、さらに昭和 42 年（1967）宣長宅跡隣地の春庭旧宅及び土蔵が追加指定される。遺墨遺品類の保護は、昭和 43 年（1968）「本居宣長遺稿類」として国重要文化財指定されることから、以後随時追加指定される（詳細は第 5 章で記述する）。

史蹟名勝天然記念物保存法による「史蹟」指定の動向は、大正 9 年（1920）1 月 28 日史蹟名勝天然記念物保存要目が決定され、続く 6 月 21 日に指定類別の枠が告示され、「第一類国家的ノモノ、第二類地方的ノモノ」の二類に大分される^{注 29)}。民家（旧宅）は、大正 11 年（1922）3 月 8 日の第 3 回告示指定以降から行われ^{注 29)}、この際に本居宣長旧宅を始め、伊藤仁斎・荷田春満・頼山陽・契沖・足利氏に関する旧宅及び宅跡の全 6 件が最初の指定となる。大部分は江戸後期に業績を成した国学者、儒学者の偉人宅であり、詳細を事項で述べる。

史蹟名勝天然記念物保存法は、史蹟を「人為の国宝」と位置付けるのと並行して、名勝・天然記念物を「天然の国宝」とした^{注 29)}。いずれもナショナリズムの観点からは、国の風致を守るためには同様に貴重であると認識され、背後には愛郷運動から愛国運動にいたる保存運動の共通性があったとされる^{注 18)}。史蹟・名勝・天然記念物の内容

表10 史蹟名勝天然記念物保存法の「保存要目」

一	都堤址、宮址、行宮址其ノ他皇室ニ関係深キ史蹟
二	社寺ノ址跡及祭祀信仰ニ關スル史蹟ニシテ重要ナルモノ
三	古墳及著名ナル人物ノ墓竝碑
四	古城跡、城砦、防塁、国郡處跡其ノ他政治軍事ニ関係深キ史蹟
五	聖廟、郷学、藩学、文庫又ハ是等ノ址其ノ他教育学藝ニ関係深キ史蹟
六	菓園跡、悲田院跡其ノ他社會事業ニ関係アル史蹟
七	古閑跡、一里塚、窰跡、市場跡其ノ他産業交通土木等ニ關スル重要ナル史蹟
八	由緒アル舊宅、苑池、井泉、樹石ノ類
九	貝塚、遺物包含地、新籠石其ノ他人類学及考古学上重要ナル遺蹟
十	外国及外国人ニ関係アル重要ナル史蹟
十一	重要ナル傳説地

表11 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物の「史跡」指定基準

一	貝塚、遺物包含地、居住跡（竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等）、古墳、神籠石 その他この類の遺跡
二	都城跡、宮跡、太宰府跡、国郡広跡、城跡、防塁、古戰場 その他政治に関する遺跡
三	社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏 その他祭祀信仰に関する遺跡
四	聖廟、藩学、郷学、私塾、文庫 その他教育学芸に関する遺跡
五	菓園跡、慈善施設、その他社会事業に関する遺跡
六	閑跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窰跡、市場跡 その他産業交通土木に関する遺跡
七	墳墓並びに碑
八	旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒のある地域の類
九	外国及び外国人に関する遺跡

はそれぞれ保存要目によって定義され、民家保存は第八項「由緒アル舊宅」に該当する（表10）。また、宅跡についても同項に含まれた。旧宅・宅跡の指定は、江戸時代の著名な学者や文人、幕末・維新期の関係者、明治の近代化史上重要な役割を担った人々などにかかわるものが指定され^{注30)}、民家の中でも旧宅と位置付けられるもののみが注目され、保存の対象となる。

一方、文化財保護法による「特別史蹟」指定の動向は、昭和24年5月21日の第5回国会に第七次案の文化財保護法案が参議院に提出されることに始まる^{注31)}。戦後の混乱と動揺による影響は、国宝、重要美術品にもおよび、これらの散逸や所在不明及び海外流出の危機、さらに昭和24年1月26日法隆寺金堂の失火が契機となり、文化財保護法案の審議が行われる。国会審議において「史跡」は、第七回国会の文化財保護法案修正において、史跡・名勝・天然記念物が本法の保護対象として取り入れられ、昭和25年5月30日法律第214号として公布され、同年8月政令第276号により同年8月29日から施行される^{注31)}。この中で、史跡名勝天然記念物は、重要文化財と同様の文化財保護委員会が指定することとし、新たに特別史跡名勝天然記念物の制度を設け、特に重要なものを厳選して優先的に保護が行われる^{注31)}。民家は、文化財保護法における特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物の指定基準による区分で、第8項「旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒のある地域の類」^{注32)}に該当し（表

11)、本居宣長旧宅及び宅跡は、同項により昭和28年特別史跡として指定される。現在、旧宅として、特別史跡に指定されているのは、本居宣長旧宅と菅茶山旧宅^{注33)}の2件のみである。特別史跡は、「史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの」^{注34)}と規定されており、本居宣長旧宅は、旧宅の中でも初期指定・筆頭の特別史跡であることが言えよう。

なお、昭和25年制定の文化財保護法による建造物指定は、上記「史跡名勝天然記念物」指定の民家（旧宅）とは区別される。建造物指定は、既定の旧国宝保存法を継承しながら、保護制度の充実化を図るものであり、文化財保護法では既定の制度より一歩進めた規定がされた^{注35)}。その特徴は、①旧国宝をすべて重要文化財とし、その中ですぐれたものを新たに国宝に指定、②社寺所有と個人所有の差別を廃して、平等の原則のもとに補助金が交付できるようになった、③新たに管理団体の制度を規定し、所有者が管理困難となった場合でも修理を行わせることができる、以上の3点とされる^{注35)}。文化財保護法の制定により、建造物の保護体制が確立し、建物の保護が加速する。

以上、鈴屋遺蹟保存会の保存対象物は、明治42年（1909）旧宅移築事業が完了し、それを契機として本居宣長の遺蹟への関心の高まりと共に、遺墨遺品の寄託寄贈を助長し、のちに文化財として旧宅・宅跡・遺墨遺品等が包括的に保護対象となる。

4-3. 最初期史跡指定の旧宅及び宅跡

大正11年3月8日、「保存要目」第八項（由緒アル舊宅）に該当する最初期の史跡指定の民家（旧宅）は、官報^{注36)}によると、①伊藤仁斎宅（古義堂）趾並書庫、②頼山陽書齋（山紫水明處）、③荷田春満舊宅、④契沖舊庵（圓珠庵）並墓、⑤足利氏宅趾（鏝阿寺）、⑥本居宣長舊宅 同宅趾（番号は記述順、表記原文ママ）の全6件である。

①伊藤仁斎宅跡は、伊藤仁斎（1627-1705）が寛文2年（1662）に京都堀川の自宅に開設した私塾古義堂を主とする宅跡である（図12）。伊藤仁斎は、江戸時代前期の儒学者であり、古学堀川学派の祖とされる^{注27)}。仁斎の学問は、朱熹らの宋学の思想を、孔子・孟子本来のものと異なるとし、孔子・孟子そのものについて儒家の思想を考えようとした。そこで孔子・孟子の古に復すという意味で、その学問を古学と呼び、著書に



図12 伊藤仁斎宅（古義堂）趾並書庫
（大正 - 昭和10年）^{注39)}

「古義」と名付け、塾を古義堂と呼んだ^{注27)}。古義堂は、延宝元年(1673)・天明8年(1788)・明治12年(1897)と度重なる火災に遭い、再建を繰り返した^{注37)}。そのため、伊藤仁斎が在住した旧宅は、大正11年史蹟指定時に現存せず、宅跡として指定がされる。なお、伊藤仁斎の生家について、信憑性が高い資料は、天理大学附属図書館「古義堂文庫」が所蔵する『家系略草』・『家世私記』・『万覚帳』・『諸事覚帳』・『見聞談叢』とする^{注38)}が、在住した旧宅及び古義堂を詳細とする研究には課題を残す。なお、指定の理由は、「江戸時代前期の儒学者伊藤仁斎の旧宅跡で、朱子学に対抗する一大勢力となった古義学の私塾として著名。仁斎当時の書庫が現存する。」とする^{注40)}。

②頼山陽旧宅は、京都上京区の鴨川沿いに位置し、頼山陽(1780-1832)が居住及び書齋(山紫水明處)とした建物である(図13)。頼山陽は、江戸時代後期の儒学者であり^{注27)}、「日本外史」や「日本政論」など、一時期の日本を牽引した歴史家、漢詩人である^{注41)}。書齋(山紫水明處)は、文政11年(1828)に営まれたもので、葛屋葺き入母屋造で、内部は主室(四畳半)と次の間、板の間、縁側などで構成される。主室の天井は、蔑を並べた化粧屋根裏で、壁や建具の腰には竹網代を貼り、その他、適度の換気と二重戸による防寒など、随所に趣向を凝らした貴重な設えを持つ^{注42)}。建物の修理工事は、平成19年に実施^{注43)}されているが、大正11年史蹟指定以前及び以降の詳細は明確でない。なお、指定の理由は、「頼山陽の旧宅水西荘の一部で、頼山陽当時の保存状態のよい書齋・山紫水明處一軒が現存する」とする^{注42)}。



図13 頼山陽書齋(山紫水明處)(大正-昭和10年)^{注39)}

③荷田春満(1669-1736)旧宅は、京都伏見稻荷大社境内の一角に所在する(図14)。荷田春満は、江戸時代中期の国学者として、賀茂真淵・本居宣長・平田篤胤とともに国学四大人の一人である。京都伏見の稻荷神社の神官信詮(のぶあき)の第二子として生まれ、社家神道の流れを汲む神道と歌学を承け、また伊藤仁斎の古義堂盛行の時期に勉学生活を送り、その影響も受けた^{注44)}。旧宅は、元和元年(1615)の創建と伝えられるが、平成24年修理工事で創建年代を示す資料は確認されていない^{注44)}。荷田春満旧宅は、天明8年屋敷全体平面図等の記録によると、本邸の北側に位置した書院(座敷)とし、明治初年頃から羽倉家が居住することにより、炊事場及び湯殿等の改造・増築が行われた。その後、昭和11年(1936)に伏見稻荷大社(官幣

大社稲荷神社)の所有となり、昭和27年(1952)・平成24年(2012)^{注44)}に修理工事が実施される。指定の理由は、「江戸時代中期の有名な国学者荷田春満の旧宅で、保存状態がよい」^{注45)}とする。



図14 荷田春満旧宅(大正-昭和10年)^{注39)}

④契沖旧庵(円珠庵)跡は、大阪市天王寺区に位置し、契沖が晩年51歳から円珠庵に隠居したことに由来する^{注46)}(図15)。建物は、戦時による空襲で焼失したため現存しない。契沖(1640-1701)は、江戸時代前期の古典学者である。11歳で今里の妙法寺で出家し、真言宗の仏教を修め、大和・和泉・河内を放浪後、40歳で妙法寺住職となる。日本古典の研究にあたっては、儒仏の理を離れて、古典の記載を客観的に追究し、古書によって古書を証する実証的な文献学的方法を確立し、近世国学発展の礎石をきざしている。業績は、水戸光圀の依頼で万葉集を注釈した「万葉代匠記」を代表とし、「古今余材抄」「勢語臆断」「厚顔抄」「百人一首改観抄」「源注拾遺」「新勅撰集評注」「古今和歌六帖」「蜻蛉日記」など、ほとんどあらゆる古典文学にわたる^{注27)}とされる。古典研究の底に流れる復古思想は、荷田春満・賀茂真淵・本居宣長と引き継がれ、後世の国学研究の主流を成し^{注46)}、特に本居宣長の学問に大きな影響を与えた^{注27)}。旧庵は、本堂西側に位置し、桁行五間、梁行三間半の茅葺きで雅趣に富んだ建物であった^{注46)}。もとは、養寿庵と称し、和泉国泉北郡万田村伏屋長左衛門重賢の庭内にあったものを天和元年(1681)に移築^{注46)}したものである。指定の理由は、「江戸時代の国学研究発展の基礎を作った契沖の足跡を顕彰する所として重要」とする^{注46)}。



図15 円珠庵(戦前まで残っていた円珠庵)^{注46)}

⑤足利氏宅跡は、鏝阿寺境内を総称する（図16）。鏝阿寺は、栃木県足利市家富町にある真言宗大日派の本山として、指定範囲には大小20余の堂舎がある。寺は、足利氏の邸宅内に設けられた持佛堂が、漸次規模を拡張し、邸宅全部を廃して寺とした^{注47)}ことに由来する。足利氏は、足利尊氏を代表とする関東の名族であり、その邸宅の規模が鏝阿寺に継承さ



図16 足利氏宅跡（南東から）^{注48)}

れ、文献と併せて旧態を善く保存していることを評価され、指定に至った^{注47)}。名称については、「単に足利氏宅跡と爲さず（なさず）して、特に鏝阿寺の名を加へしは、蓋し邸宅が直に佛寺と爲りしものとして、其関係極めて密接にして変遷の経路を知り得ると共に、鏝阿寺の舊規ともみらるゝからである」^{注47)}とし、宅跡と寺との関係が配慮されている。なお、指定の理由は、「中世、北関東地方に営まれた居館で、当時の地方豪族の邸宅の状態を知るうえで重要な遺跡」とする^{注48)}。

以上より、史蹟名勝天然紀念物保存法による初期指定の民家（旧宅）全6件は、旧宅と宅跡が該当するが、在住した偉人宅として建物が現存するのは、頼山陽・荷田春満・本居宣長の3件であることがわかる。さらに修理の実施詳細が明らかになるのは、昭和に入ってからであり、明治期に保存を目的とした修理を行い、修理記録等が確認できるのは、本居宣長旧宅に限定され、その先駆性が明確である。

5. まとめ

鈴屋遺蹟保存会は、本居宣長の遺品と遺跡を保存するために設立された。保存会が結成されるまでの前段には、本居宣長に対する評価の高まりと、大火による旧宅焼失の恐れを免れるための地元有志者を中心とする宣長顕彰の動向があった。この動向は、全国的にみられる史跡保存を目的とする組織結成に相似るもので、特に一個人を対象とする組織に先進するものであった。また、本居宣長旧宅は、大正・昭和における保護行政の中で、史跡（旧宅）として学術上の価値が高く、代表格であると共に、明治・大正期の民家の修理実態・詳細を記す記録を備える、他に事例をみないものである。

保存会は民間団体として設立されるが、設立時より行政の関与があり、保存会・行政・地元有志者との協力体制によって、活動が継続した。

昭和17年財団法人改組以降、事業綱領の5項目にしたがい、啓蒙活動の継続及び関連施設の維持管理として主に旧宅補修工事を実施等、啓蒙活動と共に活動の拡張展開がみられる。具体的には、昭和18年「古事記伝」刊行開始、昭和25年宣長子孫の本居清造から旧宅及び旧宅跡が寄贈されることで、昭和25年・26年、同41・42年の旧宅維持修理工事が本格化した（工事詳細は第4章で記す）。

移築事業にて主体となった旧宅及び旧宅跡の所管は、移築後から財団設立までの間、曖昧さが存在した。それは、所有者から一時預かりとされ保存会との書面上の取り交わしなく管理維持されるもので、所有者子孫との正式な合意形成は財団法人改組後であった。すなわち旧宅及び旧宅跡は、昭和17年（1942）財団法人改組後に「寄託」となり、昭和25年（1950）に子孫本居清造より「寄贈」される。この背景には、保存対象物に対する保存会と子孫との間に、絶対的な信頼関係があり、それに基づき保存事業が行われたことを示す。なお、旧宅は寄贈されたのち修理補修工事が本格化した（遺稿類は第5章で記す）。

文書類の収蔵品は、旧宅移築事業完了に際し本居宣長の子孫より預けられた遺墨遺品類を中核として、以降随時、子孫・出版者他の関係者を中心に関連品が寄託・寄贈された。以上より、保存会が保存対象としてきたのは、旧宅・旧宅跡・遺墨遺品類であり複合的である。

『各種資料集』を核とする鈴屋遺蹟保存会の活動実態を記す資料は、昭和14年以前で特に乏しく、『各種資料集』の内、契約書・移築事業顛末・引継書類等に記すのみである。これは、松阪町（松阪市）による管理下で、町制及び市制の規則規律に準ずるもので、保存会体制下の記録・書類管理体制ではなかったことが要因と考えられる。『各種資料集』は、昭和14年専任職員として就職した百北誠一の功績によるものであり、執務10年あるいは、差し迫った本居宣長没後150年記念祭の節目として、書記者数名と共にそれまでの記録を整理し、至らない資料は模写し、綴じ込みまとめたものである。

注

- 注1) 本居宣長記念館『財團法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収
「贈從三位本居宣長大人遺跡保存會趣旨書」明治39年
- 注2) 『松阪市史 第15巻 史料篇 近代(2)』「伊勢松阪大火実況録」松阪市, 1983, P. 532
- 注3) 岩出忠次『遺徳を称えて 山室山神社の祭祀と鈴屋遺蹟の保存』光出版 平成6年(1994)
注3-1) 「山室山神社の創祀」P. 3, 注3-2) 「社地移転の動き」P. 4, 注3-3) 「山室山神社の移転」P. 5-7,
注3-4) 「山室山神社創祀」P. 10-11, 注3-5) 山室山神社保存会 P. 25, 注3-6) 「宣長翁百年祭」P. 17,
注3-7) 「宣長翁旧宅保存への動き」P. 16, 注3-8) 「岩出重次郎の一生」P. 30-31,
注3-9) 「宣長翁旧宅の移転」P. 19-21
- 注4) 『松阪市史 第9巻 史料篇 地誌(2)』「山室山神社」松阪市, 1981, P. 350
- 注5) 『松阪市史 第10巻 史料篇 民俗』「本居神社」松阪市, 1981, P. 281
- 注6) 『松阪市史 第14巻 史料篇 近代(1)』「山室山神社の移転」松阪市, 1982, P. 433
- 注7) 『松阪市史 第14巻 史料篇 近代(1)』「山室神社建築の件」松阪市, 1982, P. 438
- 注8) 『松阪市史 第14巻 史料篇 近代(1)』「山室山神社建築用材請負入札広告」松阪市, 1982, P. 455
- 注9) 『松阪市史 第15巻 史料篇 近代(2)』「山室山保存会」松阪市, 1983, P. 621
- 注10) 『歴史地理』2-7, p. 540
- 注11) 本居宣長記念館所蔵
- 注12) 陰南道士『理趣情景』「本居宣長(文豪の故郷と其偉蹟)」弘文堂, 1903, P. 198-217
- 注13) 『國史大辭典』国史大辭典編集委員会編, 吉川弘文館
- 注14) 本居宣長記念館『財團法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収, 「引継書」大正3年5月31日
- 注15) 本居宣長記念館『財團法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収,
「鈴屋遺蹟保存會各種資料集 十八 御内帑下賜金」(昭和24年簿冊作成時)
- 注16) 『大阪府立中之島図書館紀要第11号』「角田浩々歌客書誌(1)」1975. 3. 30, P. 20-21
- 注17) 西村幸夫「「史蹟」保存の理念的枠組みの成立 - 「歴史的環境」概念の生成史その4-」
日本建築学会計画系論文報告書(表-1 当時の雑誌等にあられた「史蹟」保存のための運動団
体一覽(史蹟名勝天然紀念物保存法(1919)制定以前)) 第452号, P. 178, 1993. 10
- 注18) 西村幸夫『都市論ノート』「史蹟名勝天然紀念物保存法」鹿島出版会, 2000, P. 136
- 注19) 本居宣長記念館『財團法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収
「財團法人鈴屋遺蹟保存會經營ノ梗概」昭和24年
- 注20) 本居宣長記念館『財團法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収
「鈴屋遺蹟保存會々即」大正15年改正
- 注21) 本居宣長記念館『財團法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収 「昭和十七年度財団法人鈴屋遺蹟保存会要覽」日乗抄
- 注22) 本居宣長記念館『財團法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収
「昭和十七年度財団法人鈴屋遺蹟保存會要覽」昭和18年3月
- 注23) 本居宣長記念館『財團法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収
「昭和二十三年度財団法人鈴屋遺蹟保存會要覽」昭和24年3月
- 注24) 本居宣長記念館『財團法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収
「財團法人鈴屋遺蹟保存會寄附行爲」昭和17年
- 注25) 本居宣長記念館『財團法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収
「昭和二十三年度財団法人鈴屋遺蹟保存會事業報告書」
- 注26) 岩出忠次『遺徳を称えて 山室山神社の祭祀と鈴屋遺蹟の保存』光出版, 平成6年
「本居清造略年譜」より
- 注27) 『國史大辭典』国史大辭典編集委員会編, 吉川弘文館
- 注28) 文化財保護委員会「本居宣長自筆稿本並遺品-鈴屋遺蹟保存会保管-」昭和41年9月
- 注29) 『文化財保護の歩み』文化財保護委員会編, 大蔵省印刷局, 1960
「第二節 史蹟名勝天然紀念物保存法の内容とその運用」P. 77-83より参照
- 注30) 『図解 日本の史跡 第8巻』文化庁文化財保護部史跡研究会監修, 同朋舎出版, 1991, P. 86

- 注 31) 『文化財保護の歩み』文化財保護委員会編，大蔵省印刷局，1960
「文化財保護法の制定に至るまでの経緯」P.103-118 より参照
- 注 32) 『文化財保護の歩み』文化財保護委員会編，大蔵省印刷局，1960
「第三篇資料・統計等」「文化財保護法」P.537
- 注 33) 菅茶山旧宅は、昭和9年1月22日に「廉塾ならびに菅茶山旧宅」として史跡指定となり、昭和28年3月31日に本居宣長旧宅と同じ時期に、特別史跡指定となる。また、文書類の保護は、平成26年8月21日に「菅茶山関係資料」として、重要文化財指定される。ここでは、「菅茶山関係資料」の解説文を「国指定文化財等データベース」より、引用することで参考とする。
- 菅茶山（1748～1827）は、江戸時代後期の漢詩人、教育者として知られる。茶山の漢詩は、唐詩偏重を排して宋詩に範をとり、日常の感興を平明かつ写實的に表現する詩風を確立したと評価される。生涯の漢詩2413首を収録する『黄葉夕陽村舎詩』（前編文化9年<1812>、後編文政6年<1823>、遺稿天保3年<1832>）は、当時最も広く親しまれた詩集であり、詩人としての茶山の名声を高めた書物である。一方、天明元年（1781）頃、郷里神辺に私塾黄葉夕陽村舎（後、廉塾、神辺学問所、現・福山市）を開き、多くの門弟を輩出し、後には福山藩の儒者として藩校弘道館にて経書を講じた。この間、青年期および壮年期における度重なる上方への遊学、文化年間の2度にわたる江戸滞在の期間を含めて、全国の学者・文人等と親交を結んだ。
- 本件は、塾書庫・母屋等に保管されてきた5369点の資料群で、菅茶山の事績に関する最もまとまった一群になる。平成7年および20年に広島県立歴史博物館に寄贈された。著述稿本類は、漢詩文、和歌、俳句、隨筆、紀行文、地誌類および意見書、覚書類からなるが、223点と多数を占める『黄葉夕陽村舎詩』の草稿類が目立つ。草稿段階において、茶山自らが詩の選択、校正を繰り返し行っただけでなく、前編は六如、那波魯堂、頼山陽に、後編は武元君立、北條霞亭、頼春水、頼山陽に批正を仰いだことを反映し、これら草稿本も校正段階に応じ内容を異にし、各本に茶山による切継、校正、選択や批正者による選択、註記等が施され、出版に至る経過を伝える資料群となっている。
- 文書・記録類は、日記、記録、文書、覚書および詩歌類からなる。日記は日用日記と紀行日記に大別され、前者は寛政12年（1800）から文化10年までの間の4冊が知られる。廉塾に関しては、「廉塾日記」、「廉塾規約」、「預銀差引帳」等から西国における著名な儒学教育塾であった同塾の塾生の在籍状況や塾の経営の実態を知ることができる。
- 書画類は、蠣崎波響筆「巨椋湖舟遊図」、谷文晁、鈴木芙蓉画、柴野栗山、古賀精里等詩の「栗山堂餞筵詩画卷」をはじめ、茶山と諸人との交遊を背景に作成されたもので、画僧白雲、大野文泉、広瀬蒙斎等松平定信周辺の画家・学者が多く見出されることも特徴である。
- 典籍類は、茶山在世時の廉塾の蔵書を中心に茶山及び一族手沢本を含む。廉塾における教授内容を反映し、漢籍、儒学書が充実し、和書では歴史、文学を中心とする。
- 器物類の多くは板木である。そのなかで、アイヌ工芸品9点（煙草入・印籠・小刀拵・小物入等）は、製作時期に一定の確証のあるアイヌ工芸品としては最古例と考えられる。
- 以上のように、本資料群は菅茶山の事績および思想、作品を理解するうえで最も重要な資料であるとともに、江戸時代後期における茶山と文人等との交友関係をつぶさに伝え、わが国文学史ならびに文化史研究上に価値が高い。
- （国指定文化財等データベース：<http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/maindetails.asp> より）
- 注 34) 昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号（国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準）
- 注 35) 『文化財保護の歩み』文化財保護委員会編，大蔵省印刷局，1960，「第三章建造物の保護」P.187
- 注 36) 「官報 第2877号」大正11年3月8日，内務省告示第49号
- 注 37) 『天理ギャラリー第125回展 古義堂文庫展』天理大学附属天理図書館編，平成17年5月15日
- 注 38) 石田一良『伊藤仁斎』吉川弘文館，昭和35年，P.5
- 注 39) 「京都府の史跡名勝天然記念物」京都府，昭和10年より
- 注 40) 『図解 日本の史跡 第7巻』文化庁文化財保護部史跡研究会監修，同朋舎出版，1991，P.203
- 注 41) 「住宅建築」第396号，2008.4，P.102「京都に学ぶ、小住宅のエッセンス -山紫水明處-」より
- 注 42) 『図解 日本の史跡 第8巻』文化庁文化財保護部史跡研究会監修，同朋舎出版，1991，P.97
- 注 43) 「史跡 頼山陽書斎（山紫水明処）保存修理工事報告書」（財）京都伝統建築技術協会編，平成19年
- 注 44) 『史蹟 荷田春満旧宅保存修理工事報告書』財団法人建築研究協会編，平成24年3月，「第1章 建造物の概要」より
- 注 45) 『図解 日本の史跡 第8巻』文化庁文化財保護部史跡研究会監修，同朋舎出版，1991，P.98

- 注 46) 『図解 日本の史跡 第 8 巻』文化庁文化財保護部史跡研究会監修，同朋舎出版，1991，P. 103
注 47) 「史蹟調査報告第一 栃木縣に於ける指定史蹟」内務省，大正 15 年 10 月 30 日
注 48) 『図解 日本の史跡 第 6 巻』文化庁文化財保護部史跡研究会監修，同朋舎出版，1991，P. 59

【第2章】

移築工事にみる保存理念

1. はじめに	41
2. 本居宣長旧宅移築計画	41
2-1. 鈴屋遺蹟保存会の創立	41
2-2. 旧宅保存論の推移	42
2-3. 鈴屋遺蹟保存会の事業	43
2-4. 技術者 土屋純一、奥野栄蔵	45
3. 移築工事の分析	47
3-1. 旧宅移築事業報告書	47
3-2. 緒言	48
3-3. 移築設計方針	48
3-4. 鈴屋在来の状況	51
3-5. 工事の経過	51
3-6. 移築工事実施	51
3-7. 附属高塀の新築	53
3-8. 在来敷地の修築	53
3-9. 附属建物 事務所、表門	53
3-10. 図面目録	54
4. まとめ	55

1. はじめに

鈴屋遺蹟保存会には、設立時の明治39年(1906)から昭和24年(1949)までの書類を綴じた簿冊『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』(以下『簿冊』)があり、この中には保存会の会務報告と移築工事に関する報告からなる活版印刷の報告冊子(書名・奥付はない。本論では『移築事業報告書』と仮称し、また『報告書』と略称する)が含まれている。ここでは、主としてこれらの資料に基づいて、鈴屋遺蹟保存会の活動と本居宣長旧宅の移築修理工事を検討し、萌芽期にあった民家の保存の理念や手法と、これを報告する『移築事業報告書』の性格を明らかにする。

2. 本居宣長旧宅移築計画

2-1. 鈴屋遺蹟保存会の創立

近代における本居宣長顕彰は、明治7年(1874)、宣長門下や地元有力者が関与して、山室山の宣長の奥墓の傍らに宣長を主神とし、あわせて平田篤胤を祀る山室山神社を創始したことに始まる。同神社は明治22年(1898)には松阪城下の殿町追手筋に移築されるなど、宣長顕彰の活動は継続され、これに加えて明治34年(1901)には本居宣長百年祭があり、その準備活動を通じて宣長に対する評価は高潮していった。

鈴屋遺蹟保存会は、明治39年(1906)8月に設立された。設立に当たっては三重県知事有松英義他50名が発起人となり、賛助人として、三上参次、上田萬年をはじめとする学者も名を連ねている。会長は、有松英義であり、事務所は三重県飯南郡役所内に置かれた。

創立目的は、簿冊中の「贈従三位本居宣長大人遺跡保存會趣意書」によると、「先生の遺品と、現在の遺跡と、併せて、之を永遠に保存し、以て國民教育の活材料に供し、先生の苦學精勵尊王愛國の感化をして、長へに國民の上に在らしめんと欲す」とある。^{注1)}



図1 移築前(明治41年)本居宣長旧宅(本居宣長記念館所蔵)

この時期には、全国的にも遺跡に対する保存活動が見られる。西村幸夫によれば史蹟名勝天然紀念物保存法（1919）以前の雑誌等にあらわれた「史蹟」保存のための活動団体は、明治33年（1900）前後から、全国的に増えている。^{注2)}

その多くは地域の旧蹟及び神社寺院に対する保存を目的とするもので、偉人旧宅の保存を目的とする活動団体は少なく、鈴屋遺蹟保存会は、偉人旧宅の保存を目的とする活動団体の先駆的存在であった。

なお、保存会設立時の発起人は、大正3年引継書^{注3)}によると「発起人ハ會之成立ト同時ニ消滅シテルモノト心得居ルコト」とあり、設立以降旧宅移築事業も含めその実働的な監査指導及び活動等はなかったと考えられる。

2-2. 旧宅保存論の推移

この間、明治26年（1893）3月29日には魚町2丁目から出火し、市街地の殆ど（焼失家屋1,318戸、神社4社、寺院12ヶ寺、官公庁5ヶ所）を焼き尽くす松阪大火が発生している^{注4)}。宣長旧宅が所在した魚町1丁目は難を逃れたが、これは旧宅の保存について問題を投げかけることとなった。なお、移築までの年譜を表1に示す。

表1 移築までの年譜

和暦	西暦	事 項
明治7	1874	山室山奥墓周辺に山室山神社創建 ^{注9)}
明治22	1889	山室山神社を殿町追手筋に移転 ^{注10)}
明治26	1893	3.29 松阪大火、魚町2丁目から出火、焼失家屋1,318、神社4、寺院12、官公庁5 ^{注4)}
明治28	1895	殿町追手筋に旧宅移築保存の議論あり ^{注4)}
明治30	1897	(6.5 古社寺保存法公布)
明治34	1901	宣長翁百年祭挙行 ^{注11)}
年不詳		旧宅を元地にそのまま保存し、周囲を取り払い公園風とする検討あり ^{注6)}
明治39	1906	5.31 松阪城跡の町有地借入願提出 ^{注8)} 8. 鈴屋遺蹟保存会結成、旧宅及び遺品の保存を目的として募金開始 (予定総額30,000円、内訳遺蹟保存費3,000円、記念文庫建設費15,000円、維持基金10,000円、諸雑費2,000円) ^{注2)} 9.10 贈従三位本居宣長遺蹟保存料として金500円下付 ^{注12)} 12. 募集期間終了、達成額15,000円余 ^{注7)}
明治40	1907	10. 鈴屋遺蹟保存会、資金難のため当初の事業目的から記念文庫を割愛し、名古屋高等工業学校教授土屋純一、神宮司庁技手奥野栄蔵に工事設計及び監督を委託 ^{注7)}
明治41	1908	12.27 実測調査着手 ^{注14)}
明治42	1909	2. 建築解体に着手 ^{注14)} 5上旬 須屋根・足場掛渡しに着手 ^{注14)} 5.14 土台据付、順次建方に着手 ^{注14)} 6.6 事務所・倉庫竣工 ^{注14)} 10.3 造作類終了、建具修補、残工事施工 ^{注14)} 12下旬 移築工事完成 ^{注14)}
明治43	1910	1.12 『報告書』刊行
大正8	1919	(4.10 史蹟名勝天然紀念物保存法公布)
大正11	1922	3.8 本居宣長旧宅、旧宅跡史蹟指定

旧宅保存については、大火後間もない明治28年(1895)には、殿町の山室山神社周辺に移築する案^{注5)}が先行した。その後、旧宅所在地が密集した市街地であることから、火災の被害を避けるために周囲の敷地を購入して建物を撤去し、公園化する現地保存案が浮上した^{注6)}。しかし、この案では土地取得費が多額となるため見送られて、明治34年(1901)の本居宣長百年祭前後には、城跡移転案にほぼ収束を見たようである^{注7)}。鈴屋遺蹟保存会は、会設立と期を同じくして、城跡の町有地を旧宅の移転地として借り入れており^{注8)}、旧宅の城跡への移築は、保存会としては既定の方針であった。

昭和17年(1942)の保存会の財団への改組に当たって作成された後年の資料ながら、簿冊中の「鈴屋遺蹟保存会に就て(財団改組事前調査)」には、「保存会当初の案としては遺蹟を元地にそのまま保存し周囲を取払ひ一小公園風と為す見込みなりしに右は巨額の資金を要し到底現実の見透しつかざりしを以て是れを他に移転することとし移転地の物色に奔命せるも不幸再度の難関に遭遇せるも結局今の公園内に選定を見るに至れり。」とあり、城跡への移築案に先立って、現地での保存が検討されたものの、それは経費難から実現に至らなかったことがわかる。

2-3. 鈴屋遺蹟保存会の事業

鈴屋遺蹟保存会の具体的な事業は、簿冊中の明治39年(1906)8月の「保存会趣旨書」^{注1)}によれば、総額30,000円の寄付金を予定し、その内訳は3,000円を遺蹟保存費に、15,000円を記念文庫建設費に、10,000円を維持基金に、2,000円を維持費に充てるものであった。

しかし、募金を行って得られた総額は、同年末で下賜金500円を加えて15,000円余であり、予定額を得ることができなかった。このため、文庫建設は後日に譲ることとし^{注7), 13)}、実施した事業は、表2のように鈴屋(旧宅を意味する)移転、事務所、倉庫、門、塀等の建築、庭園の建設、跡地の修築などに限定された^{注14)}。

表2 移築事業の諸経費決算額^{注14)}

事 項	金 額
総額	15,491 円 17 銭 9 厘
鈴屋移転費	2,232 円 59 銭 2 厘
鈴屋附属建物建築費	624 円 18 銭
事務所新築及備品買入費	2,978 円 19 銭
事務所附属建物建築費	384 円 4 銭
倉庫及伝廊下新築費	975 円
門、塀、石段、石垣、修築及庭園造設費	2,049 円 17 銭 5 厘
祭器納屋、神社境内へ移築費	112 円 47 銭
鈴屋移転後修築費	454 円 71 銭
設計及監督諸費	1,297 円 94 銭
寄付募集費其他事務諸費	4,382 円 88 銭 2 厘

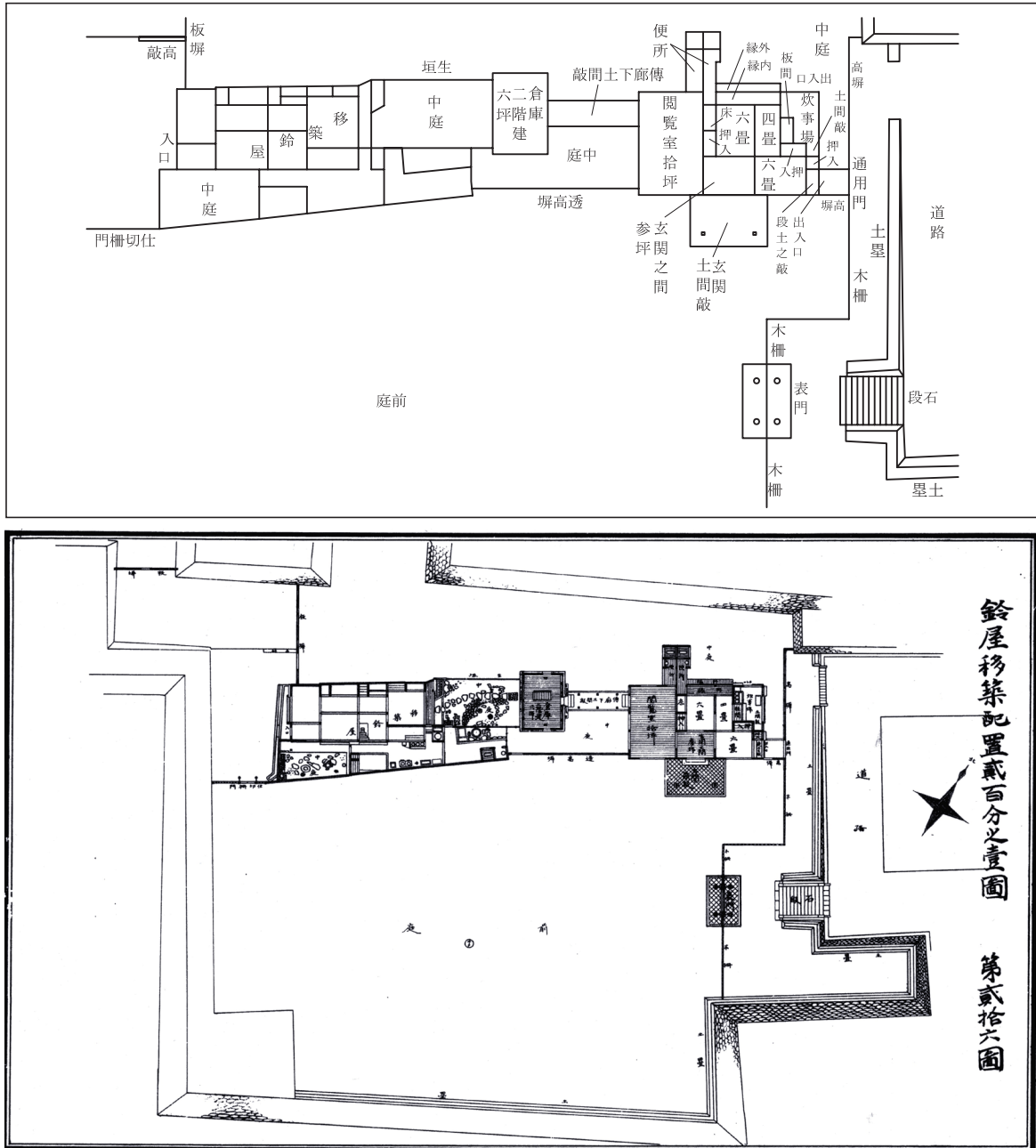


図2 第貳拾六圖 鈴屋移築配置貳百分之一壹圖・トレース図

このうち、山室山神社への祭器納屋移転（注 旧宅に隣接していた）を別とすれば、鈴屋遺蹟保存会の整備事業は、松阪城跡への旧宅の移築と、これに隣接する事務所・倉庫・門・塀等の新築、旧宅移築後の跡地の整備に限定されたものであった。

図2は、『報告書』の添付図（詳細は3-10.で述べる）中の移築配置図であり、城跡への移築工事全体の配置を示す。計画地は、松阪城跡南側の市内を一望できる高台であり、施設出入を東側の表門からとしている。眺望の良い前庭を南側に設け、表門から西方向へ事務所、倉庫、旧宅を配置し、施設を囲うように管理用の塀が巡っている。

2-4. 技術者 土屋純一、奥野栄蔵

以上の整備事業に関わった技術者として、『簿冊』中の「鈴屋移築顛末」^{注7)}では、「文庫建設は暫く之を後日に譲り、先づ移転工事のみ之れを進行することとし名古屋高等工業学校教授工学士土屋純一、神宮司庁技手奥野栄蔵の両氏に工事設計及び監理を託し明治四拾貳年二月工を起し同年十月全く之れを竣工せり」とする。

土屋純一は、明治33年(1900)東京帝国大学工科大学建築学科を卒業後、大学院へ進み^{注15)}、在籍中である同30年(1897)から、即ち古社寺保存法による修理事業の開始とともに、当時奈良県技師であった奥野貞の右腕として働き^{注16)}、寺院の修理工事に関わっていた。また、大学院を経て同35年(1902)からは奈良県技師として正式に修理工事に関わる^{注15)}。修理工事の技師としての活動は同39年(1906)までであり、これ以降は名古屋高等工業学校教授に転出している^{注17)}。

一方、奥野栄蔵は、奈良県古社寺修理工事の修理技手採用時の明治36年(1903)5月付けの履歴書^{注18)}によると、明治32年(1899)6月から33年(1900)まで造神宮技手を務め、その後神宮司庁雇員として皇大神宮行在所、参集所、神宮司庁、御塩神社神殿、神宮御物陳列場の工事監督を歴任している。その後、奈良県の古社寺建造物修理技手として、明治36年(1903)7月7日から明治39年(1906)3月27日まで務める^{注18)}。この間“主任技手”の立場で「橿原神宮本殿」の屋根修理工事、「長福寺本堂」及び「唐招提寺講堂」の解体修理工事に関わっている^{注19)}。これらはいずれも、土屋が監督技師の立場で関与するものである。土屋と奥野はこのように、奈良県の古社寺修理において、直接の交流をもっていた。奥野は、奈良県の古社寺建造物修理技手を退任後、神宮司庁囑託として再び神宮の営繕工事に関わり、建築学会名簿には、明治39年(1906)から同43年(1910)までは、宇治山田市大字船江の住所で登録されている。

その他、奥野については、平安遷都千百年記念祭のメインパヴィリオンである紀念殿の工事(明治26年(1893)9月造営開始)、伊東忠太(設計監督技師)がはじめて日本建築の実務に携わったとき、技術的に支えたことで知られている佐々木岩次郎の配下に属し、のちに修理工事に携わる2人弟子の内の1人が奥野栄蔵であった事が知られる(もう1人は青池安太郎)^{注19)}。また、奥野は、伊東忠太の紹介^{注19)}で明治30年(1897)7月に建築学会に入会しており、その建築学会準員になったときの住所は「京都市仏具屋町通松原下ル 佐々木岩次郎方」^{注20)}となっている。以上から、奥野は出身は伊勢であるが、建築技術を学ぶために明治32年(1899)以前まで京都の佐々木岩次郎を師匠とし、いったん造神宮使庁、神宮司庁で関連施設の営繕を行ったのちに、明治36年(1903)から奈良県における古社寺建造物における修理工事に携ったことがわかる。

このような土屋、奥野への委託の理由やその経過は不明であるが、鈴屋遺蹟保存会

表3 土屋純一及び奥野栄蔵が関わった修理工事

和暦	西暦	関連修理工事	土屋純一経歴
M30	1897	新薬師寺本堂 法起寺三重塔 M30【古社寺保存法】成立	M30-M34 関野貞(当時:奈良県技師)の 右腕として働く
M31	1898	唐招提寺金堂 薬師寺東塔	
M32	1899	秋篠寺本堂	
M33	1900	東大寺法華堂 興福寺五重塔 室生寺五重塔	M33 東京帝国大学工科大学建築学科 卒業、同大学院へ進学
M34	1901	新薬師寺鐘楼	
M35	1902	法輪寺三重塔 新薬師寺東塔 法隆寺中門	M35-M39 奈良県技師 ・奈良県地方教育委員 ・神職尋常試験委員 ・寺司社掌試験委員 歴任
M36	1903	東大寺金堂	
M37	1904	談山神社十三重塔 * 橿原神宮本殿	M36 古社寺建造物修理事務所 技術部長
M38	1905	建水分神社本殿 * 長福寺本堂	
M39	1906	慈眼院多宝塔 * 唐招提寺講堂	
M40	1907		M39.6 奈良県技師 辞職後 文部省官房建築課へ
M41	1908		M40 名古屋高等工業学校 講師 M41 名古屋高等工業学校 教授
M42	1909	M41.12.27-M42.12 本居宣長旧宅移築工事	
⋮	⋮		
T8	1919	T8【史蹟名勝天然紀念物保存法】成立	

凡例

— : 土屋経歴

— : 土屋・奥野関与工事

*印立場: 監督技師 土屋純一
主任技手 奥野栄蔵

■ : 奥野奈良修理技手期間

各修理工事の工期及び、監督技師・主任技手については、清水重教『明治後期の古社寺修理にかかわる技術者の出自について』日本建築学会計画系論文集 第558号, P.261, 2002.8 より、「表 明治30年代における古社寺保存法による建造物修理の工期と監督技師・主任技手」を参考。

の発足当時、松阪に近接の宇治山田に居住する奥野の縁で、土屋への委託に至ったものであろうか。表3は、土屋と奥野が関わった修理工事を整理したものである。

3. 移築工事の分析

3-1. 旧宅移築事業報告書

『報告書』の構成は、表4の通りである。冒頭の会務報告は保存会としての事業・会計の報告であり、保存会側が作成したとみられる。一方、緒言以降は旧宅の移築工事に関する技術的報告である。緒言には、明治43年(1910)1月12日の土屋純一の識語があり、緒言以降は土屋純一の執筆編集と見てよいであろう。また、添付されている図面(図2,3,4を含む)は、実測図面及び落成図のみであり、復原図は添付されておらず、作成の有無も不明である。図面目録は、表6の通りである。

特筆すべき点は、『報告書』が建造物の修理工事報告書としては極めて早い段階で作成されている点にある。古社寺保存法の公布により、明治30年(1897)代から本格的に古社寺建築の修理工事が始まるが、同法施行細則では工事計画については、保存金下付願願書に「修理スベキ物件ノ名称、所在、種類、品質、員数、形状、寸尺、構造、坪数歴史ノ証徴、由緒ノ特殊又ハ製作の優秀等ヲ証見スルニ足ルヘキ事項」とともに、「修理ニ要スル工事予算竝設計仕様等」を詳具すべきこととしている。又「修理竣リタルトキハ精算書ヲ添ヘ二箇月以内ニ内務大臣ニ届出ツヘシ」とあり、工事の報告は精算書提出が義務づけられているのみであった^{注21)}。

修理工事報告書の初期の例としては、東大寺金堂の明治修理について所有者の東大寺が刊行した『大仏及大仏殿史』があり、刊行が慣例になるのは、昭和9年(1934)に始まった法隆寺昭和の大修理からとされる^{注22)}。また、昭和11年(1936)頃から全国各地の修理工事で、法隆寺昭和の大修理に触発されるかたちで修理工事報告書を刊行する例が増す^{注22)}。

『報告書』は、保存会の会務報告と、中心的事業である旧宅移築修理工事の報告を合わせるものであり、表題や奥付を欠くが、緒言にある明治43年(1910)1月に近い時期に、鈴屋遺跡保存会が刊行したものと考えられる。印刷部数や配布対象は不明であるが、移築事業が募金によって行われたものであることから、拠金者への報告の性格を持つものであることが推測される。なお、簿冊によると旧宅移築竣工後の10月4日に保存会による奉告祭が行われ^{注23)}、翌6日に土屋純一同席による鈴屋舊宅移轉報告祭が行われている^{注24)}。

表4 旧宅移築事業報告書目次

- | |
|---------------|
| ○ 鈴屋遺蹟保存會々務報告 |
| ○ 緒言 |
| ○ 移築設計方針 |
| ○ 鈴屋在來ノ状況 |
| 第一．移築前ノ形状 |
| 第二．建築當初ノ形状 |
| 第三．書齋ノ増設 |
| ○ 工事ノ経過 |
| 第一．移築ニ際シ形状ノ復舊 |
| 第二．移築工事实施 |
| 第三．附屬高塚ノ新築 |
| 第四．在來敷地ノ修築 |
| ○ 附屬工事 |
| ○ 鈴適舎移築工事圖面目録 |

『報告書』は、修理工事報告書が未だ一般化していない時期に極めて早く刊行されたこと、更に対象となる建造物も古社寺ではなく民家であることが注目される。次に、『報告書』の構成と内容について、項目ごとに順を追って検討していく。

3-2. 緒言

緒言では「鈴屋遺蹟保存會ガ其事業ノ一部トシテ移築工事ヲ實施スルニ當リ不肖其依囑ニ應ジテ設計及監督ニ従事シ幸ニ無事終了ヲ見タルヲ以テコヽニ其當初ヨリノ設計方針施工ノ方法及経過等ヲ畧述シテ報告ニ代ヘント欲ス コレ蓋シ徒ニ幾多細密ナル苦心ヲ告白セントスルモノニアラズ タゞ在來ノ舊形ト移築後復舊現状トヲ見テ濫ニ變更ヲ加ヘタルモノトシテ疑惑ヲ抱ク人ナキヲ保シ難キヲ以テ其理由ヲ詳説シテ誤ヲ後人ニ傳フルコトナカラシメント欲スルニ過ギザルナリ」とあり、報告書の基本的性格を示す。

即ち、この冊子は移築工事の設計方針、施工方法、経過を略述して工事報告にあてるものである事、工事による変更点とその理由を明確にする事を意図するものであった。このような基本的性格は、その後の文化財建造物の修理工事報告書と共通するものといえよう。

3-3. 移築設計方針

ついで報告書では、移築について、次のように述べる。「抑遺蹟保存事業ハ其本來ノ性質上現在ノ位置ニ於テ現状ノ儘ニ保存シ破損腐朽等ニ際シテハ原形ニ倣ヒテ修補ヲ加ヘ永ク後世ニ傳フルノ方法ニヨルベキヤ明ナリ 然ルニ此鈴屋遺蹟ニアリテハ現存位置ニ於テ保存ノ方法ヲ講ゼントスルモ周圍ハ商家密接軒ヲ並べ一朝火災ニ當リテハ忽チ類焼ノ危険恐ルベキモノアリ 而モ又近隣敷地ヲ廣ク購買シテ區域ヲ擴大シ此等ノ虞ナカラシメンニハ全ク資力ノ許サバルトコロ即チ建物ヲ他ニ移築シテ保存スルノ策ヲトラントスルモノニシテ蓋シ已ムヲ得ザルニ出ツルナリ」(表5に全文を記す)ここでは、遺蹟保存は本来原位置で行うべきであること、しかしながら、鈴屋は類焼の危険性と資金の制約上、やむなく移築保存を行うことが示されている。

また、復原の年代については「鈴屋翁以後ノ變更ニ係ルモノハ此際復舊シテ書齋増設當時ノ狀況トナサント欲スル」と記され、本居宣長当時の状態に復旧することが所与の前提となっている。このため、工事前後で多少の変更を伴うことは明らかであるため、「先ツ建物各部ニ亘リ精細ナル實測ヲナシ縦横幾多ノ断面圖ヲ調製シテ舊状ヲ知ルヲ得セシムルコトヽシ然ル後建物全部ヲ解放シテ新敷地ニ運搬移築ヲナス」とする。この“精細ナル實測”により描かれたものが、添付図面27図中、18図を占める実測図面であり、3-10.で述べる。

移築工事の設計手法で特徴的なこととして、移築後の跡地の計画をあげることで

表5 移築設計方針

移築設計方針

抑遺跡保存事業ハ其本来ノ性質上現在ノ位置ニ於テ現状ノ儘ニ保存シ破損腐朽等ニ際シテハ原形ニ倣ヒテ修補ヲ加ヘ永ク後世ニ傳フルノ方法ニヨルベキヤ明ナリ 然ルニ此鈴屋遺跡ニアリテハ現存位置ニ於テ保存ノ方法ヲ講ゼントスルモ周圍ハ商家密接軒ヲ並ベ一朝火災ニ當リテハ忽チ類焼ノ危険恐ルベキモノアリ 而モ又近隣敷地ヲ廣ク購買シテ區域ヲ擴大シ此等ノ虞ナカラシメンニハ全ク資力ノ許サバルトコロ即チ建物ヲ他ニ移築シテ保存スルノ策ヲトラントスルモノニシテ蓋シ已ムヲ得ザルニ出ツルナリ 従ツテ在來位置ニ於テスルモノト異リ周圍ノ状況其他一層周到ナル注意ヲ要スルモノアルベキハ言フ俟タズ 殊ニ其鈴屋翁以後ノ變更ニ係ルモノハ此際復舊シテ書齋増設當時ノ状況トナサント欲スルモノナルヲ以テ移築以前ノ現況ハ工事終了ト共ニ多少ノ變更ヲ來スベキハ明ナリ 即チ移築設計ノ方針トシテハ先ツ建物各部ニ亙リ精細ナル實測ヲナシ縦横幾多ノ断面圖ヲ調製シテ舊状ヲ知ルヲ得セシムルコト、シ然ル後建物全部ヲ解放シテ新敷地ニ運搬移築ヲナスモノニシテ尚ホ移築ニ當リ建物ノ方向ニ異變ヲ來サバ朝夕光線ノ關係全然相違シテ舊様ヲ懷想スル能ハザルベキヲ以テ新敷地ニ於テモ其方向ハ全然一致シテ寸毫ノ相違ナカラシメ庭園ハ樹木等ヲ移植スルトキハ枯死セシムルコトナキヲ保シ難キヲ以テコレガ移轉ヲナサズ タバ新敷地ニ於テ其舊形ヲ模造シテ幾分其状況ヲ彷彿タラシメ礎石モ亦舊位置ニ存シテ移築ニハ悉ク新材ヲ使用スルコト、セリ コレ蓋シ其位置ヲ確實ニ保存スルト共ニ他日再び近隣ヲ擴大シテ此位置ニ復舊スルヲ得ルノ日アラバ直チニ其復舊ヲ容易ナラシムベキヲ想ヘバナリ 其他ハ建物全部新敷地ニ移築ヲナシ細部ノ形状手法ニ至ルマデ毫モ舊様ヲ失ハザランコトヲ勉メ鈴屋翁以後ノ變更ニ係ルモノニシテ其當時ノ舊様ノ調査ノ結果明瞭ナルヲ得タルモノハ一々痕跡ニヨリテコレヲ復舊シ舊形ノ詳カナラザルモノハ徒ニ變更ヲ加フルコトヲナサズスベテ在來ノ儘ニ存シテ移築工事ヲ完了スルコトトセリ

本居宣長記念館『財團法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収

『報告書』内の「移築設計方針」全文を上記に記す。

きる。報告書には、「礎石モ亦舊位置ニ存シテ移築ニハ悉ク新材ヲ使用スルコトトセリ コレ蓋シ其位置ヲ確實ニ保存スルト共ニ他日再び近隣ヲ擴大シテ此位置ニ復舊スルヲ得ルノ日アラバ直チニ其復舊ヲ容易ナラシムベキヲ想ヘバナリ」とあり、跡地の保存についての配慮を記述している。なお、図3はその言述を表す移築元の敷地実測図である。

また、「移築ニ當リ建物ノ方向ニ異變ヲ來サバ朝夕光線ノ關係全然相違シテ舊様ヲ懷想スル能ハザル」ため、移築先の敷地においてもまったく同じ方向になるように旧宅を配置することとしている。

最後に復原の方針として、報告書では次の3点の原則を示している。

- (1) 「細部ノ形状手法ニ至ルマデ毫モ舊様ヲ失ハザランコトヲ勉メ」
- (2) 「鈴屋翁以後ノ變更ニ係ルモノニシテ其當時ノ舊様ノ調査ノ結果明瞭ナルヲ得タルモノハ一々痕跡ニヨリテコレヲ復舊シ」

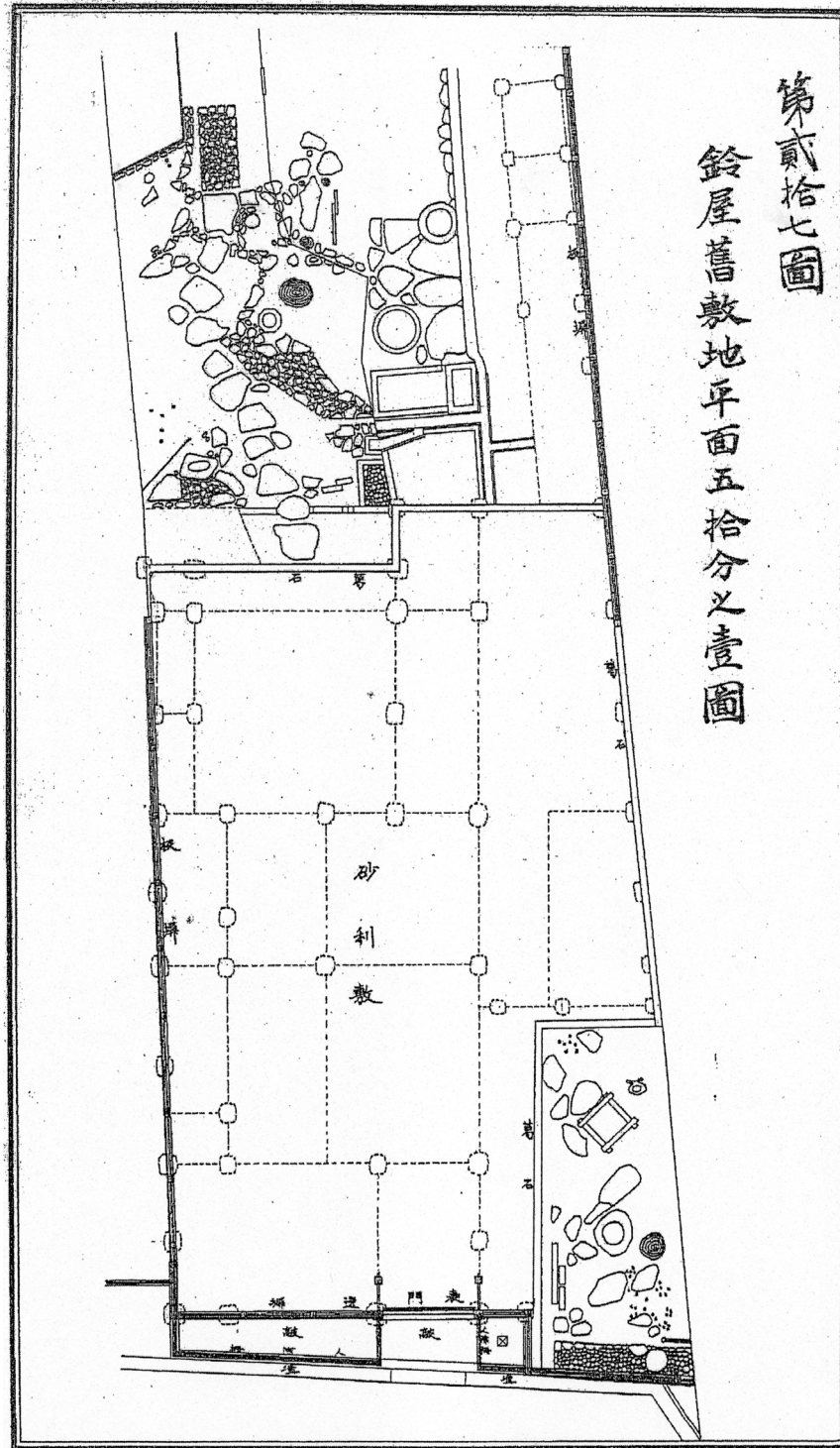


図3 第貳拾七圖 鈴屋舊敷地平面五拾分之壹圖

(3) 「舊形ノ詳カナラザルモノハ徒ニ變更ヲ加フルコトヲナサズ」

以上の考え方は、明治後期における原形の調査追究、技法と古材の継承に着目した修理手法の一例と位置付けられ、今日における復原手法との一貫性を読み取ることができる^{注25)}。

3-4. 鈴屋在来の状況

次に、2つ目の項目である「鈴屋在來ノ状況」を分析していく。同項は、a. 移築前の形状、b. 建築当初の形状、c. 書斎の増築、の順で記述されている。

まず、a. 移築前の形状では、全体の平面構成と建具、天井、屋根形状・屋根葺材、中庭高塀の仕様、外壁面の仕様などの概要を記している。

ついで、b. 建築当初の形状では、形式手法と所蔵棟札から建築年代を元禄4年(1691)とし、実測調査による痕跡類、明治10年(1877)前後になされた直近の改造前の状況についての関係者聞き取り、別途保存の古材調査などをもとに、復原と改変の検討を行っている。

「當家屋ハ形式手法ヨリ考フルモ所蔵棟札ヨリ推スモ元禄四年ノ新築ト見ルベキモノニシテ其後書斎ノ増築アリ 尚實測ニ當リテ發見セル幾多ノ痕跡及施工ノ方法等ヨリ考フルニ數度ノ修繕ヲ經ル毎ニ細部ニ多少ノ變更ヲ來シ就中明治十年前後ニ於テ大ニ模様替ヲ施サレタルハ現ニ高尾九兵衛氏及本居清造氏等ノ熟知セラル、所ニシテ今移築ト共ニ鈴屋翁當時ノ状況ニ復舊ヲ試ミントスルニ當リ此等數氏ノ記憶談及痕跡其他各方面ヨリ調査セル結果ニヨリ當初ノ形状ニ關シテ以下項ヲ分チテ其當初ノ形状ヲ論ジ復舊ノ由來ヲ詳説セントス」

なお、図4は移築前の状況を記した平面実測図である。

特に書斎鈴屋の増築については、旧宅の本質的価値をなす部分であるため、項を分けて、c. 書斎の増築で検討を行っている。

3-5. 工事の経過

「工事の経過」では、a. 移築に際し形態の復旧、b. 移築工事実施、c. 附属高塀の新築について記している。a. 移築に際し形態の復旧では、「鈴屋在來ノ状況」を受けて、16の復旧箇所を列挙している。その前文では「舊形ノ明瞭ナルモノハ一々其痕跡ニ就テ周到ナル注意ヲ以テ復舊ヲナシ 假令變更ノ跡明カナルモ舊形明瞭ヲ缺クモノハ在來ノ儘ニ存置スルコト、セリ 即チ復舊ヲナシタル個所ヲ列舉スレバ左ノ如シ」と、確実なものに限って復原するとし、「移築設計方針」で述べた方針を再確認した上で、35箇所にあぶ現状変更を箇条書で示している。

3-6. 移築工事実施

工事日程は、表1(表中 明治41,42(1908,1909)年)の通りである。施工上の基本的方法としては、主に3点について明記している。1点目は「材料ハ漸次新敷地建築場ニ運搬シ書斎ノ材料其他重要ナル諸材料ハ特ニ適當ノ保護ヲ加ヘ一時本居氏倉庫内ニ保管ヲ依托スル」、2点目は「解放セル材料ニシテ再度使用ニ堪フベキモノハ手入レ繕ヒヲ充分ニナシ」、3点目は「取替ヲ要スルモノハ新材ヲ購入シテ在來ノ形状

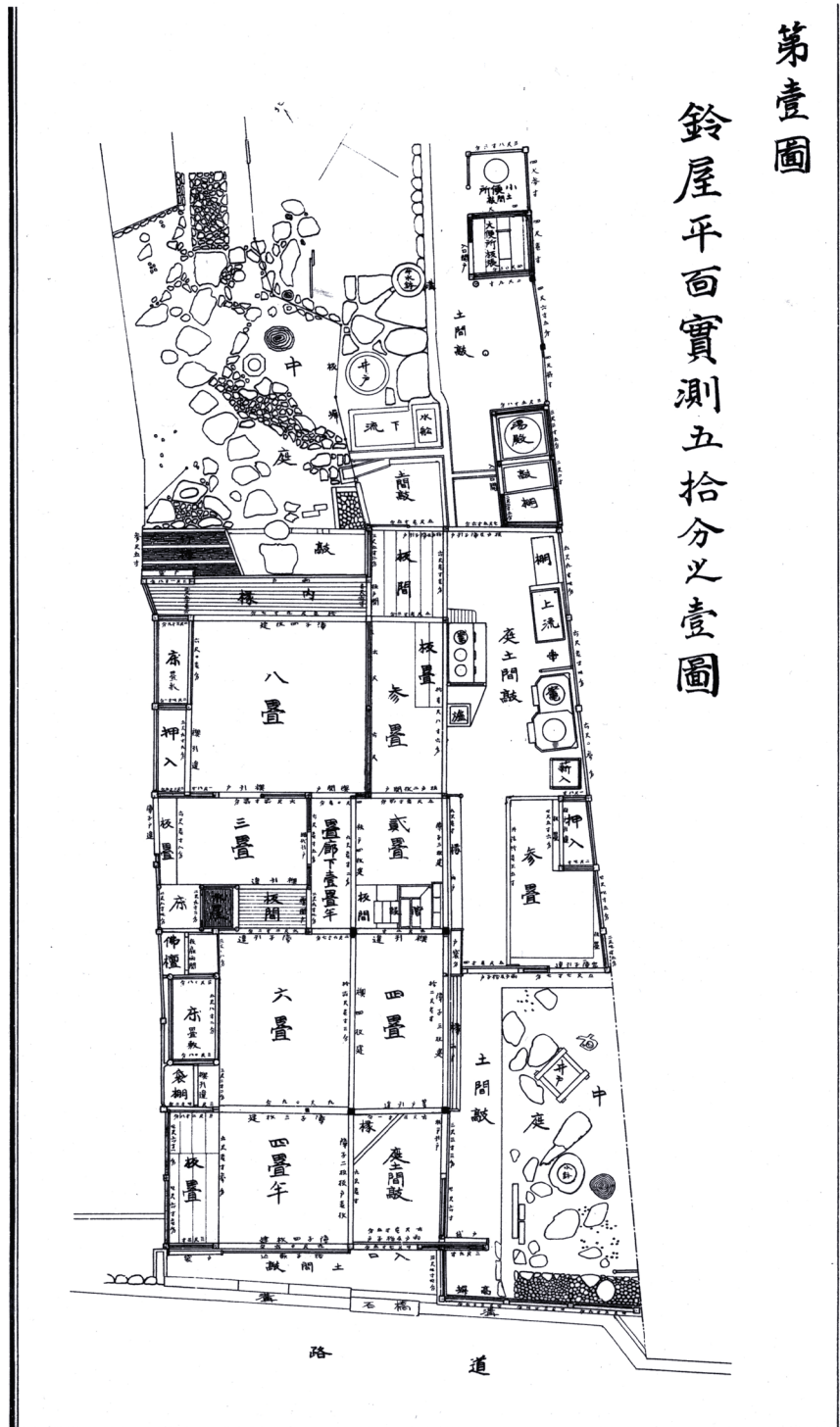


図4 第壹圖 鈴屋平面實測五拾分之壹圖

寸法ニ倣ヒテ施工ヲ進メ」である。

また、補強については、「実施ニ當リ床組及小屋組等ノ見エ隠レノ部分ニシテ構造ノ方法宜シキヲ得ズ保存上不適當ト認メタルモノハ便宜補加シテ構造の堅牢ヲ期セリ」とし、具体的には床組全体への足固めの使用、梁、母屋、登合掌の付加、金物による緊結、筋交の使用、野木舞の裏板張への変更などを挙げている。

3-7. 附属高塀の新築

「附属高塀ノ新築」では、移築後の旧宅前面向かって右側面の、中庭に面する高塀の新築について記述している。魚町にあつてはこの位置に隣家があり、中庭は隣家の側壁で画されていたため、存在しなかった高塀であるが、移築後は中庭を区画するため、新築したものである。新築に当たっては「諸般研究ノ結果、鈴屋増設当初ニ於ケル隣接屋蓋ノ高サヲ調査シ之レニ倣ヒテ隣家側面トモ見ルベキ傾斜セル高塀ヲ建設スルコト、セリ」とし、高塀の設置は、書齋増設時の隣家屋根形状を模す事としている。特に高塀の勾配及び位置について特にその根拠が記されている。移築工事に伴う周辺環境の変化を最小限に留める配慮が伺われる。

3-8. 在来敷地の修築

旧宅移築後の在来敷地については、「礎石及中庭ヲ保存スルコト、ナセルヲ以テ先ヅ在來正面入口ノ部分ニ表門ヲ建設シ其左方建物外側及高塀ノ位置ニ沿ヒテ透高塀ヲ設ケ両側ノ境界ニハ板塀ヲ取設ケ建物跡周囲ニハ葛石ヲ廻ラシ葛石内舊建物下ハ全部砂利敷トナセリ 在來礎石ハ一見シテ其位置ヲ見得ベキガ如クセント欲シタルモ如何セン敷地周囲ニ比シテ高カラズ若シ之ヲ現ハサントセバ悉ク周囲ノ地盤ヲ削リテ低下セシムルノ他ナカリシヲ以テ已ムナク其儘手ヲ加ヘズシテ全部砂利ヲ以テ敷キ均スコト、ナセルナリ」とし、礎石と中庭の保存に留意している。特に礎石は地盤に変化を加えて礎石を露出することを避け、砂利での養生を行っている。

3-9. 附属建物 事務所、表門

本居宣長旧宅移築工事における附属工事としては、松阪城跡の新しい敷地周りの整備、表門・事務所・倉庫・渡り廊下の建設、敷地を区画するための高塀・木柵の設置が明記されている。事務所及び表門については、具体的な構造形式や仕様等の記述はない。

旧宅の配置は、南西側石垣を基準とし、魚町道路と同幅の通路を設け、旧宅を魚町旧宅と同方位で配置し、旧宅軸線を延長させる形で「倉庫」「事務所」を配置させていると考えられる。また、「事務所」は、通用門に沿わせる形で北東側石垣に近づけ、「倉庫」は「事務所」と「旧宅」のちょうど中央に配置されていることから、両者から最大限離し、延焼を免れるよう配置されていると考えられる。また、北東側前庭を出来るだけ確保するために、南西側スペースは「事務所」の最低限のセットバックを取り、全体の配置を計画したと考えられる。

3-10. 図面目録

本文末には図面目録が付されている（表6）。図面目録には計27図の図名が記されており、「第壹圖」から「第拾八圖」までが実測図、「第拾九圖」から「第貳拾七圖」が移築工事の設計図で、断面図、立面図、天井見上図、配置図からなる（本論末尾に図面添付）。これらの原図はそれぞれ1/50の墨入図であり、鈴屋遺跡保存会に現存する。詳細図を含んでいないため具体的な収まりを把握することはできないが、各部の実測断面図が豊富であるため、各部屋の展開がよくわかり、立面も仕上材の割付及び仕上材のテクスチャーをも繊細に表現した図面となっている。

表6 鈴酒舎移築工事圖面目録

図番	名称	縮尺
第一號	鈴酒舎平面實測圖	1/50
第二號	鈴屋建面實測區分圖	1/50
第三號	ウカ 断面實測圖	1/50
第四號	ワ井 断面實測圖	1/50
第五號	イオ 断面實測圖	1/50
第六號	ヲル 断面實測圖	1/50
第七號	ヌク 断面實測圖	1/50
第八號	ハナ及レチ 断面實測圖	1/50
第九號	子ニ 断面實測圖	1/50
第十號	ツホ 断面實測圖	1/50
第十一號	ヘソ 断面實測圖	1/50
第十二號	リタ 正面實測圖	1/50
第十三號	ラロ 背面實測圖	1/50
第十四號	ヨム 側面實測圖	1/50
第十五號	イト 側面實測圖	1/50
第十六號	天井及化粧屋根裏見上ゲ實測圖	1/50
第十七號	階上書齋天井及階下舊天井見上ゲ實測圖	1/50
第十八號	小屋組及階上書齋平面實測圖	1/50
第十九號	鈴屋落成平面圖	1/50
第二十號	鈴屋落成断面圖	1/50
第二十一號	鈴屋落成正面圖	1/50
第二十二號	鈴屋落成背面圖	1/50
第二十三號	鈴屋落成右側面圖	1/50
第二十四號	鈴屋落成左側面圖	1/50
第二十五號	鈴屋落成天井及化粧屋根裏見上ゲ圖	1/50
第二十六號	鈴屋移築配置平面圖	1/200
第二十七號	鈴屋舊敷地平面圖	1/50

※ 『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』所収、『移築事業報告書』内の表記による

4. まとめ

以上のように『報告書』の記述は「本居宣長旧宅」については詳細であるが、移転地で旧宅に接続する表門・事務所・倉庫・渡り廊下などの新築建物については配置の概要を記すのみで具体的な構造形式や仕様等の記述はない。また、移築元に現在残されている「倉庫（土蔵）」、また「本居宣長が購入した家屋」に関しては、一切記述されていない。即ち、この『報告書』は、土屋による緒言にも明らかなように、鈴屋遺蹟保存会の全事業のうち、旧宅移築工事に限った記録である。

『報告書』は、この種の報告書の作成が一般化する以前、明治43年頃にいち早く作成されたものである。内容的にも一連の工事記録が調査内容、根拠、考察を交えながら明快に記述されており、わかりやすく状況を知ることができる構成となっている。

修理は痕跡調査・聞き取り調査・実測調査に基づいて、復原設計を行い、根拠の不確実なものは現状のまま留めることを基本としている。また、材料は、可能な限り繕い再用し、取替材は在来の形状寸法に倣って施工を行うこととしている。また、旧所在地の礎石の保護や、移築先では高塀の形状・スケールや前面道路のスケールを旧所在地の町並に基づいたものとするなど、環境整備に関する配慮も周到である。即ち、この工事は古社寺の修理がようやく定着をみたものの、民家については保存の根拠法も存在しない時期に、古社寺の修復手法を適用した事例である。

旧宅としての建物の捉え方は、復原年代を本居宣長在来の書斎増築時としており、建物自体を保存・復原するのではなく、偉人の在住当時の状況を保存する手法であった。鈴屋書斎は、本居宣長旧宅の特徴を示すもので、以降の修繕工事や、展示及び見学者に対する施設維持の観点での変更は見られない。

これらを総合してその先駆性は明らかであり、明治30年代（1897-1906）を通じて奈良県でともに古社寺修理に従事してきた土屋純一、奥野栄蔵が、古社寺修理の経験を踏まえた工事を行い、また古社寺修理では未だ実施されていない修理工事報告書を、いち早く実現したものである。本居宣長旧宅移築事業は、修理に当たったの根拠法も、また種々の制約もない未指定物件についての民間団体の保存会による事業であり、古社寺保存法に基づく特別保護建造物の修理からすれば特異な状況下で、このような報告書が実現できたものと考えられる。保存理念は、今日の修理重要項目^{注25)}に合致し、『報告書』中に記すことで具体性が読み取れる。なお、実施された修理手法は、第4章で述べる。

注

- 注1) 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収
「贈従三位本居宣長大人遺跡保存會趣意書」（明治39年（1906）8月鈴屋遺蹟保存會創立時）
- 注2) 西村幸夫「「史蹟」保存の理念的枠組みの成立 - 「歴史的環境」概念の生成史その4-」
日本建築学会計画系論文報告書（表-1 当時の雑誌等にあらわれた「史蹟」保存のための運動団体一覽（史蹟名勝天然紀念物保存法（1919）制定以前））第452号, P. 178, 1993. 10
- 注3) 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収, 「引継書」大正3年5月31日
- 注4) 『松阪市史 第15巻 史料篇 近代(2)』松阪市, 1983 P. 524-542
「伊勢松阪大火実況録」, 「松阪罹災地の調査表」
- 注5) 岩出忠次『遺徳を称えて 山室山神社の祭祀と鈴屋遺蹟の保存』光出版 1994, P. 16
「宣長翁旧宅保存への動き」
- 注6) 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収
「創立當時当事者の苦心顛末」（財団改組事前調査の資料）
- 注7) 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収「鈴屋移築顛末」
- 注8) 『松阪市史 第15巻 史料篇 近代(2)』松阪市, 1983, P. 621
「（鈴屋舎遺蹟保存会より借地願）」松阪町町会議事録 M39
- 注9) 岩出忠次『遺徳を称えて 山室山神社の祭祀と鈴屋遺蹟の保存』光出版 1994, P. 3
「山室山神社の創祀」
- 注10) 『松阪市史 第10巻 史料篇 民俗』松阪市, 1981 P. 281 「本居神社」
- 注11) 『伊勢新聞』「本居翁百年祭彙報」明治34年11月5日付
- 注12) 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収
「宮秘 往篆二八三■ 贈従三位本居宣長遺蹟保存料」
- 注13) 『三重縣史談會々志 第壹巻第壹』「鈴屋遺蹟保存會の報告書」P. 62-63, 明治43年8月15日発行
- 注14) 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収
「鈴屋遺蹟保存會々務報告」 なお、「須屋根」は原文通り。
- 注15) 『名古屋工業大学建築学科百年史』2006, P108
- 注16) 『学問のアルケオロジー』東京大学創立百二十周年記念東京大学展
「帝国大学における「日本建築学」講義」内, [工科大学造家学科]
- 注17) 日本建築学会編『近代日本建築学発達史』丸善, 1972, P1834-1836
- 注18) 奈良県文書「明治三十六年黜陟一件」所収 奥野栄蔵履歴書
なお、「御塩神社」は御塩殿神社と思われる。また、神宮司庁の記録（近代和風建築総合調査の際、人発第563号 平成19年12月25日にて受領）によると、明治36年7月8日付で雇を免ぜられ、明治39年4月4日付で再び宮繕事務に嘱託されている。復職後に関わった工事に徴古館農業館（明治45年2月2日嘱託）がある。なお、明治8年12月18日生、大正3年4月28日に38才にて逝去。
- 注19) 清水重敦「明治後期の古社寺修理にかかわる技術者の出自について」
日本建築学会計画系論文集 第558号, P259-264, 2002. 8
- 注20) 『建築雑誌』「新入会員欄」第127号, 1897. 7, P. 206
- 注21) 古社寺保存法施行細則 第四條 明治三十年十二月十五日
- 注22) 『【戦前期】国宝・重要文化財建築物修理工事報告書集成』鈴木嘉吉
「記録再生への期待」文生書院, 2005
- 注23) 『大阪朝日新聞』「松坂電報（四日発）」明治42年10月5日
- 注24) 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収
「本會重要事項年譜」明治42年10月6日 鈴屋舊宅移轉報告祭
なお、注12)「鈴屋遺蹟保存會の報告書」によると、「此程同會は當初よりの工事設計、施工の方法経過及び収支決算等を報告し會務の一段落を告げたるを示せり」とあり、報告の性格からも奉告祭とほぼ同時期に刊行されたとも考えられる。即ち、奉告祭前後の明治42年10月から、『三重縣史談會々志第壹巻第壹』発行月の明治43年8月の間。

注 25) 村上訊一『日本の美術 第525号 文化財建造物の保存と修理の歩み』(懶ぎょうせい, 2010.2, P17-25, 「はじめに」より、
修理開始当初は修理方針や手法に関して試行錯誤があったが伝統的な手法を用いた後世の改変部は利用に支障のない限り復原することを原則とする修理の基本は、法隆寺の昭和大修理を契機として確立されたとある。また、今日の修理については、重要項目として3点、・綿密な調査研究と確実な資料に基づく修理、・技法の継承と古材の利用、・修理の方針や内容を明らかにした記録を残す、を概説している。

【 第 3 章 】

全体配置計画の手法

1. はじめに	59
2. 近世の松坂城	59
2-1. 松坂城	59
2-2. 郭の構成	59
3. 明治期以降の松坂城跡	60
3-1. 松坂公園の成立と背景	60
3-2. 隠居丸跡及び二ノ丸跡の利用と整備	61
4. 移築先の状況	63
4-1. 隠居丸跡の状況	63
4-2. 保存会による隠居丸跡の改変	64
5. 旧宅移築整備の全体配置	66
5-1. 隠居丸跡への動線	66
5-2. 旧宅、附属建物の配置	66
5-3. 記念文庫の配置	68
6. まとめ	70

1. はじめに

鈴屋遺跡保存会が実施した旧宅移築事業の中でも、移築先の選定は、明治39年(1906)8月保存会設立に先立つ同年6月に松坂城跡^{注1)}への借地願提出がされている。これは、保存会設立前から関係者の議論が始まっていたことを示す。移設先の松坂城跡は、明治14年(1881)の公園化以降、料亭、公共建物、神社が順次建設されている。旧宅の移築は、大火延焼を免れる事を目的としているが、一方、それは城跡公園化の動向とも密接な関係がある。ここでは、旧宅の移築先松坂城跡の動向と背景及び、移築整備の全体計画の手法を明らかにする。また、実施に至らなかった洋風建物図案の配置計画について考察するものである。

2. 近世の松坂城

2-1. 松坂城

松坂城は、天正16年(1588)蒲生氏郷築城の平山城である。北東を大手、南東を溺手とし、独立丘陵頂部に本丸を配置し、それを囲むように二ノ丸・きたい丸・隠居丸・三ノ丸及び土塁・堀を配置した輪郭式の曲輪配置である。城主は、蒲生氏郷以降、服部一忠、古田氏、紀州徳川氏と変遷し、元和5年(1619)以降は、紀州藩へ編入されることで、藩の城代・勢州奉行・郡奉行・船奉行が置かれた^{注2)}。

2-2. 郭の構成

上記の通り、松坂城は5つの郭(図1に示す)とし、本丸は、上下二段からなり、上段に天守閣を配し、天守閣を中心に北へ接続して敵見櫓、東角に金ノ間櫓、下段南角へ太鼓櫓、東角へ月見櫓、北角に遠見櫓を配置した。天守閣は、正保元年(1644)大風により倒壊する^{注3)}が、それ以降再建されることはなかった。

二ノ丸は、本丸東側に位置し、南側に無名の櫓1棟を配し、中央には紀州藩主の宿舎にあてたとと思われる「二ノ丸屋形(二ノ丸御殿)」を置いた。二ノ丸屋形は、その後「徳川陣屋」と称され、明治10年(1877)焼失まで残存した^{注4)}。

隠居丸は、本丸南側に位置し、南角に無名の櫓1棟を配し、郭内には宝蔵、道具蔵2棟、米蔵の4棟を置いた。江戸末期には、この内、道具蔵2棟、米蔵が残っていた。

きたい丸は、本丸西側に位置し、表二ノ門を挟んで遠見櫓の対角に鐘ノ櫓、北角に藤見櫓、西角に角櫓と無名の櫓1棟、南角に無名の櫓1棟を配したが、いずれも江戸末期まで存続しなかった。

三ノ丸は、丘陵を造成した本丸、二ノ丸・きたい丸・隠居丸を取り囲む平坦な部分である。南北約780m、東西約540mもの広範囲に及び、外周に水堀と土塁を巡らし、大手口と北域には堅固な石垣が築かれていた。三ノ丸は紀州藩編入後は城代屋敷を置いたが、大半が遊休地となった。

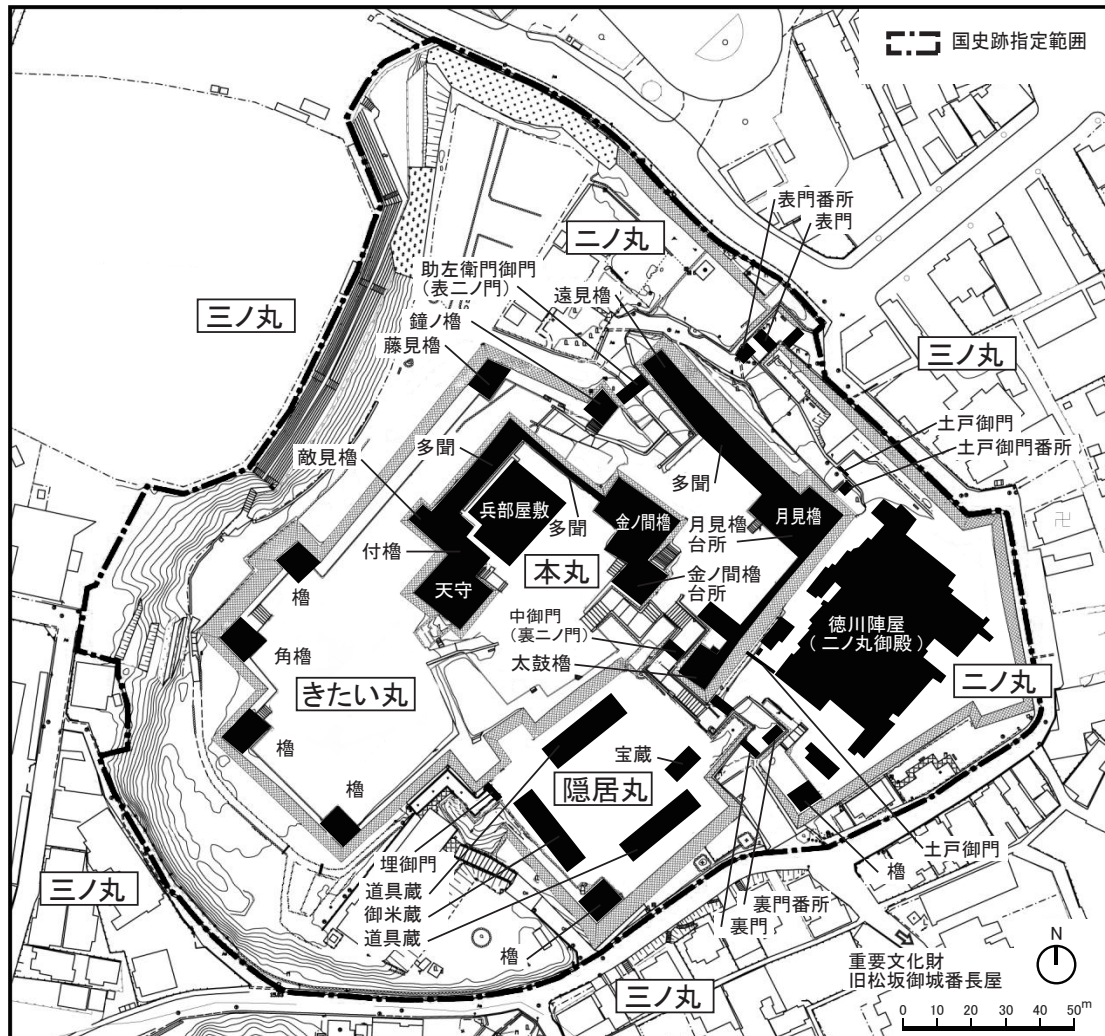


図1 松坂城近世配置図

(史跡松坂城跡整備基本計画書^{注5)}より転載一部加工)

3. 明治期以降の松坂城跡

3-1. 松阪公園の成立と背景

明治4年(1871)の廃藩置県以降、城郭は陸軍省管轄となり、翌5年には建物・石垣等売却の通達が出された^{注6)}。「松坂旧城絵図面飯高郡松坂城」^{注7)}を見ると、図示された城内建物は二ノ丸跡の徳川陣屋、隠居丸跡の蔵4棟、表門、裏門、表二ノ門のみである。明治10年(1877)徳川陣屋の焼失、翌11年には隠居丸跡の米蔵が城外に移築されるなど、城内建物は滅失し、荒れるにまかす状態にあった。

松坂城跡は、上記の状況下で、明治14年(1881)県管轄の松阪公園(以下、公園)として公園設置が認可された。公園範囲は、二ノ丸跡と隠居丸跡を主とし、その後拡大していった^{注8)}。二ノ丸跡、隠居丸跡には、公園開設時、徳川陣屋、蔵などの城郭建物は既に無く空地であった。設置に際しては地元松阪だけではなく、旧松阪領の村を含む町村連合会を開催し、樹木植え付け、監守人について協議を行っている^{注9)}。

一方、地元松阪では、開設の節には「此委員ハ皆揃の衣装にて繰出」、「芸娼妓までも隊伍を組て繰出」る相談がなされ、「公園の出来せば松阪は一層繁華に趣くならん」と公園開設が期待されていたのである^{注10)}。

3-2. 隠居丸跡及び三ノ丸跡の利用と整備

公園は明治14年(1881)に開設されるものの、翌15年(1882)には、公園の利用をめぐる地元松阪と近郷の旧松阪領大黒田村との間に紛議があった。これは「松坂市民に於て近郷人民は遊歩すべからず云々主張」がある事への大黒田村からの抗議であり、公園は松坂市民のみに下付されたものではないが、松阪はこれを松坂市民共有地と同等とし、近郷人民を排除して公園地を興業場とし、神社建設を企てる事についての県令への伺いであった。これに対して県令の指令は「公園ノ儀ハ万人偕楽ノ地ト心得ヘシ 但神社創設ノ義ハ別ニ成規有之」、「興業ノ如キハ(中略)出願セル有志ノ取

表1 松坂城跡の建物等関係年譜

和暦	西暦	事項
天正 16	1588	蒲生氏郷築城。後、城主：服部一忠、古田重勝、紀伊徳川入封
元和 5	1619	紀州藩勢州領の統治拠点となる。城代・勢州奉行等が置かれる。
正保 1	1644	大風により天守閣倒壊
享和 1	1801	本居宣長没(72歳)
慶応 2	1866	城代廃止、銃隊兵卒に編入
明治 5	1872	「壬申検査」写真師横山松三郎 蒲生城跡の撮影 陸軍省から城内の建物・竹木・石垣等入札
明治 10	1877	徳川陣屋焼失
明治 11	1878	苗秀社設立
明治 14	1881	県管轄の松阪公園に認可 市民2000人余により公園清掃
明治 15	1882	興行場、神社建築等の紛議あり
明治 16	1883	徳川頼宣卿の霊を祀らんと昨今協議周旋中
明治 17	1884	松阪公園内に無格社南竜神社(後、城外へ移管)創立
明治 18	1885	徳川陣屋跡東に「考祥館」開館
明治 22	1889	徳川陣屋跡北寄りに料亭「亀甲亭」開店
明治 26	1893	松阪町大火
明治 29	1896	「考祥館(第一小学校内へ移築)」「亀甲亭(後、八千代)」移転
明治 34	1901	本居宣長没後百年祭 開催
明治 36	1903	「松阪町現行規定」
明治 37	1904	三ノ丸跡へ三重県立工業学校新校舎 完成
明治 39	1906	鈴屋遺蹟保存会設立、松坂城跡の町有地借入願
明治 41	1908	三ノ丸跡：石神八幡宮・社護祠、殿町：雨竜神社等、 四五百森の意悲神社へ合祀され、松阪神社と改称 三ノ丸跡へ三重県立工業学校製図室 完成
明治 42	1909	隠居丸跡へ本居宣長旧宅 移築、事務所等附属建物 建設
明治 45	1912	飯南郡図書館(後、松阪市立歴史民俗資料館) 建設
大正 4	1915	四五百森へ山室山神社(現：本居宣長ノ宮) 移転
大正 11	1922	本居宣長旧宅等 国史跡指定 三ノ丸跡へ飯南高等女学校 移転
大正 14	1925	三ノ丸跡へ市営運動場 着工
昭和 23	1948	三ノ丸跡の飯南高等女学校他 城郭外へ移転 松阪公園 都市公園決定

※松阪市「史跡松坂城跡保存管理計画書」^{注12)}の内、「松坂城及び殿町関係年譜」を基本に作成

締一任」というものであった^{注11)}。

こうして、公園利用の原則が確認され、明治18年(1885)二ノ丸跡に考祥館、明治22年(1889)二ノ丸跡に亀甲亭、明治42年(1909)隠居丸跡に旧宅及び附属建物、明治45年(1912)二ノ丸跡北西側に飯南郡図書館と、二ノ丸跡及び隠居丸跡への施設整備が進められていく(表1)。考祥館は、公園内の公会堂(明治16年建設)を改称したもので、明治18年(1885)開館式が挙行され^{注13)}、集会場・展覧会等として幅広く民間利用された^{注14)}。亀甲亭は料亭である。明治29年(1896)には城外に移転するが、その後に料理旅館の建物を松阪町が買収して、亀甲亭跡に移築して後継の料亭とした^{注15)}。

神社は、明治17年(1884)の徳川頼宣を祀る南竜神社の本丸跡への創立^{注16)}を皮切りに、明治41年(1908)神社合祀に伴う松阪神社の三ノ丸跡での創立、大正4年(1915)の四五百の森への山室山神社(現、本居宣長ノ宮)移転と、松坂城跡とその南側に神社が集中していく。

このように施設整備が進む中で、明治26年(1893)に城下の魚町から出火した大火の後、旧宅の保存が問題となり、明治天皇の下賜金を原資に、三重県知事を会長として鈴屋遺蹟保存会(以下、保存会)が設立され、明治42年(1909)旧宅移築及び附属建物建設が城跡内の隠居丸跡で実施された。ついで、明治45年(1912)に、飯南郡図書館が、二ノ丸跡北西側で建設され、公園における昭和戦前期までの施設整備は、ほぼ終息に向かう。



図2 松阪公園の二ノ丸跡 宣長百年祭の様子(明治34年)

なお、公園が都市公園法に基づく都市公園となるのは第二次世界大戦後であり、城跡は、昭和27年(1952)本丸跡、二ノ丸跡、隠居丸跡、きたい丸跡が三重県指定史跡となり、平成23年(2011)には、国指定史跡となった。

4. 移築先の状況

4-1. 隠居丸跡の状況

公園化以降、二ノ丸跡は、徳川陣屋跡地に設けられた考祥館での各種催事や、料亭があいまって、城跡でも特に利用率が高かった場所と考えられる(図2)。それは大手門に近い立地や、南方に開けて日照や旧城下の眺望にも優れることによるものであった。

旧宅移設先の隠居丸跡は、この二ノ丸跡の南西側延長線上にあり、二ノ丸跡について大手門に近く、また旧武家地の殿町、その奥の和歌山街道沿道の旧町人地など、旧城下の南半部を見渡せる眺望であり、当時は区画内に建物が存在しない状況であった。

旧宅移築に伴う整備を行う前の隠居丸跡は、二ノ丸跡に接続する北東側、南西側(埋御門)の2ヶ所が出入り口であった。このうち、南西側は藪林等によりほぼ行き止まりで、出入りは北東側からなされていたと推測される。隠居丸跡北東側には、①二ノ丸跡から、②二ノ丸跡・隠居丸跡の下段に位置する裏門から、③本丸跡から、の3つのアプローチがあり、このうち、大手門から二ノ丸跡を経由する①、ついで裏門・旧武家地からの経路となる②が、隠居丸跡への主となるアプローチであったと考えられる。



図3 石垣改変 保存会事務所及び表門をみる(明治42年)

4-2. 保存会による隠居丸跡の改変

隠居丸跡を画する石垣は、下段の三ノ丸跡側、上段の本丸跡側とも、10 m余の高さがあり、二ノ丸跡側、埋御門跡側にも地盤高や枳形の調整のための低い石垣があった。江戸期の修理の手が加えられているが、いずれも大きさの揃った石材を利用した乱積で、角部は、二ノ丸石垣と同様の加工度の高い石材を用いた算木積とする^{注17)}。

旧宅移築の際には、二ノ丸跡境の北東側の石垣に大きな改変がなされている。図3は、移築完了後の写真であり、既存の石垣を分断の上、石段を新設して表門を配置したことが明確である。図5は、正保城絵図・移築計画図・現状図の比較と、その相違を示したものである。

隠居丸跡は、松阪町が保存会に貸し渡した町有地であり、石垣の変更については「借方ニ於テ地盤ノ変更、又ハ現在樹木ノ移植或ハ伐採等ノ必要アルトキハ貸方ノ承諾ヲ求メ」^{注18)}て行うことが契約書に定められている。この改変は、松阪町と三重県知事有松英義を会長とする保存会の合意で行われたものであった。

保存事務所の表門及び管理板塀等が完成することで、隠居丸跡は、他の郭から独立区画を形成し、動線は北東側からに限定された。これは公園での動線整備にもつなが

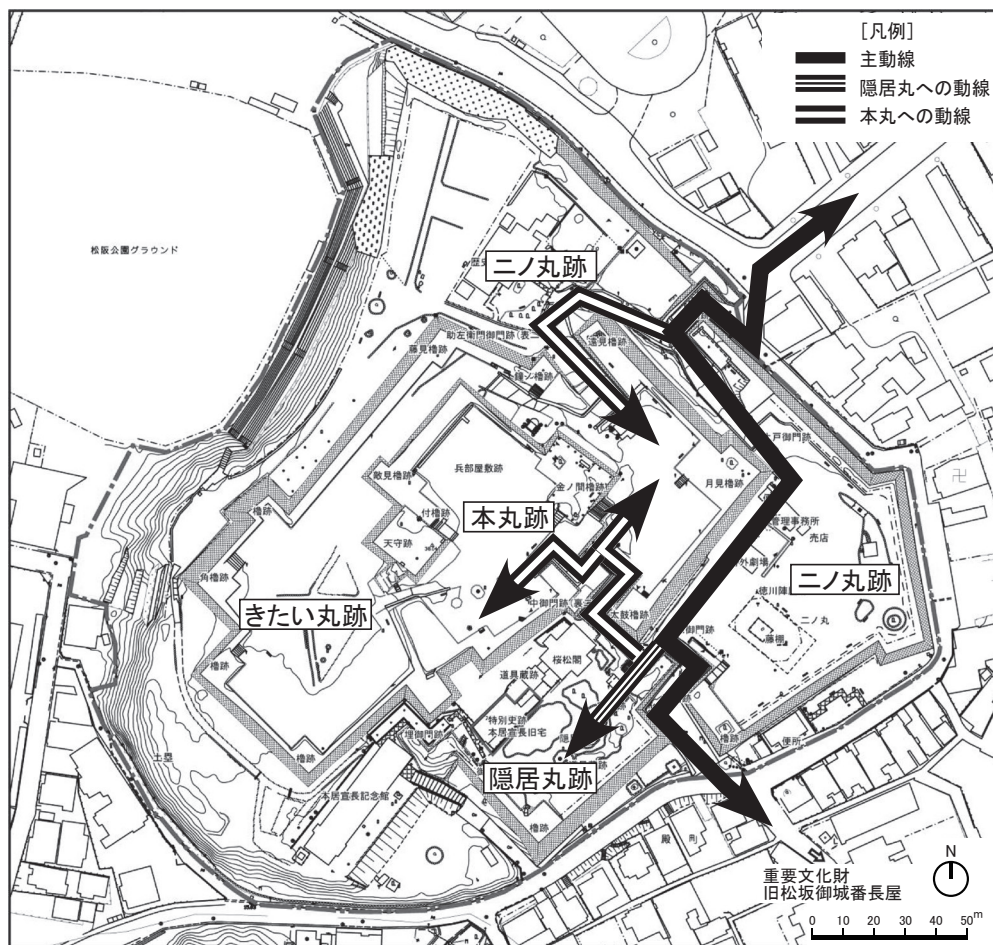
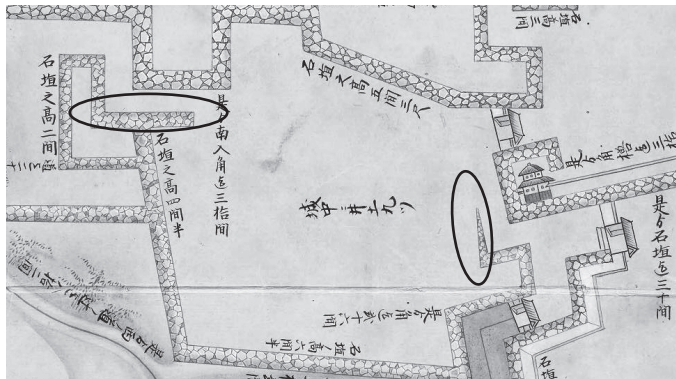


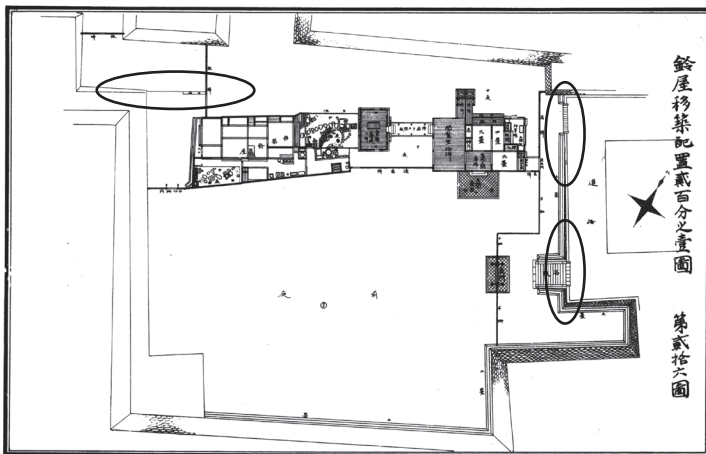
図4 旧宅移築事業完了後の松阪公園内の動線（推測）

り、公園は大手門跡と裏門跡を結ぶ動線を幹線として、主に二ノ丸跡と隠居丸跡を活用し、更に上段の本丸跡に連絡するものとなる（図4）。

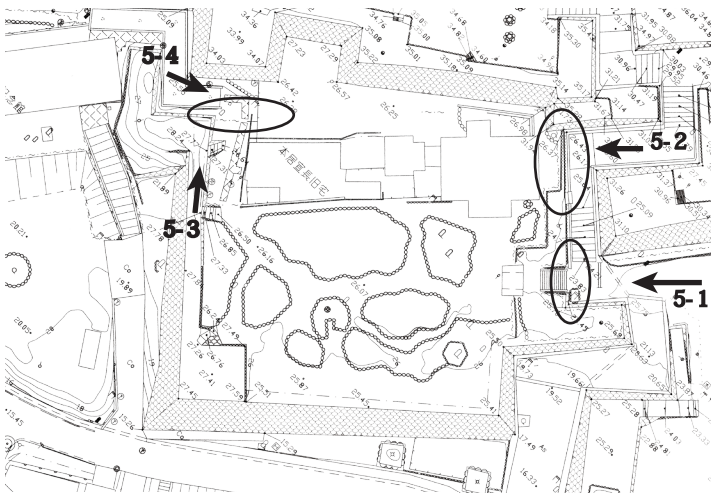
なお、大正11年（1922）旧宅の国史蹟指定に伴い、大正13年（1924）に実施された整備により、北側管理通用口垣根（図5-2）及び出入口、南西側旧宅正面の石垣上物見台及び階段（図5-3）が設置されたと考えられる。また、図5-Aの城絵図左側○印の石垣は現状確認できず、消滅の時期や事情は不明である。



5-A 伊勢国松坂古城之図 隠居丸周囲【正保2年(1645)-承応3年(1654)頃】(一部加工)



5-B 鈴屋移築配置計画図【明治42年(1909)】(一部加工)



5-C 実測図 隠居丸周囲【平成24年(2012)】(一部加工)



5-1 二ノ丸跡より保存会事務所表門を望む（平成29年現在）



5-2 隠居丸跡の北側管理通用口垣根（平成29年現在）



5-3 旧宅正面の石垣上物見台及び階段（平成29年現在）



5-4 隠居丸跡北西側の石垣（平成29年現在）

図5 隠居丸跡の変遷及び現況写真

5. 旧宅移築整備の全体配置

5-1. 隠居丸跡への動線

旧宅の所在する隠居丸跡への動線は、松坂城北東側の大手門跡を主入口とし、二ノ丸を経由して、隠居丸跡北東側の表門から入構するものである。表門は、先述のように既存の榊形部分の石垣を切断して石段が設けられている。表門から入ると右手、北西側は上段の本丸跡石垣が聳えており、前方及び左手は眺望が開ける。このため、隠居丸跡は表門の中軸線から左手を、広く庭園とし、右手には、本丸境の石垣に沿って手前に保存会事務所（桜松閣）、奥に旧宅を配置している。庭園は若干の植栽がなされているが、大部分は広く開けられ、式典行事等が可能である。

5-2. 旧宅、附属建物の配置

敷地内には建築施設として、旧宅のほか、附属建物の保存会事務所、土蔵、表門がある。保存会事務所は、入母屋造平入棧瓦葺唐破風玄関銅板葺の木造平屋建で、妻飾りを冢叉首とする一方で、框戸などの洋風要素を用いるなど、和洋の折衷的な傾向を示す。保存会事務所の内部は、洋室の閲覧室と6畳4畳の続き間を主とし、これに事務室と思われる6畳及び炊事場を附す。

土蔵は寄棟造平入棧瓦葺で外壁は下見板張とする。閲覧室とは渡り廊下で接続し、典籍類、稿本、葉箱等を収蔵する。一方、表門は、本瓦葺脇柱付棟門で大仏様木鼻をはじめ、鴟尾、墓股、懸魚、斗栱、格狭間等において、平安・鎌倉・室町期の細部意匠を基調とした細部意匠による創作的な試みがみられる（図6）。附属建物の保存会



図6 保存会事務所表門の細部意匠

事務所、土蔵、表門は、旧宅移築工事とともに、土屋純一、奥野栄蔵の設計監理によるとみられる。しかし、それぞれに用いられた手法は一樣ではなく、旧宅では古社寺保存と同様の修理の手法が、土蔵では旧宅と違和感のない松阪地域の一般的な形態が、保存会事務所では和洋の折衷が、表門では伝統的な細部意匠をもとにした創作的形態が用いられている。

以上の施設のうち、旧宅については『報告書』で配置の意図が説明されている。それは、①旧所在地の魚町と建物の向きを同方位とする^{注19)}、②前面に魚町と同様の道幅を確保する^{注20)}、③向かって右の隣家の屋根形状を旧宅前庭側方の高塀として表現する^{注21)}、というものであり、旧宅正面の外観について注意が払われている。また、旧宅正面左手も、石垣との間に旧宅間口と同程度の余地を設けて板塀を巡らし、旧宅を含む旧所在地の町並みの雰囲気を継承することや、石垣の存在感の減少を意図しているようである（図7）。

一方、保存会事務所は構内全体の管理を行うため、表門近くに配置し庭園に正面を向け、本丸跡境の石垣を背景とする。旧宅角屋との間には板塀を廻らせて、保存会事務所と旧宅の間は中庭とし、両者の中間位置に土蔵を設けている。

保存会事務所と旧宅を巡る動線は、「昭和十七年度財団法人鈴屋遺蹟保存会要覧」^{注22)}によれば、見学者はまず保存会事務所に入館し、土蔵上下階を観覧した後、旧宅の裏側から宅内に入り、各室を一巡して階上の鈴屋を見学し、往路を再び戻るものであった。旧宅の表構えの見学は、この動線と関係づけられていない。このため、要覧には「本史蹟内部拝観希望者ハ其ノ旨事務所ニ申出ラルベシ 但シ外部ヨリノ拝観ハ此限リニアラズ」として、表構えの見学は内部とは別個のものとして扱っている。この扱いが

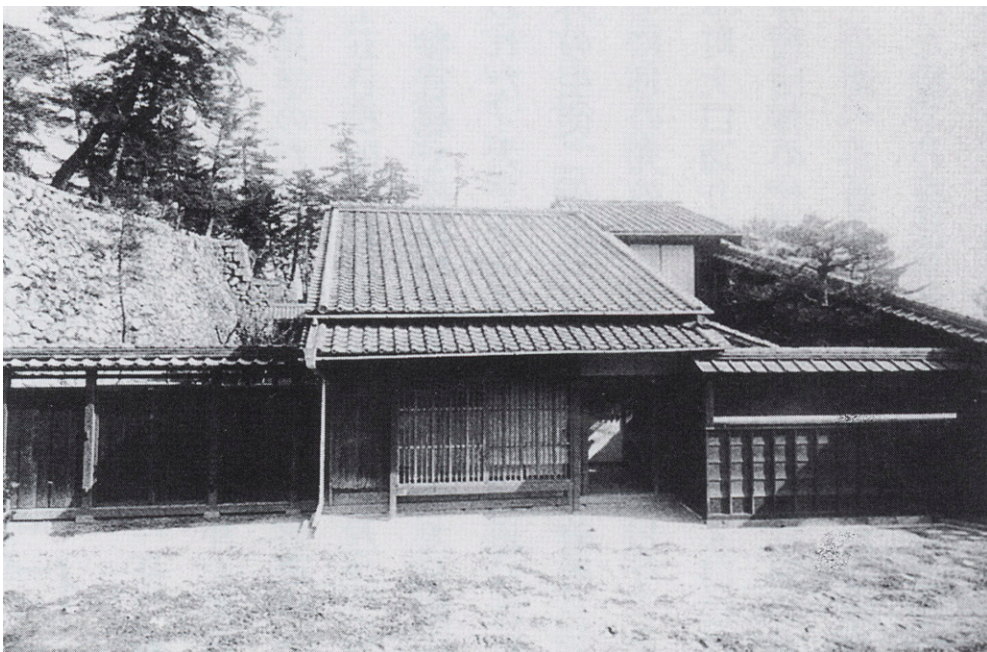


図7 移築直後の旧宅（明治42年）

当初に遡るのか明確ではないが、旧宅と保存会事務所を一行に並べる配置計画は、見学動線や管理面に加えて、敷地南東側の庭園を広く開放的に確保して、旧城下を見下ろす眺望性を重視するものであった。また、旧宅と保存事務所を一行に並べる配置計画は、見学者の動線処理に難点のあるものであった（動線図は第5章で提示する）。

5-3. 記念文庫の配置

本居宣長関係の典籍類を保存展示する文庫は、明治39年（1906）5月の隠居丸跡借地願に「別紙趣意書并図ノ通り本居大人遺蹟保存ノ為メ文庫ヲ建設シ、且ツ住宅ヲ移シ保存致度候」^{注18)}と明記され、保存会の重要な事業と位置付けられていた。保存会設立趣意書^{注23)}によると総額30,000円の寄付金予定に対して、記念文庫建設費15,000円とし、全体の半分を占める計画であった（旧宅保存費は3,000円とする。詳細は第2章を参照）。保存会は同年8月に工事資金募集を開始するが、早くも9月14日には「豫定の金額を得る能はさりしを以て止むなく其の設計を変更し文庫建設は暫く之を後日に譲り、先づ移轉工事のみ之口を進行すること、し」^{注24)}と断念するに至る（表2）。保存会事務所は、記念文庫の建設断念を踏まえて、閲覧室を含むなど、その内容を多少加味したものと考えられる。

保存会には、記念文庫建設の検討に用いられた可能性のある洋風意匠の建築図面が残されている（図8）^{注28)}。図面は、縮尺1/100の平面・立面図・一部断面図があり、室名、寸寸法が表記されるが、図名、方位は記されていない。その内部構成は、「圖書室」を主室として、横に「特別閲覧室」を設け、玄関の両脇に「事務室」と「小使室」（「」内は、図面表記のまま）を附すものであり、不実施となった記念文庫の可能性もある。また、便所等がないことから単独で使用できるものでなく、保存会事務所の附属建物として、その至近に配置計画されていたと考えられる。

その位置は資料上は明確ではないが、隠居丸跡中央付近には、井戸があり、これを避けて配置されたであろうから、図9に示した3カ所のいずれかの位置が想定され、とりわけ表門に近く、事務所と洋風建物案の両玄関に均等な動線距離となる位置であ

表2 記念文庫構想一覧表

和暦	西暦	起案	概要
明治 34.11.5	1901	浦西	記念の図書館設置を提案 ^{注25)}
設立前	—	土屋純一か?	記念文庫と思われる洋風建物作図 ^{注26)}
明治 39.6.7	1906	保存会	文庫建設のため用地借用 ^{注18)}
明治 39.8	1906	保存会	保存会創立
明治 39.8-12	1906	保存会	工事の資金募集 ^{注24)}
明治 39.9.14	1906	保存会	記念文庫建設を断念 ^{注24)}
明治 40.10	1907	—	旧宅移築工事の設計及び監督を依頼 ^{注27)}
明治 41.12.27	1908	—	旧宅実測調査開始 ^{注24)}
明治 42.10.4	1909	—	竣工奉告祭 ^{注24)}

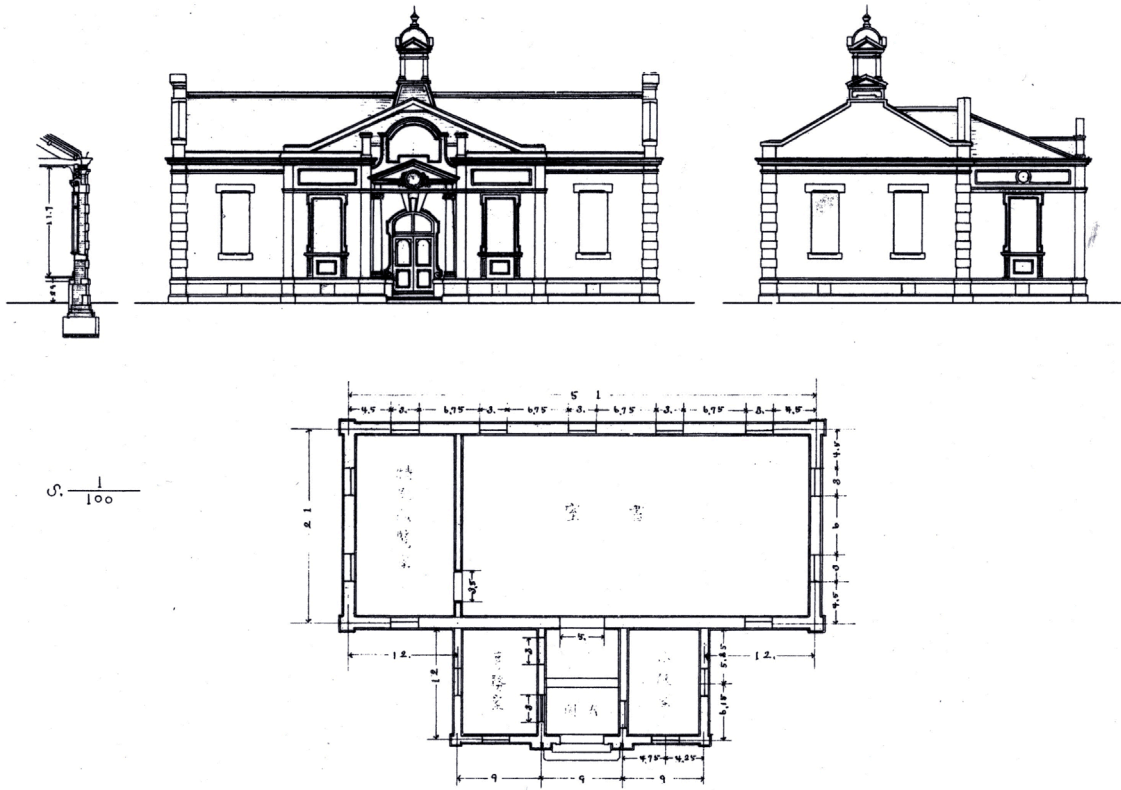


図8 洋風建物図案（記念文庫と思われる）

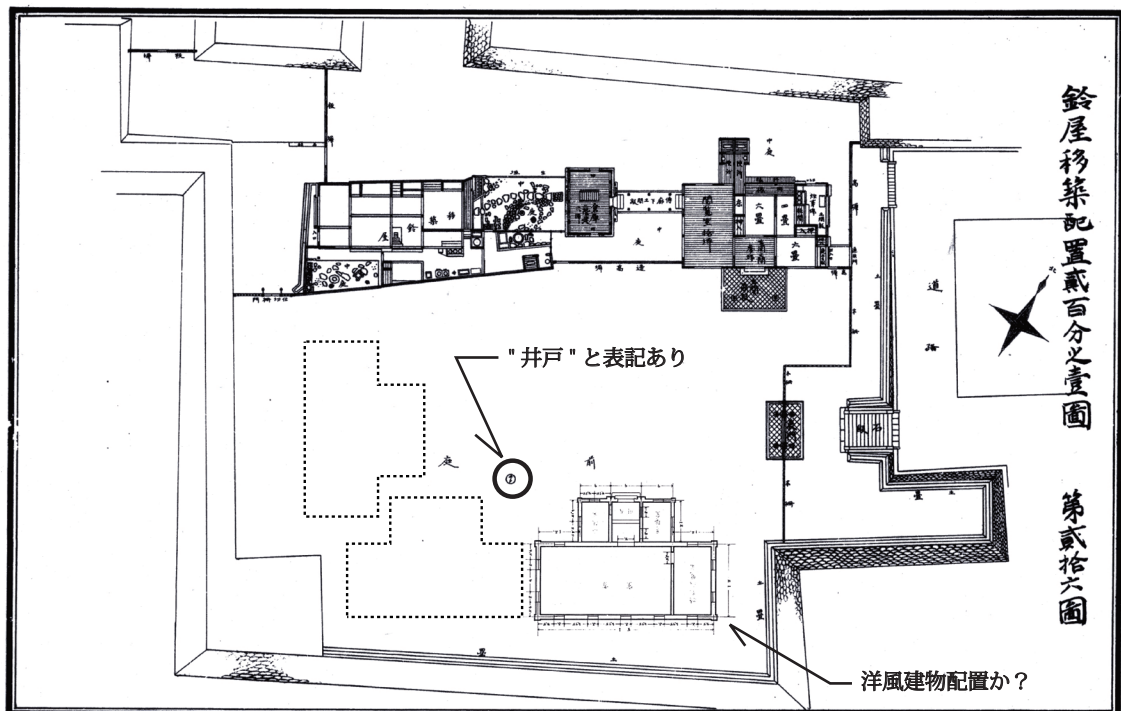


図9 旧宅移築計画当初配置計画図（想定）

る敷地南東隅が有力と見られる。立面意匠は、シンメトリの神殿モチーフを表構えとし、中央部でアーチ状に折り上げた変形のエンタブラチュアを用い、中央にドーム型塔屋を設けるもので、旧宅や実施に至った保存会事務所、表門とは全く違った洋風意匠の外観を有する。これが記念文庫設計案であれば、周囲との調和というよりも、シンボリックな形態によって存在感を示す計画であったと考えられる。なお、土屋純一に旧宅移築の設計、監督が依頼されたのは、明治40年10月^{注27)}のことであるが、これは正式着手であり、「鈴屋移築顛末」^{注24)}によれば、断念に至った記述に「豫定の金額を得る能なきりしを以て止むなく其の設計を変更し」とある。土屋自身による関与が設計・監督依頼以前にあり、記念文庫検討を進めていたと推測できるが確定できる資料はない。

6. まとめ

旧宅移築先松坂城跡の近代における土地利用は、県管轄の公園認可にはじまった。公園化は、「万人偕楽ノ地」を整備するものであったが、地元松阪では「公園の出来せば松阪は一層繁華に趣くならん」と、公園による賑わいが強く期待される背景のもと、集会施設や料亭、神社が城跡内及び隣接地に設置された。旧宅移築事業はこのような動向の中で、魚町在来の現地保存案も浮上^{注29)}したが、大火を避け得る立地条件や、松阪町からの借地利用が可能であることから、未整備の区画であった隠居丸跡を敷地として行われた。在来の現地保存の検討は、周辺家屋の買上げ及び撤去を含めたもので、いずれも費用面で断念されたが、旧宅の移築保存は、保存会が決定し、実施するものであった。また、移築先は、町有地を無償借用するものであり、行政の理解と協力が背景にあった。以上より、旧宅移築保存の選定地決定は、民間組織が主導し、当時の最良環境に応じたものであった。

移築工事に際し、実施された全体配置は、二ノ丸跡側に表門を設け、本丸跡石垣の迫る位置に旧宅と保存会事務所を一直線上に配置し、それらの南側は市街を望める庭園とするものであった。旧宅の配置は、①旧宅の本来の方位、道幅、所在していた町の雰囲気などを維持再現する、②旧宅に至近の石垣を板塀で遮蔽し、石垣の存在感を減少させる、などの試みが行われた。旧宅以外の附属建物は、③旧宅方位にならった同一線上の配置とする、④公園整備が先行した二ノ丸跡から直線的に進入できるように、石垣を分断して石段と表門を設ける、ものであった。また、⑤庭園は南東側に配して旧城下の眺望を考慮している。以上の5点が特色と言えよう。一方、新築の保存会事務所等は、本丸跡石垣を背景として、城跡の立地を生かすとともに、石垣が見学者に迫ることを避ける配置となった。ここでは、各施設の配置における統一性は読み取り難いが、城跡の立地環境と、本来町家の連続した環境にある旧宅の調和に意が注がれたものと評価される。

一方、この全体計画は表門を設けるために既存の石垣の切断を行うものであり、土地所有者である松阪町、事業主体の保存会、保存会会長である県知事のいずれも、城跡そのものの改変を容認するものであった。

全体建物の建物意匠は、和風を基本とする一方で細部では、洋風要素を用いる点、平安・鎌倉・室町期を基調とする細部意匠を採用する点、より創作的な試みが行われたことが推測される。また、不実施となった記念文庫建設案では、全体建物と異なる組積造の洋風意匠が採用検討されており、シンボリックな計画を含むものであった。採用された建物意匠は、不実施となった建物を含むが、自由な意匠表現により構成され、敷地内の各建物意匠を統一することに対して寛容的であった。

以上のように、旧宅と附属建物にみる全体配置計画の手法は、旧宅については、本来の立地環境に近い雰囲気を出し創出する点。旧宅以外の附属建物については、石垣との調和に配慮した配置を行う点。城跡に対しては、積極的な維持・保存の配慮は見られない点。以上が確認できる。また、洋風建物図案は、詳細は明確でないが、保存会設立以前に作図され、費用面で断念された記念文庫の図案の可能性もある。配置は、上記旧宅以外の附属建物と同様に、旧宅方位と二ノ丸跡からの直線的な配置にならうと共に、唯一洋風意匠を用いることによる存在感を示す計画であったと考えられる。民家や城跡の文化財的な保存が制度的に未整備であった明治42年に、民間事業主体によって行われた、旧宅の移築事業は、こうした時期における保存理念と手法を示す興味深い事例として評価できる。

注

- 注1) 松阪市教育委員会『松阪殿町－伝統的建造物群保存計画策定調査報告書－』1989. 3, P. 8
「近代以後の松阪」によると、
明治22年4月市町村制実施に伴い、松阪町が誕生。蒲生氏郷開府以来は、「松坂」と総称されており、町制施行とともに「松阪」に町名を改めた、とある。過渡期である明治前期には、両者の表記が併用されるため、本論では適宜「松坂」ないし「松阪」の表記を使い分ける。また、“城跡”が付す場合は、「松坂」が汎用されるため、「松坂城跡」と表記する。
- 注2) 山田勘蔵『松坂近代略史』夕刊三重新聞社, 1974. 2, P. 19「江戸時代の政治」
- 注3) 松阪市教育委員会『松阪市殿町 三重県指定史跡 松坂城本丸跡上段発掘調査報告書』1992. 3, P. 7
「松坂城」によると、天守閣は、『正保城絵図』には描かれておらず、「勢州飯高郡ノ内松坂城町絵図下帳」に”是ハ三重之天守、申ノ七月廿九日 大風ニ吹こほち土台計如此”とあることから「正保絵図」の作成された時期には、すでに土台だけになっていたようである、とある。
- 注4) 前掲注1) に同じ、P. 11「松坂城の構造と範囲」
- 注5) 松阪市教育委員会『史跡松坂城跡整備基本計画書』2016. 3
- 注6) 三重県教育委員会『三重県埋蔵文化財調査報告書65 三重県の近世城郭－近世城郭遺跡ほか分布調査報告－』1984. 3, P. 42「城郭の作事と普請」
- 注7) 三重県生活・文化部所蔵 (明治7-10年(1874-1871)頃)
- 注8) 前掲注1) に同じ、P. 18「殿町地区の沿革」
- 注9) 「三重日報」明治14. 3. 3, (小玉道明『続考古の社会史』光出版, 2012, 所収P. 189)
- 注10) 「三重日報」明治14. 3. 8, (小玉道明『続考古の社会史』光出版, 2012, 所収P. 189)
- 注11) 「伊勢新聞」明治15. 12. 23, (小玉道明『続考古の社会史』光出版, 2012, 所収P. 193)
- 注12) 松阪市『史跡松坂城跡保存管理計画書』2012. 3
- 注13) 「伊勢新聞」明治18. 12. 7, (松坂公園内の公会堂を考祥館と名づけ開館式を挙る)
- 注14) 「伊勢新聞」明治19. 8. 1, (松坂公園考祥館に於て松坂木綿商組合規約実施式施行)
「伊勢新聞」明治19. 9. 12, (米中門下曾原雲石考祥館に於て第一回書画会開催)
「伊勢新聞」明治21. 3. 20, (考祥館に於て飯高・飯野郡勸業会開催)
「伊勢新聞」明治21. 5. 15, (松坂公園に於て松坂木綿品評会開催)
「伊勢新聞」明治21. 6. 10～7. 8間, (考祥館に於て飯高飯野蚕業組合会議開会)
- 注15) 山田勘蔵『松坂近代略史』夕刊三重新聞社, 1974. 2, P. 184「松坂公園」
- 注16) 『松阪市史 第14巻 史料篇 近代(1)』松阪市, 1982. 3, P. 214「南竜神社」
- 注17) 松阪市教育委員会『史跡松坂城跡整備基本計画書』2016. 3, P. 36「石垣・石段」
- 注18) 『松阪市史 第15巻 史料篇 近代(2)』松阪市, 1983, P. 621
「(鈴屋舎遺跡保存会より借地願)」松阪町町会議事録M39
- 注19) 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』所収、
『報告書』内、「移築設計方針」本文より抜粋
「... 移築ニ當リ建物ノ方向ニ異變ヲ來サバ朝夕光線ノ關係全然相違シテ舊様ヲ懷想スル能ハザルベキヲ以テ新敷地ニ於テモ其方向ハ全然一致シテ寸毫ノ相違ナカラシメ...」とある。
- 注20) 前掲注19) と同じ、『報告書』内、「附属工事」本文より抜粋
「... 家屋前ハ在來魚町ノ如キ觀アルヲ欲スルヲ以テ幅稍同様ナル道路ノ形トシ此ノ街路ト前庭トノ界ニハ木柵及柵門ヲ設ケ...」とある。
- 注21) 前掲注19) と同じ、『報告書』内、「第三、附属高塀ノ新築」本文より抜粋
「... 鈴屋増設當時ニ於ケル隣家屋蓋ノ高サヲ調査シ之レニ倣ヒテ隣家側面トモ見ルベキ傾斜セル高塀ヲ建設スルコトハセリ...」とある。
- 注22) 前掲注19) と同じ、「昭和十七年度財団法人鈴屋遺蹟保存会要覽」
- 注23) 前掲注19) と同じ、「贈從三位本居宣長大人遺蹟保存会趣意書」(明治39年(1906)8月鈴屋遺蹟保存会創立時)
- 注24) 前掲注19) と同じ、「鈴屋移築顛末」
- 注25) 「伊勢新聞」明治34. 11. 5, (本居翁の百年祭と圖書館)

- 注 26) 『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』内、「町有地借入願」及び、前掲注 17) によると「... 右土地へ別紙趣意書并図ノ通り本居大人遺蹟保存会ノ為文庫ヲ建設シ且ツ住宅ヲ移シ...」とあり、対応する図面は確定しないが保存会設立前に文庫建設の計画図が作成及び、町有地借入届の際、提出された。
- 注 27) 岩出忠次『遺徳を称えて 山室山神社の祭祀と鈴屋遺蹟の保存』光出版, 1994. 10, P. 20
「鈴屋移転についての記録」
- 注 28) 記念文庫計画案と思われる図面は、2006 年度日本建築学会東海支部学術研究発表会、「題目：603 三重県松阪市本居宣長旧宅の移築に関する研究 (6. 歴史意匠)、発表者：矢島平一、菅原洋一」で提示している。図面は、『報告書』の添付図面全 27 図に同封された状態で所蔵されるものである。図枠・設計者落款等を欠くが、平面図の諸室に「圖書室」「特別閲覧室」がある。以上より、移築事業で計画された図案の一部であり、記念文庫計画案として有力である。
- 注 29) 第 2 章「2-2. 旧宅保存論の推移」参照

【 第 4 章 】

明 治 及 び 昭 和 修 理 補 修 工 事 の 手 法

1. はじめに	75
2. 工事履歴	75
2-1. 明治 42 年度 (1909) 移築工事	75
2-2. 昭和 40・41 年度 (1966・1967) 補修工事	75
2-3. 昭和 53 年度 (1978) 補修工事	76
3. 修理・補修の手法	76
3-1. 小屋組	76
3-2. 床組	77
4. 痕跡調査	78
4-1. 記述された痕跡	78
4-2. 残留した痕跡	78
5. 図面との照合	91
5-1. 計画図と異なる部位	91
5-2. 内部間仕切建具	91
6. まとめ	93

1. はじめに

第2章では、明治期に実施された移築修理工事における保存理念・手法を検証した。ここでは、第2章で取上げていない『報告書』記載事項と本居宣長旧宅そのもの（以下旧宅）との照合により、明治42年（1909）修理工事を評価することを目的としている。『報告書』は、この種の報告書作成が一般化する以前、明治43年（1910）にいち早く作成されたものであり、その先駆性は前述した。旧宅にみられる民家修理手法は、今日の修理重要項目^{注1)}に合致し、一方で構造補強及び部材取替が行われたことは、『報告書』からみてとれる。しかし、前稿では『報告書』と旧宅との照合や明治修理工事の実態には言及していない。本論では、これを取り上げ、明治修理工事の手法と実態の検証を行う。また、このため必要な範囲で、その後の補修工事にも触れる事とする。

2. 工事履歴

明治42年度（1909）の松坂城跡移築以降、表1の工事及び計画が行われている。大規模な補修（昭和工事は、「補修工事」としている^{注4)}）は、昭和40・41年度、昭和53年度に実施され、現状はそれによる状態を保っているとみてよい。その他工事は詳細が不明である。

表1 旧宅工事及び計画履歴

年度	西暦	事項	主な内容
明治42	1909	移築工事	移築、構造補強
昭和15	1940	修繕作業	詳細不明
昭和25	1950	修理作業	床根太修理・取替、 畳建具修繕・模様替（2階書斎・店の間・奥八畳以外を板畳に改造） 屋根天井一部葺替・張替、塀垣修理・新設
昭和40・41	1966 1967	補修工事	上げ屋、床下・小屋組材取替、屋根一部葺替、下地取替 白蟻駆除、防虫剤潰、ヌレエン取替等造作補修
昭和53	1978	補修工事	屋根全面葺替、雨樋取替
平成14	2003	修理計画	建物調査、修理計画

2-1. 明治42年度（1909）移築工事

旧宅は、明治39年（1906）に設立された鈴屋遺蹟保存会により、明治42年度（1909）現在の松坂城跡への移築修理工事が行われた。名古屋高等工業学校教授工学士の土屋純一が工事設計及び監理を実施。工事技術者は、神宮司片技手の奥野栄蔵である。なお、明治修理工事の詳細は、第2章に詳しい。

2-2. 昭和40・41年度（1966・1967）補修工事

一連の工事であり、工事の理由として40・41年度とも「水吐、日当り、風通しが悪るので（ママ）湿気による腐蝕が甚だしく、明治42年現在地に移築されてから数回にわたって小修理を行なってきたが、諸般の事情から大修理が必要でありながら今日にいたっております。」とある^{注3,4)}。

「鈴屋旧宅補修工事経過書」^{注1)}（昭和41年3月）によると昭和40年度工事は、昭和41年1月8日着工、同年3月3日完成、工事費100万円を実施。調査設計は、松阪市教育委員会が監修し、建築課が実務を行っている。また、現地調査には市文化財保護審議会委員（森田利吉）が訪れており、学識経験者の指導の下で設計及び工事が行われる体制が意図されたと察せられる。また、41年度工事は昭和42年3月4日着工、同月31日完成で工事費は30万円であった。『経過書』は修理方針について、明治42年移築時の保存理念及び手法が継承されている事が知られる^{注5)}。

2-3. 昭和53年度(1978)補修工事

「昭和53年度文化財保存事業実績報告書」^{注7)}によると、屋根瓦の全面葺替他工事が昭和53年9月10日着工、同年10月15日完了、工事費250万円にて実施されている。屋根補修は、昭和40年度実施済であるが、15年経過を待たず、新材による全面瓦葺替工事が行われている。なお、工事詳細は、内訳書、工事着工前・完了後写真で読取れるが補修前の瓦状態は非常に悪く、古瓦の随所に亀裂・剥離が見られ、おそらく屋根範囲全体で同じ状況であったと考えられる。昭和52年「き損等の状況報告書」^{注2)}にて、昭和40年度補修工事を、「旧宅の趣きを保存維持するため古瓦を集めて葺替工事をおこなっている。」としている。以上より、手法として古瓦を再利用することは支持できるが、その後の経過を勘案すると昭和40・41年度補修工事の古瓦選定に問題があったと言える。

3. 修理・補修の手法

3-1. 小屋組

小屋組の構造体及び垂木に、明治移築時で構造体補強を目的とした断面拡大、金物による補強がみられる。明治の小屋組補強は、大断面の梁を追加及び取替える方法、両側壁で合掌を組み（図1-1）各側柱頂をボルト（φ15、ナット□30、座金□45、東棟部のみ：六角ナット（S=32 現行規格外寸法））接続する方法（図1-2）、棟通り桁行梁と天井間に筋違を入れトラスを組む方法、筋違を座敷、仏間境位置でも西1間、東2間に入れる方法（図2-1）、トラス下部で桁行方向に柱を鉄筋（φ12、六角ナット（S=20 現行規格外寸法）、座金□38）で緊結する方法（図2-2）、の5項目が確認出来る。

部材は、一部の母屋、束柱を残し、すべての小屋組構造部材が明治修理工事で取替えられている（部材に【明治印】あり（図3））とみてよい。また、垂木以上の野地板を含む構成部材は、昭和40年度補修工事の『経過書』及び記録写真（図4）をみても昭和に取替が行われている（垂木部材には、【昭和印】は省略されている）。

屋根は、3寸5分勾配の瓦葺で、瓦葺とするには緩勾配である。当初は板葺であっ



図 1-1 小屋組の登合掌材 (現在)

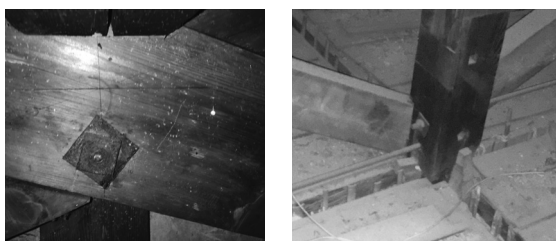


図 1-2 登合掌緊結金物 (現在) 図 2-2 トラス緊結金物 (現在)



図 3 取替材の焼印 (左: 登合掌材【明治印】 , 右: 土台【昭和印】)



図 2-1 小屋組写真 (現在)



図 4 昭和修理 屋根下地補修の様子 (昭和 41 年)

た可能性があるが、移築の際、当時の仕様と材料を維持し、瓦葺で移築したものと見られる。昭和 40 年度補修工事では、瓦葺下地にルーフィング下葺を実施し、従来の瓦を使用して葺替を行った。しかし、前述のようにその後の瓦の損傷のため、昭和 53 年度補修工事で再度葺替を行うこととなった。その後は、雨漏は解消され、現在目立つ屋根下地、小屋組等の腐朽は見られない。

3-2. 床組

床下は、昭和 40 年度補修工事での取替材が大部分を占め、移築時の状態を把握することが困難なほどである。明治の床組修理は、間仕切全体に足固めを実施した注 9) とあり、実施前後の図面からも、土台及び東部分の側面に添板を施していることがわかる。小屋組と同様、目に触れない部分で取替及び構造補強が実施されたことが読み取れる。だが、昭和 40 年度補修工事による部材の全面取替により、明治移築の手法

を評価することができない。

昭和40年度補修工事は、記録及び旧宅をみる限り、全体を9cm上げ屋し、束石を残すが土台以下はほぼすべてを取替えたのみでよい。昭和40年度補修工事の記録写真をみると土台は深刻な腐朽がみられ（図5）、『経過書』にも「土台全面取替」とある。床下は、束石を在来のままとし、土間コンクリートを施工している。



図5 昭和補修 補修前土台廻り腐朽の様子(昭和41年)

移築後の旧宅は、従来のような町屋の立地環境とは異なり、孤立して建つため、両壁面からの降雨の影響が大きく、更に土砂による土台の埋没や湿気が多い環境が相まって、土台の腐朽を招いたと考えられる。

4. 痕跡調査

4-1. 記述された痕跡

痕跡調査の結果、32カ所の痕跡が確認できた（図6）。これらは『報告書』への明記はなく、詳細が明確でないものが大部分である。『報告書』は、移築前状態（図7）からの変更説明を主眼とするため、移築の際、採用された痕跡及び聞取をとりまとめた記述となっている。結果的に記述された痕跡は、復原時に大部分が目視できなくなり、埋木や戸当り痕、材痕等として残っているのは、復原に採用されなかったものである。また、明治修理図面にも痕跡図はなく、当時の痕跡を示す情報が明確でないことを記しておく。

4-2. 残留した痕跡

明治修理工事で残された部材は、「そのまま」「根継」「矧木」「埋木」のいずれかの措置がなされているが、それぞれの措置がいつ行われたかは断定が難しい。上述のように形状が整った痕跡には、埋木を施しているが、痕跡を損ねずに埋木等が行えないものには、埋木等を施さずそのままとしている。また、根継、矧木が施されている部分も多い。

明治修理工事の手法として、「舊形ノ詳カナラザルモノハ徒ニ變更ヲ加フルコトヲナサズスベテ在來ノ儘ニ存シテ」^{注8)}とあるが、残された痕跡は、各々で部材間の対応性がなく形状の根拠に結びつかないものも多く、転用材も含まれる点から、記述された手法通りに復原が行われたと考えられる。

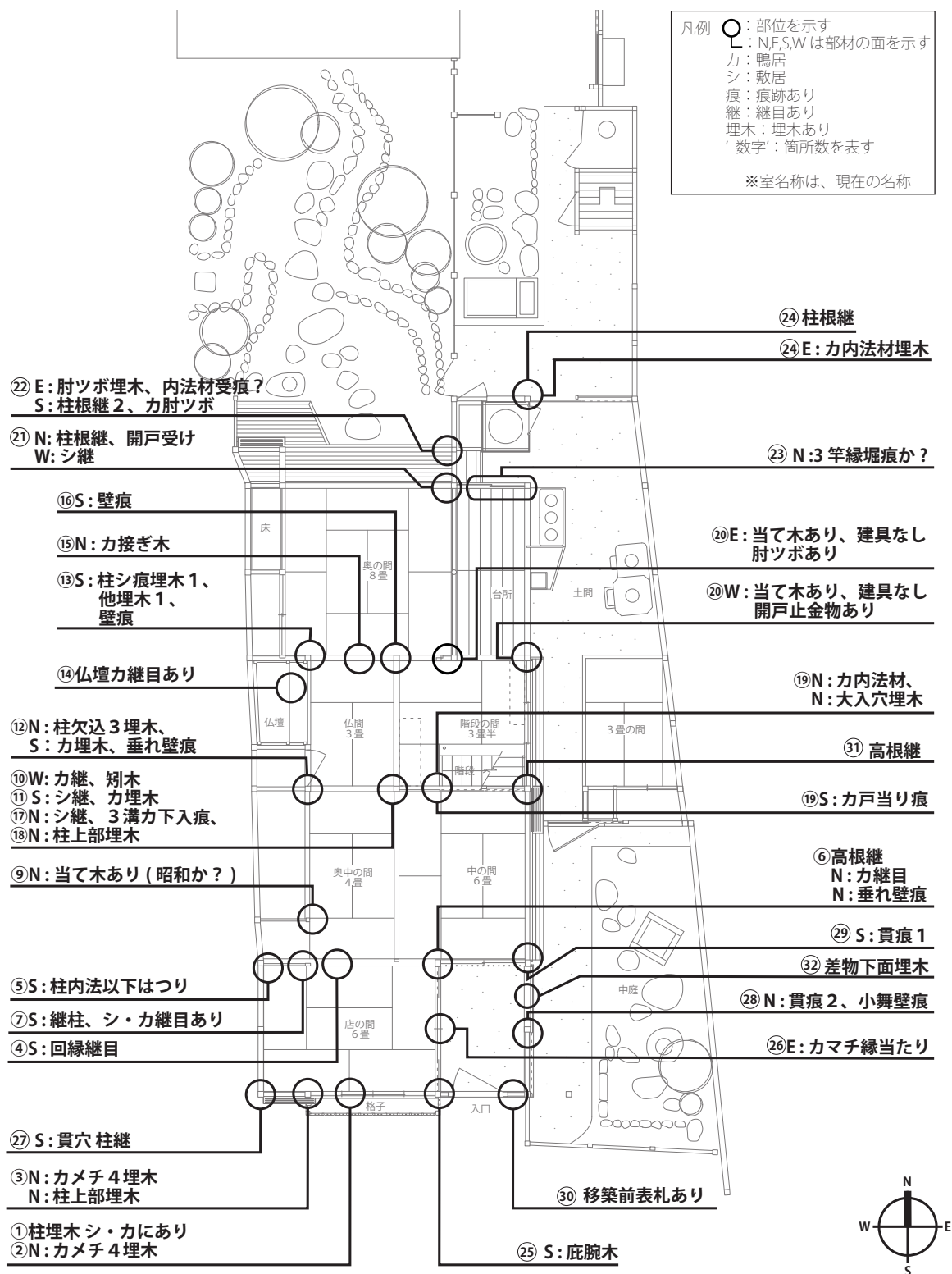


図 6-1 痕跡調査 (平成 26 年) 1/11

番号	1	場所	店の間	内容	敷居・鴨居部に柱の埋木あり
----	---	----	-----	----	---------------



番号	2・3	場所	店の間	内容	柱・鴨居部に埋木あり
----	-----	----	-----	----	------------



番号	4	場所	店の間	内容	回縁に材継手あり (柱下部は7番)
----	---	----	-----	----	-------------------



図6-2 痕跡調査(平成26年) 2/11

番号	5	場所	店の間	内容	柱内法部に削り部あり
----	---	----	-----	----	------------



番号	6	場所	店の間・中の間	内容	柱材に高根継ぎ・垂れ壁痕、鴨居材継目あり
----	---	----	---------	----	----------------------



番号	7	場所	店の間・奥中の間	内容	柱・敷居・鴨居材に継目あり
----	---	----	----------	----	---------------



図6-3 痕跡調査(平成26年) 3/11

番号	9 ※8欠番	場所	奥中の間	内容	柱に当て木材あり
----	--------	----	------	----	----------



番号	10	場所	奥中の間・仏間	内容	鴨居材に継目・矧木あり
----	----	----	---------	----	-------------



番号	11	場所	奥中の間・中の間	内容	敷居材に継目、鴨居材に埋木あり
----	----	----	----------	----	-----------------



図6-4 痕跡調査(平成26年) 4/11

番号	12	場所	奥中の間・仏間	内容	柱部に垂れ壁痕・欠込・埋木あり
----	----	----	---------	----	-----------------



番号	13	場所	仏間	内容	柱材に敷居痕あり埋木・他埋木・壁痕あり
----	----	----	----	----	---------------------



番号	14	場所	仏間	内容	仏壇框材に継目あり
----	----	----	----	----	-----------

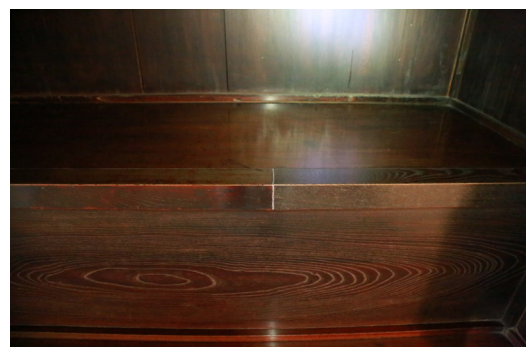


図6-5 痕跡調査(平成26年) 5/11

番号	15	場所	仏間・奥の間	内容	框材に接ぎ木あり
----	----	----	--------	----	----------



番号	16	場所	仏間・階段の間	内容	壁痕あり
----	----	----	---------	----	------



番号	17・18	場所	仏間・階段の間	内容	敷居材に継目あり、鴨居材溝・下入痕あり、柱上部に埋木あり
----	-------	----	---------	----	------------------------------



図 6-6 痕跡調査 (平成 26 年) 6/11

番号	19	場所	階段の間・中間	内容	鴨居材に内法材痕へ大入穴埋木・戸当り痕あり
----	----	----	---------	----	-----------------------



番号	20	場所	台所・階段の間	内容	当て木・肘ツボ・開戸止金物あり ※建具なし
----	----	----	---------	----	-----------------------



図6-7 痕跡調査(平成26年) 7/11

番号	21	場所	台所・内縁	内容	柱部に根継ぎ・開戸受け、敷居材に継目あり
----	----	----	-------	----	----------------------



番号	22	場所	内縁	内容	柱材に根継ぎ・肘ツボ・框材に肘ツボ・内法材受痕あり
----	----	----	----	----	---------------------------

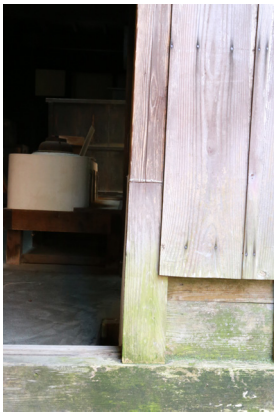


図6-7 痕跡調査(平成26年) 7/11

番号	23	場所	店の間	内容	竿縁掘痕とおもわれる痕あり
----	----	----	-----	----	---------------



番号	24	場所	通り土間	内容	柱材に根継ぎ・鴨居材に内法材埋木あり
----	----	----	------	----	--------------------



番号	25	場所	正面大戸脇	内容	庇腕木痕あり
----	----	----	-------	----	--------



図6-8 痕跡調査(平成26年) 8/11

番号	26	場所	玄関上框	内容	框縁当たり痕あり
----	----	----	------	----	----------



番号	27	場所	正面南脇	内容	貫穴・柱継目痕あり
----	----	----	------	----	-----------



図6-9 痕跡調査(平成26年) 9/11

番号	28・32	場所	玄関・通り庭	内容	柱材に貫穴埋木・小舞壁痕あり、差物下面に埋木あり
----	-------	----	--------	----	--------------------------



図6-10 痕跡調査(平成26年) 10/11

番号	29	場所	玄関・通り庭	内容	柱材に貫痕埋木あり
----	----	----	--------	----	-----------



番号	30	場所	正面玄関前	内容	移築前表札あり
----	----	----	-------	----	---------



番号	31	場所	通り土間	内容	柱材に高根継ぎあり
----	----	----	------	----	-----------



図6-11 痕跡調査(平成26年) 11/11

5. 図面との照合

5-1. 計画図と異なる部位

現状と、移築の計画図と見られる図8とで、一致しない箇所が2箇所ある。1つ目は、図8の庭土間敷のかまど側「三畳+板畳」が現状では「板敷」となっている（図9）、2つ目はかまどの向きが現状と図8は表裏逆となっている、である。これらは昭和40年度補修工事の修理前平面図でも確認できる、以上の異同が移築工事時に遡るものか、その後の変更によるものかは速断し難い。

5-2. 内部間仕切建具

昭和40・41年度補修工事の計画図^{注3,4)}には、図面表記され、仕様書にも雨戸新7、格子戸新1、フスマ張替5、フスマ新3、障子張替17と記されている。新規建具には「在来寸法通り」の注記があり、これ以前の建具の取替とみられる。張替は、維持された建具を意味しよう。移築時の計画図では、「拾壹尺九寸八分、障子四枚建」の様に、基本的な形状仕様を文字表記するのみであり（図8）、それ以上の設置有無等の詳細内容は報告書にも記されていない。しかし、明治修理の際には、内部間仕切建

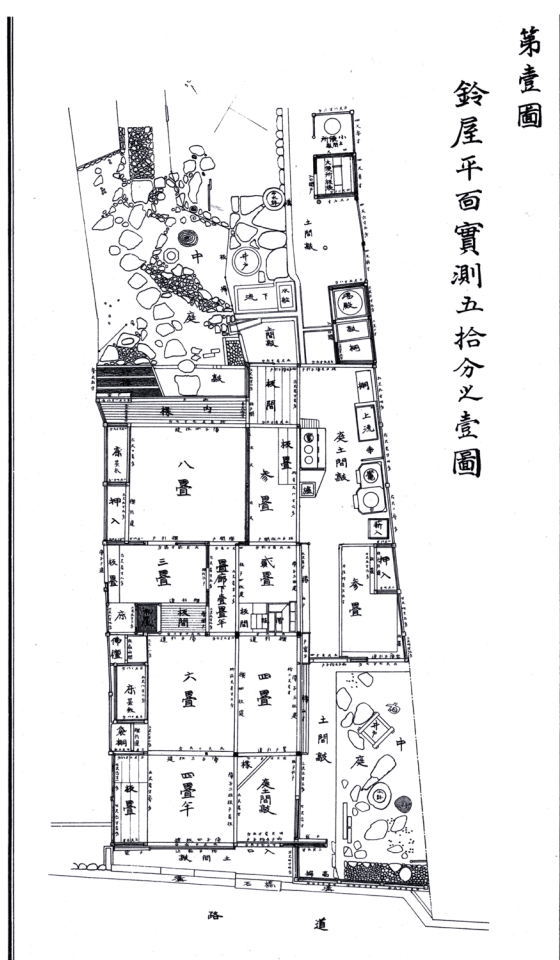


図7 第壹圖 鈴屋平面實測五拾分之壹圖 (移築前実測図)

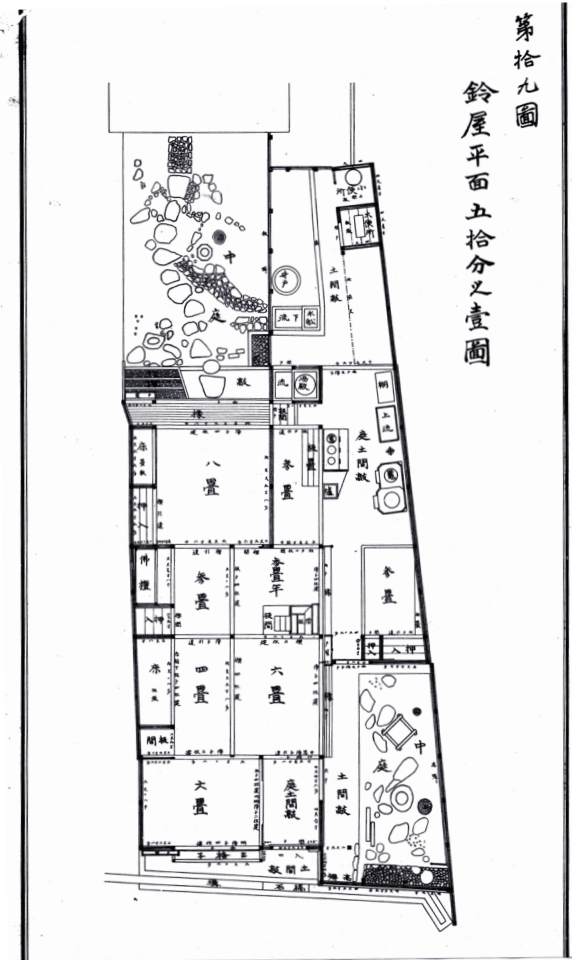


図8 第拾九圖 鈴屋平面五拾分之壹圖 (移築計画図)



図9 「参畳+板畳」の全面板張り（平成26年）

具も整備ないし維持された可能性が高い。

現状では、旧宅の内部間仕切建具の過半は現存せず、本居宣長記念館で保存されている内部間仕切建具は、障子4枚・大戸1枚のみである。これらは経年状況から昭和40年度補修以降、取替えられた建具とは考え難く、移築前建物で使用され、明治移築の際に取り外されたもの（旧六畳 - 板間障子引違：2枚、旧貳畳 - 庭土間障子三枚建：2枚、庭土間障 - 中庭大戸：1枚）と考えられる。

6. まとめ

以上より、本居宣長旧宅にみられる明治移築の保存手法として、①金物による補強、②部材の取替、③部材の追加補強、が確認できる。追加・変更の部材は、修理年印があり、移築時の追加・取替材は特定が可能である。小屋組や床組など外観、内観上目に触れない部分での構造補強、部材の取替は、小屋組で確認された。これらは、『報告書』に記述されている内容であり、修理年印により識別ができる。

明治修理工事で用いられた復原は、①異なる時代の混在した痕跡が多い、②部材間の対応性がない痕跡が多く存在する、③明確でない痕跡は、そのまま残されている、以上の3点より、状態をそのまま残し、確実な部分のみ復原する手法であったと推測できる。一方で、『報告書』の記載内容は、修理方針は記載されるが、実施の詳細事項は省略する記述となっている。そのため、旧宅そのものとの照合が詳細につかめない部分が多く、実態との課題を残す。

明治補修工事後に続く修理は昭和40・41年度の補修工事であり、屋根部では垂木-葺材の間で全面取替が行われ、下地を含む屋根瓦補修が実施されている。また、床組においては、上げ屋、土台取替及び土間コン敷設等が実施された。この時の補修工事は在来の瓦を再用するものであったが、その後の瓦の破損は著しく、昭和53年度に再度の屋根葺替を行う事となった。この昭和40・41年度補修工事は明治移築の修理方針を踏襲したものであり、主要取替材には、昭和補修工事でも昭和年印があり、工事に関する記録も『工事経過書』として、作成されていることから、旧宅保存に対する手法及び思想は、昭和補修工事でも明治修理工事同様に継承されたと捉えてよい。

明治修理工事の後、昭和40・41年度補修工事までの間に深刻な腐朽が生じたことは確かである。その原因の一つとして上げられるのは、町並にあった旧宅が、城跡で孤立して建つに至ったための、強風雨の影響や、土砂による土台の埋没などである。しかし、その対応は日常的な維持管理によっても改善し得るものであり、ここに明治移築の致命的な欠陥を見出すのは、いささか酷に過ぎよう。

このような維持のための現実的な対応が必ずしも考慮されている訳ではないとはいえ、明治移築は建物の分析に基づく復原と記録作成、工事における補強、取替、部材の維持など、民家における文化財的な修理・補修工事において、先駆的な役割を果たしたと考えられる。

旧宅の現地調査及び明治修理以降の工事資料の検討により、上記が確認できたが、明治修理工事の実態の解明については、なお課題を残している。それは、明治修理の確かな検証には、部材の取外し及び解体が必要となるためである。本論は、このような部材の取外しや解体を伴うものではなく、この点で限界を有するものであることを記しておく。

注

- 注1) 村上訊一『日本の美術 第525号 文化財建造物の保存と修理の歩み』
 棚ぎょうせい, 2010.2, P17-25, 「はじめに」より、修理開始当初は修理方針や手法に関して試行錯誤があったが伝統的な手法を用いた後世の改変部は利用に支障のない限り復原することを原則とする修理の基本は、法隆寺の昭和大修理を契機として確立されたとある。また、今日の修理については、重要項目として3点、・綿密な調査研究と確実な資料に基づく修理、・技法の継承と古材の利用、・修理の方針や内容を明らかにした記録を残す、を概説している。
- 注2) 本居宣長記念館『鈴屋旧宅補修工事経過書』所収 昭和41年3月(本論では、『経過書』と略称する)
- 注3) 『昭和40年度特別史跡本居宣長旧宅保存修理関係書類綴』所収、
 大阪市教育委員会社会教育課, 1S42-7-1, 1966
 「特別史跡本居宣長旧宅保存修理費国庫補助金交付申請書」の「修理を必要とする理由」より。
- 注4) 『特別史跡本居宣長旧宅保存修理事業国庫補助金請求書』所収、三重県教育委員会, 1967
 「特別史跡本居宣長旧宅保存修理費国庫補助金交付申請書」の「修理を必要とする理由」より。
- 注5) 注6) 『経過書』内「1. 修理の方針」の一部を下記に記す。
 明治42年移築に際し、本居宣長以降の変更によるものは、その当時の旧様を調査して、明瞭なるものは、一々痕跡等によって、これを復旧し、旧形の詳かでないものは、徒に変更することなく、在来のままとし、細部の形状、手法に至るまで精密な実測により移築がされているので、今回の修理においてもこれを厳守し、在来の形状、寸法等寸毫も異ることなく修理を実施することとした。…
- 注6) 『昭和53年度文化財保存事業実績報告書』三重県教育委員会, 1978
- 注7) 注2『報告書』内「工事ノ経過」「第二、移築工事実施」の一部を記す。
 …実施ニ當リ床組及小屋組等ノ見エ隠レノ部分ニシテ構造ノ方法宜シキヲ得ズ保存上不適當ト認メタルモノハ便宜補加シテ構造ノ堅牢ヲ期セリ即チ床組ニ於テハ間仕切全体ニ足堅メテ指シ廻シテ柱脚ヲ堅牢ナラシメ小屋組ニアリテハ前部天井ニ繫梁ヲ増加シ次ノ間天井上及奥ノ間臺所間ノ界壁上トニ梁挾ヲ補加シ階上書齋天井上中央ニ壹梁ヲ加ヘ尚ホ本屋ニ母屋數條ヲ増加シ兩側柱頭内側ニハ登合掌ヲ加ヘ鐵物ヲ以テ緊結シ其他小屋内要所ニ筋違ヲ取付ケ野木舞ヲ廢シテ裏板張トナセルノ類是ナリ…
- 注8) 注2『報告書』内「移築設計方針」より抜粋。

【第5章】

遺稿類保存の手法

1. はじめに	95
2. 本居宣長の史資料	95
3. 遺稿類保存環境の変遷	99
3-1. 遺墨遺品の保存	99
3-2. 二次的関連資料の保存	101
3-3. 旧宅見学者による影響	105
4. まとめ	107

1. はじめに

前項までに移築事業に用いられた保存理念及び手法と、旧宅の主な実施工事を整理した。鈴屋遺蹟保存会（以下、保存会）は、本居宣長の「遺品」と「遺跡」を永久に保存することを目的として、明治39年（1906）8月に設立された。ここでは、特に「遺品」の保存施設について、考察する。保存会には、旧宅移築の際に本居子孫から遺墨遺品が預けられたことに始まり、本居宣長に関連する史資料が集積している。このような集積過程からは、保存会のいう「遺品」は、宣長の自筆稿本や愛蔵品などが中核をなすものである。旧宅移築で併設された収蔵施設の土蔵や旧宅内部では、収蔵資料の陳列展示が行われ、さらに宣長関係資料が他施設で保存されたことが確認された。今日までの研究では、明治期から昭和戦前期における史資料の存続経緯や保存方法についての報告は少なく、詳細は明らかではない。ここでは、明治42年から昭和中期における宣長関連資料の保存環境と保存会の捉え方を整理し、存続過程を明らかにすることを目的とする。

2. 本居宣長の史資料

現在、本居記念館の収蔵品は、約16,000点であり、内訳は宣長の実子春庭の子孫の家に伝わった資料が全部と、養子大平の子孫の家に伝わった資料の一部、また宣長の門人植松有信旧蔵品、松坂の豪商小津茂右衛門家伝来資料、高橋荘吉旧蔵大平書簡などである^{注1)}。その内、「古事記伝」自筆稿本や、「日記」、「遺言書」、自画像など467種1,949点が国重要文化財（書跡・典籍）（以下、国重文）に、また20種31点が県の有形文化財に指定されている^{注1)}。

明治39年（1906）保存会設立趣旨書^{注2)}には、『鈴酒舎』は、伊勢國松阪町に残存す。然れども、歳月の久しき、既に朽廢せんとする所あり。」と旧宅が危機に瀕している状況を示し、保存の必要性に対して、続けて「先生の手澤を存せる遺品亦尠からずと雖も、今後散佚の虞なきを保せず」また、「其既に散佚せるものまた全くなしとせず」とし、すでに遺稿関係書類が他の手に渡る等、所在が不明確になっていたものがあることを記す。趣意書の末尾には、寄附金を募る目的として、「先生の遺品と、現在の遺跡と、併せて、之を永遠に保存し、以て國民教育の活材料に供し、」とあり、遺蹟と併せて遺品の保存及び活用の重要性を示している。保存会設立は、地元有志者によるもので、郷土偉人が残した遺蹟・遺品を永久に保存し、功績を広く国民教育に活かすことを掲げるものであった。また、大正15年（1926）松阪町へ移管された際の会則^{注3)}には、「本會ハ贈從三位本居宣長大人ノ舊宅及宅趾並遺墨遺品ヲ保存シ翁ノ宏徳ヲ永遠ニ維持發揚スルヲ以テ目的トス」とあり、昭和17年（1942）財団法人改組の寄附行為^{注4)}からも「本居宣長翁ノ舊宅及其ノ宅趾並ニ遺墨遺品ヲ保存シ翁ノ遺徳ト其ノ學風ヲ普及宣揚シ日本精神ノ涵養振作ニ資スルヲ以テ目的トス」としている点よ

表1 『各種資料集』所収 保存会趣旨書・要覧他一覧

和暦	西暦	経年	概要名称	備考
明治 39	1906	0	贈従三位本居宣長大人遺蹟保存会趣旨書	保存会設立
明治 42	1909	3	-	<旧宅移築>
大正 15	1926	20	鈴屋遺蹟保存会々則 改正	郡制廃止により松阪町が管理
昭和 17	1942	36	財団法人鈴屋遺蹟保存会寄附行為	財団法人に改組
昭和 18	1943	37	昭和 17 年度財団法人鈴屋遺蹟保存会要覧	年度末事業報告
昭和 24	1949	43	昭和 23 年度財団法人鈴屋遺蹟保存会要覧	年度末事業報告

り、表現は多少変わるが保存会の設立時趣意を踏襲していることが読み取れる。表1に『各種資料集』所収の保存会趣旨書・会則・寄附行為・要覧一覧を示す。

上記体制下の史資料の保存物は、宣長自筆類及び直接関連品の「遺墨遺品」、版木・版本等の間接的にもたらされた制作物の「二次的関連資料」の大きく2項目に分類できる。ここでは、史資料の分類を上記「遺墨遺品」及び「二次的関連資料」として記述し、「遺墨遺品」及び「二次的関連資料」を「遺稿類」と称す。

表2に遺稿類の主なものを記す。遺稿類の多くは、鈴屋遺蹟保存会創立から昭和期にかけて保存会へ寄託・寄贈されたものである。『各種資料集』の「保存会寄託品預書類」内「本居宣長遺物目録」^{注5)}には、子孫本居清造・本居豊穎の両本居家の目録がある（内容一覧を表3,4に記す）。これらは、稿本類の中核であり、本居清造目録では、掛軸、遺品（古鈴、薬篋、他）、自筆稿本の35種118点余が記され、本居豊穎目録では、掛軸、遺品、自筆稿本の7種9点が記されている。

昭和40年度には、文化財保護委員会による「歴史資料保存調査」^{注6)}に伴う一環として、「本居宣長自筆稿本」の調査及び保護の動きが始まる。これに基づいて昭和43年（1968）には、「本居宣長稿本類」44種162点が国重文指定され、昭和54年（1979）

表2 鈴屋遺蹟保存会への寄託・寄贈品一覧

和暦	西暦	内容	寄託 / 寄贈	備考1	備考2
M42.9.30	1909	遺墨遺品6点	寄託 本居豊穎	② 232P	
M42.10.4	1909	遺墨遺品103点	寄託 本居清造	② 232P	
T5.6.25	1916	古事記傳版木798枚	寄託 片野東四郎	① 59P、 ② 232P	
T5.6.25	1916	版木556枚	寄贈 前田侯爵家	② 232P	
S15.8.13	1940	古事記傳版本	寄託 片野東四郎	① 75P	
S17.12.28	1942	本居宣長全集	寄贈 岩波書店	① 77P	
S18.6.19	1943	玉葛間版本	寄託 中島卯一	① 75P	
S18.6.12	1943	鈴翁木彫	寄贈 大島駒蔵	① 75P	
S19.5.14	1944	古事記傳版本	寄託 中島卯一	① 75P	
S25.2.15	1950	旧宅、宅蹟の土地建物	寄贈 本居清造	② 229P	S26:150年祭
S43.4.25	1968	「本居宣長稿本類」	-	③ 121P	重要文化財指定
S54.1.21	1979	資料1,781点	寄贈 本居彌生	② 227P	S58:彌生氏没
S54.4.6	1979	資料456点	寄贈 本居若葉	② 227P	
S54.6.6	1979	「本居宣長稿本類並関係資料」	-	③ 121P	重文追加指定

- 備考1 ①本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』（頁は整理番号）
 ②川崎市民ミュージアム、四日市市立博物館、本居宣長記念館、朝日新聞社事業本部大阪企画事業部、編集『21世紀の本居宣長』朝日新聞社、平成14年、「21世紀の本居宣長展 関連年表」
 ③『松阪市史 第15巻 史料篇 近代(2)』松阪市、1983

表3 本居清造一時預け目録（明治42年10月4日付）

番号	分類	名称	備考
1	掛軸	宣長六十老翁自画自讃遺像 老幅	殿村安守箱書 唐紙全紙認
2	掛軸	縣居大人之靈位 老幅	宣長筆 殿村安守箱書 半切認
3	遺品	社掛鈴 聯共 老聯	聯ノ裏面ニ登許能辨尔云々ト詠ビル宣長筆ノ短冊ト春庭ガ鈴ノ記文トヲ貼付セリ
4	遺品	古鈴	
	遺品	八角ノ鐵鈴 老個	紗綾形ノ地紋アリ
	遺品	人面ノ古鈴 老個	但 両面 三個ノ三鈴ヨリ成ル
	遺品	古鈴 老個	上鈴出處之事トフ宣長自筆書付添
	遺品	驛鈴 老個	驛鈴ノ二字ヲ刻ス
	遺品	驛鈴 老個	但 本居春庭ト署セル鈴ノ傳未書添
	遺品	古鈴 老個	茄子形ニテ稍大
5	稿本	古事記傳	宣長自筆（表題共）
	稿本	第老卷	紙数（白紙を除く以下同じ）73枚、附箋（宣長自筆以下同じ）あり※
	稿本	第貳卷	紙数 51枚、附箋 あり※
	稿本	第參卷	紙数 51枚、附箋 あり※
	稿本	第四卷	紙数 45枚、附箋 なし
	稿本	第五卷	紙数 58枚、附箋 あり※
	稿本	第六卷	紙数 68枚、附箋 あり※
	稿本	第七卷	紙数 95枚、附箋 あり※
	稿本	第八卷	紙数 62枚、附箋 あり※
	稿本	第九卷	紙数 58枚、附箋 あり※
	稿本	第十卷	紙数 64枚、附箋 あり※
	稿本	第十一卷	紙数 71枚、附箋 あり※
	稿本	第十二卷	紙数 52枚、附箋 あり※
	稿本	第十三卷	紙数 71枚、附箋 あり※
	稿本	第十四卷	紙数 68枚、附箋 あり※
	稿本	第十五卷	紙数 71枚、附箋 あり※
	稿本	第一六卷	紙数 43枚、附箋 なし※
	稿本	第十七卷	紙数 84枚、附箋 あり※
	稿本	第一八卷	紙数 70枚、附箋 あり※
	稿本	第一九卷	紙数 68枚、附箋 あり※
	稿本	第二十卷	紙数 67枚、附箋 なし※
	稿本	第廿一卷	紙数 61枚、附箋 あり※
	稿本	第廿二卷	紙数 81枚、附箋 なし※
	稿本	第廿三卷	紙数 98枚、附箋 なし※
	稿本	第廿四卷	紙数 62枚、附箋 あり※
	稿本	第廿五卷	紙数 71枚、附箋 あり※
	稿本	第廿六卷	紙数 41枚、附箋 あり※
	稿本	第廿七卷	紙数 92枚、附箋 なし※
	稿本	第廿八卷	紙数 56枚、附箋 あり※
	稿本	第廿九卷	紙数 67枚、附箋 あり※
	稿本	第三十卷	紙数 89枚、附箋 あり※
	稿本	第卅一卷	紙数 58枚、附箋 あり※
	稿本	第卅二卷	紙数 75枚、附箋 あり※
	稿本	第卅三卷	紙数 80枚、附箋 なし※
	稿本	第卅四卷	紙数 64枚、附箋 なし※
	稿本	第卅五卷	紙数 47枚、附箋 あり※
	稿本	第卅六卷	紙数 59枚、附箋 あり※（以上三枚自筆ニアラス）
	稿本	第卅七卷	紙数 46枚、附箋 なし※
	稿本	第卅八卷	紙数 42枚、附箋 あり※
	稿本	第卅九卷	紙数 68枚、附箋 なし※
	稿本	第四十卷	紙数 49枚、附箋 あり※
	稿本	第四十一卷	紙数 51枚、附箋 なし※
	稿本	第四十二卷	紙数 56枚、附箋 あり※
	稿本	第四十三卷	紙数 81枚、附箋 なし※
	稿本	第四十四卷	紙数 72枚、附箋 なし※
6	稿本	隋筆 拾貳卷	宣長筆（大正八年三月三日及同十一年二月四日本居清造氏書翰）返戻ス
7	稿本	自撰歌 五卷	宣長筆（大正八年三月三日及同十一年二月四日本居清造氏書翰）返戻ス
8	稿本	詞玉緒 七卷	宣長筆（表題共）
9	稿本	古今集遠鏡 六卷	宣長筆（表題共）
10	稿本	神代記磐華山陰 老卷	宣長筆
11	稿本	美濃の家つと 四卷	宣長筆
12	稿本	神代正語 參卷	宣長筆
13	稿本	叙戎慨言 貳卷	宣長筆（表題共）
14	稿本	呵刈葎 老卷	宣長筆（表題共）
15	稿本	美濃の家つと之折添 貳卷	宣長筆
16	稿本	歷朝詔詞解 貳卷	宣長筆
17	稿本	古今選 貳卷	宣長筆
18	稿本	手まくら 老卷	宣長筆
19	稿本	玉の小琴 老卷	宣長筆
20	稿本	漢字三音考 老卷	宣長筆
21	稿本	すが、佐日記 老卷	宣長筆（表題共）
22	稿本	結びすたる枕草葉 老卷	宣長筆（表題共）
23	稿本	手向草 老卷	宣長筆（表題共）
24	稿本	眞曆考 老卷	宣長筆
25	稿本	國號考 老卷	宣長筆
26	稿本	直靈 老卷	宣長筆
27	稿本	鉗狂人 老卷	宣長筆
28	稿本	くす花 老卷	宣長筆（表題共）
29	稿本	ひもかがみ 老卷	宣長筆
30	稿本	玉乃小琴別卷 老卷	
31	稿本	玉匣別卷 老卷	
32	稿本	答問録 老卷	
33	遺品	素焼杯 老個	
34	遺品	多無希以 老基	
35	遺品	葉篋 老個	

附）今般鈴屋移轉事業完結落成式舉行ニ付キ宣長遺物目録ノ通り一時御預ケ致候也 明治四拾貳年拾月四日 本居清造 印
※：省略標記

表4 本居豊穎一時預け目録（明治42年9月30日付）

番号	分類	名称	備考
1	遺品	養老年製古鈴 壺箱	
2	掛軸	古事記傳題字幅 壺箱	紀伊大納言治實辨筆 中箱蓋表 海野兵左衛門筆 裏大平筆 中箱表裏 外箱蓋表共大平筆
3	掛軸	宣長四十四歳自画像副 壺箱	歌並文自筆 幅ノ小口書内遠筆 箱蓋表裏共大平筆
4	稿本	伊勢二宮さき竹■辨 自筆 壺冊	墨付四十五丁
5	稿本	玉匣 自筆 上 貳冊 下	墨付 三十七丁 墨付 三十二丁
6	稿本	玉梓首首自筆 壺冊	墨付 十七丁
7	稿本	石上私淑言自筆 貳冊	一 墨付 六十五丁、二 墨付 六十丁

「本居宣長稿本類並関係書類」11種358点、引き続き平成13年(2001)「本居宣長稿本類並関係書類」に未指定文化財1591点が追加指定され、合計467種1949点として現在に至る。なお、保存会収蔵資料の多くが寄託であったため所蔵者も多かったが、昭和43年の国重文指定を機に所有関係の見直しが進められ、今日、殆どが松阪市の所有となっている。

『各種資料集』に列記されている明治42年寄託の遺稿類は、重要文化財「本居宣長稿本並関係資料」^{注7)}目録と照合させると、掛軸一幅、古鈴8個(全て)、菓篋等の遺品3点を除き、遺墨のすべてが昭和43年(1968)の初回指定にて、国重文指定されている。よって、明治42年に子孫本居清造・本居豊穎から預けられた遺稿類は、いかに重要であり本居遺稿類の核を形成していたかがわかる。

遺稿類の区分としては、上記の他、古事記伝を代表とする出版のために作成された活版用の「版木」、版木をもとに印刷された「版本」、鈴屋の名称由来となる遺品として「古鈴」が『各種資料集』より確認できる。表2中の寄託・寄贈品には、このような間接的な関連品も多く含まれているが、これらの間接的関連品及び遺品は、後の文化財等指定からは除かれている。

なお、本居宣長の遺稿類については、下記文献資料が詳しい。

- ・「本居宣長自筆稿本並遺品 - 鈴屋遺跡保存会保存 -」文化財保護委員会、昭和41年
- ・「重要文化財 本居宣長稿本類目録」文化財保護委員会編、松阪市発行、昭和43年
- ・「本居家寄贈品目録」松阪市、昭和45年
- ・「本居宣長記念館善本目録」文化庁補助事業 古文書等緊急調査報告書、昭和48年
- ・「蔵書目録 三」文化庁補助事業 文化財保存事業報告書、昭和52年
- ・「蔵書目録 四」文化庁補助事業 本居宣長手沢本緊急調査報告書、昭和53年
- ・「重要文化財 本居宣長著述関係資料追加指定目録」文化庁文化財保護部美術工芸課、昭和54年
- ・「蔵書目録 五」文化庁補助事業報告書、昭和54年
- ・「昭和54年度 本居家新規寄贈品目録」本居宣長記念館
- ・「新規寄贈品目録 第二集」本居宣長記念館
- ・「本居宣長稿本並関係資料追加指定目録」文化庁文化財部美術学芸課、平成13年

3. 遺稿類保存環境の変遷

3-1. 遺墨遺品の保存

明治42年(1909)の旧宅移築完了直前後、子孫本居豊穎及び本居清造から遺墨遺品が寄託される。収蔵品の保存は、昭和24年(1949)4月の「財団法人鈴屋遺蹟保存會經營ノ梗概」^{注8)}によると、「其ノ(旧宅を示す)後方事務所トノ間ノ裏庭ニ一倉庫ヲ建設シテ翁ガ遺墨遺品ノ重ナルモノヲ創設當初在東京本居清造氏及ビ本居豊穎氏ヨリ又大正5年6月古事記傳版木全部ヲ名古屋片野東四郎氏ヨリ寄託セラレタルヲ受ケ之ヲ藏メ(おさめ)」(カッコ内は追記)とあり、移築時に建設した土蔵に遺稿類が保存されていた。移築配置計画図(図1)には、旧宅と保存会事務所の中間の位置に土蔵が計画され、保存施設はそのほかに見られない。旧宅及び保存会事務所にも、それらを保存するための室は設けられていない(平面詳細は第2章を参照)。

当初、土蔵へ納められていた遺稿類は、その後保存環境が徐々に変わっていく。『各種資料集』「大正3年5月31日引継書類」^{注9)}には、「記載ノ現品 但 陳列棚中ニ藏置アリ」とあり、さらに大正6年(1917)刊行の佐佐木信綱著『賀茂真淵と本居宣長』^{注10)}「松阪雑記」によると「宣長翁の草稿類は、・・・鈴屋保存会に保管して陳列されてゐる」とある。文面より、遺稿類は保存会施設に保存されているが、保存の状況は“陳列”であった。旧宅移築完了から6年経過した時点で、すでに遺稿類の保存環境に変化がみられ、保存されるというより陳列展示が行われた。また、保存会施設内の特に閲覧室や土蔵で陳列され、見学者の手に触れることが可能な状況であったことが読み取れる。陳列展示は、昭和22年(1945)「施設經營ニ就テ」^{注11)}にも、「本会ノ重要

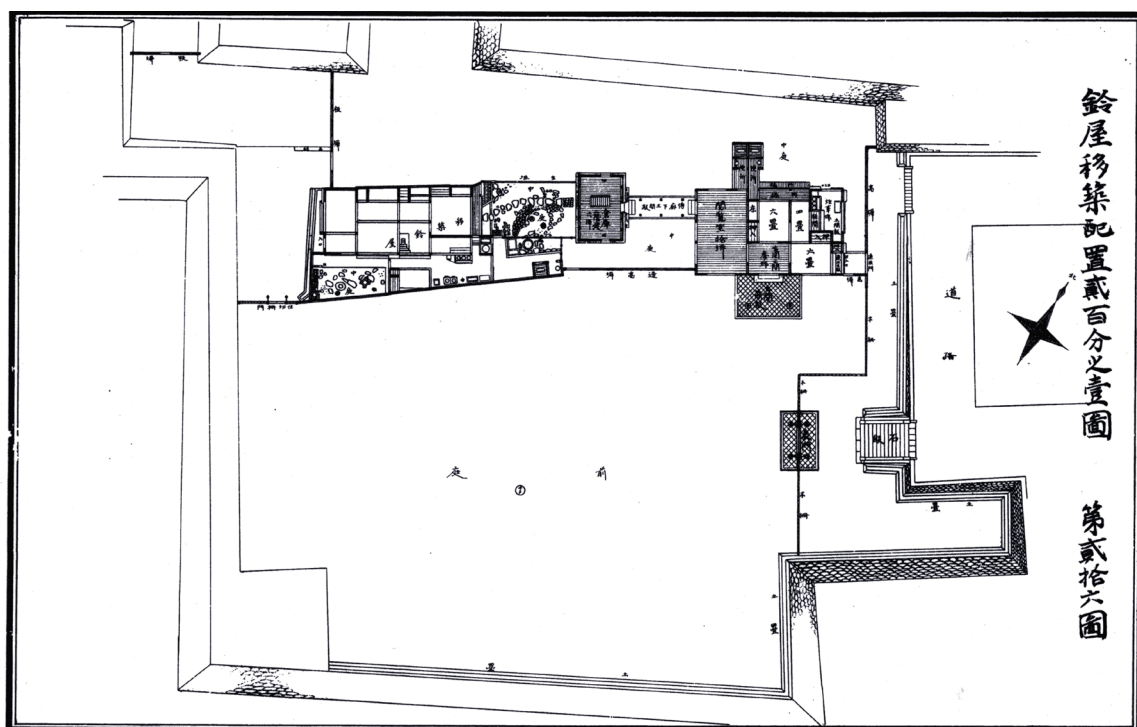


図1 移築計画配置図(明治42年)

使命タル偉人ガ遺蹟遺業ノ顕揚方面ニ於テモ従来遺品ノ倉庫内陳列公開及ビ記念品類ノ頒布等ニ止マリ」とあり、大正・昭和に引続き継続された。

一方、遺稿類が他敷地で保存されたとする記述が確認できる。大正6年刊行の『賀茂真淵と本居宣長』^{注10)}「松阪雑記」によると、「宣長翁の草稿類は、・・・その大部分は、本居家から、舊宅の前なる長谷川家の蔵に預けられてある」とある。この長谷川家は、旧長谷川家住宅^{注12)}(国重文指定)を指し、三井家・小津家とならぶ伊勢商人を代表する江戸店持ちの商家である。長谷川次郎兵衛(11代治郎兵衛定矩(明治元年-大正14年)と思われる)は、鈴屋遺跡保存会設立時の発起人の一人であり、保存会幹事13名の一人でもあることから、保存会活動に極めて近い存在である。本居家は、明治33年8月26日の本居4代信郷死去に際して、東京へ転居となる。その際に、本居5代清造は、東京へ持参する遺墨遺品はあるものの、大部分は道向かいの長谷川家の蔵へ預けたと推測される^{注13)}。上記「松阪雑記」は、本居清造が松阪へ帰郷する(何度か訪れていた)に際して、著者佐佐木信綱と共に保存先へ出向いて確認した新資料の一部を紹介するものであるため、信憑性は高い。また、図2は、「二十一代集」の本箱であるが、箱蓋に「本居預り」と貼紙がある。これは、長谷川家へ預けられた際に貼り付けられた整理札と推測される。さらに、本居宣長稿本類の国重文指定に携わった文化財保護委員会の近藤喜博の記述によると「昭和四十二年十月一七日附をもって松阪市長よりの本居宣長稿本類の指定申請が進達されてきた...その申請書には、本居家のものも含まれているばかりではなく、長谷川家土蔵に預けられていたものも列記されていて、書籍類一六四點・文書類五七點・器物類三十五點といったものである。」^{注14)}とあり、長谷川家の蔵に預けられていた稿本類は、昭和40年調査前後まで、長谷川家の蔵に保存されていた。したがって、保存会へ預けられた初期の遺墨遺品は、本居5代清造が東京持参したものの一部と、長谷川家の蔵に納められた一部であり、その他大部分の本居宣長史資料は、保存会創立後も、継続して長谷川家



図2「二十一代集」本箱

※「開館三十五周年記念Ⅲ 本居宣長展」三重県立美術館, 2017. 9, p56 より転載

の蔵で保存された。なお、上記、長谷川家関連史料について、「三重県松阪市長谷川家文書調査報告書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」^{注15)}には、本居宣長の遺稿類に関する記載はなく、長谷川家での保存は一時的なものであった。

また、遺稿類の保存先は、「本居宣長全集」月報1によると、「松阪市にある鈴屋資料は、…魚町宅跡内の本居家土蔵の二階にいっぱいの遺品類と、明治三十八年来、本居家が魚町の長谷川家の土蔵に預けられた長持二棹の遺品があった…昨年八月（月報発行は昭和43年5月）、東京の本居彌生氏の諒解を得て…両者の資料を合すれば、書籍八四九部（一八八八冊）、文章約二〇〇點、器物三五六點となった」^{注16)}とあり、大量の遺稿類の保存先と数量が、昭和42年に明らかになった。他に、遺稿類の保存場所について、旧松坂御城番長屋（国重文）に隣接する土蔵（県有形文化財）を一時置場として利用したという伝承があることを記しておく。興味深い内容であるが、詳細は不明である。

以上より、本居宣長の遺墨遺品の保存は、旧宅移築及び保存の為の土蔵が建設されてもなお、その多くは、他施設（在来した旧宅跡周辺）で保存されており、鈴屋遺蹟保存会で保存したのは、その内の一部であった。長谷川家の土蔵や魚町の本居家土蔵で保存された大量の遺稿類は、昭和42年以降で、文化財保護委員による調査を契機とし、一時的に米倉へ移動し、昭和45年記念館竣工に際して、記念館倉庫へ移されることで保存環境が担保された。

本居宣長記念館建設の重要な要因は、上記関係資料を完全な環境で保存することにあった。昭和36年6月4日付で、本居清造は、宣長の自筆稿本・文書類および手澤本の一切と遺品を、松阪市へ「市内に全遺品を完全に保存し有数に処理する施設を造成すること等」の条件付きで無償寄附する^{注16)}。これを契機とし、昭和42年度の始めに鈴屋遺品完全保存のための資料館建設が着手された^{注16)}。

3-2. 二次的関連資料の保存

前項で触れた保存を目的に計画された土蔵には、版木と遺品が収納された。財団法人改組後の昭和17年度保存会要覧には、施設拝観者案内図（図3）が添付されており^{注17)}、「史蹟内部拝観要圖」から土蔵（倉庫とある）の収納品が読み取れる。1階は稿本・薬箱、2階は古事記傳・三十六鈴である。表記は、見学者視点に立ったものであり、代表的な展示内容とおもわれる。

旧宅内部では、寄託・寄贈された版木が展示用に設置された版木棚と共に確認できる。古事記傳等、版木の大多数は、大正5年（1916）名古屋永楽屋片野東四郎及び前田伯爵家から保存会へ寄託、寄贈された。大量の版木を整理するために設置されたのが、版木棚であり、旧宅の北西側外壁に面した各室で確認できる（図4）。棚の造作は、『賀茂真淵と本居宣長』^{注10)}「古事記傳の版木」より、「先生が常に眺められた床の間

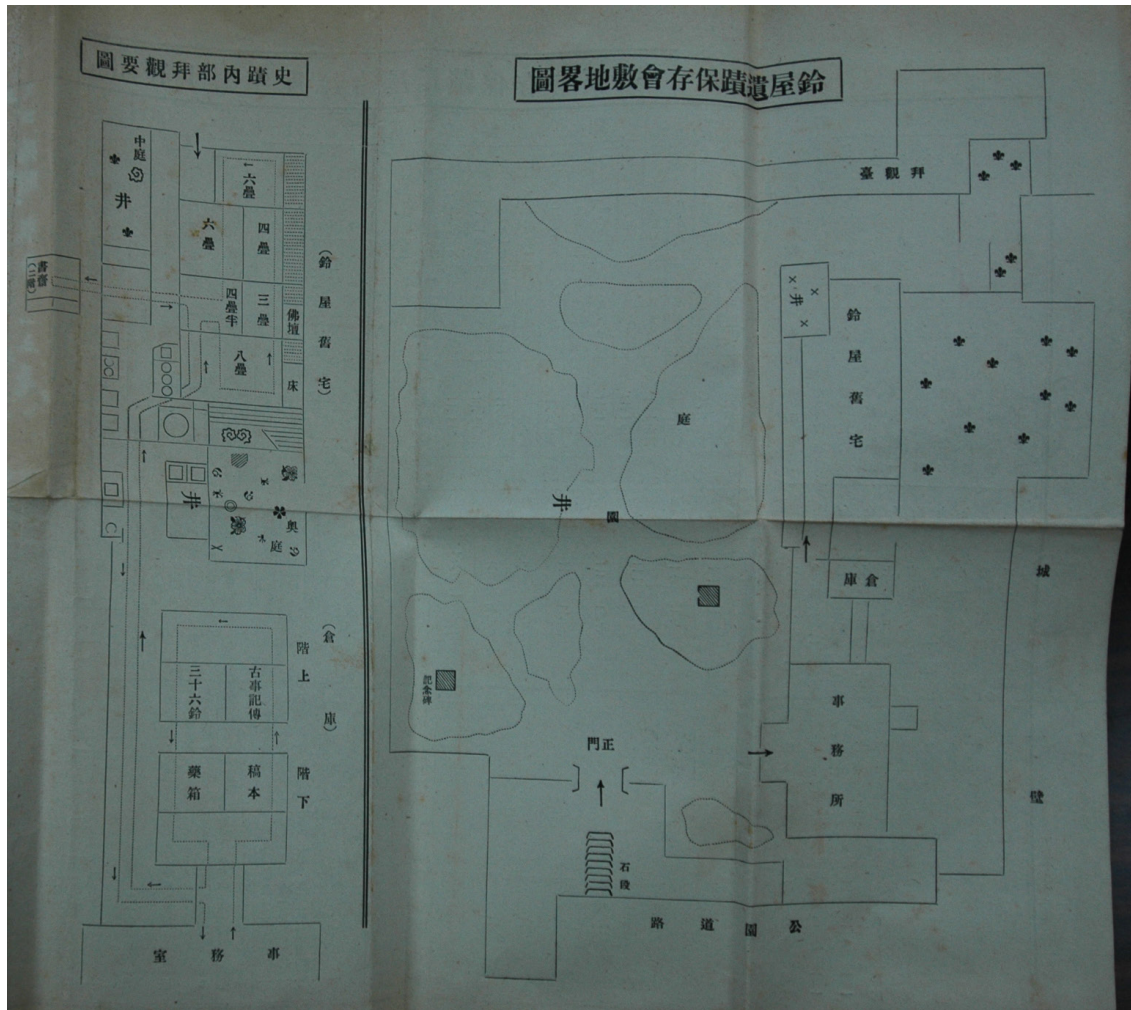


図3 施設拝観者案内図（昭和17年）

や、座敷の隅等に、この夥しい版木の積みあげられてあるのを見て、實に感銘が浅くないのおぼえる。... この版木が、先生の事業を語る實物の教訓となること少なくないと思つて、喜びに堪へないのである。（大正5年8月、松阪堀内氏別邸にて）」とあることから、大正5年寄託直後に旧宅座敷へ造作され、展示されたものと考えて良い。また、図3中の平面図にて、旧宅内部向かって右側の平行多破線表記が版木棚を示すものとおもわれる。大正5年頃に設置された版木棚（図4）は、その後昭和30年（1955）でも確認でき（図5）、一部撤去も見られるが昭和41年（1966）まで継続された。

一方、土蔵では、図6の昭和30年写真より、大量の版木が陳列公開されていたことが読み取れる^{注18)}。また、図7は、土蔵で公開中の版木を撮影したものだが、大正5年前田伯爵家より寄贈されたことを示す木札及び説明用の木札と、触れないことを促す注意標示が確認できる。この写真に見られる版木は、図4の木札と同じ点、昭和41年度工事で旧宅内版木棚がすべて取外されている点、より、旧宅内部で公開されていたものを移設し、土蔵で再公開したものと考えられる。また、版木棚の意匠及び納まりが相違する点、土蔵と旧宅内の版木棚は図6と図7で照合できない点より、造

作時期は、異なると思われる。

すなわち、版木棚は、大正5年前後に旧宅「奥の間」「店の間」に設置(図4)。その後、昭和30年以前に「奥の間」で取外され(図5右)、同30年～40年の間で、土蔵2階に設置(図7)。昭和40・41年度補修工事^{注19)}で、旧宅内で全てが撤去された(土蔵の版木棚は現存)。昭和42年以降の版木は、写真(図7)の収蔵状況を鑑みても、版木の全てが土蔵で収蔵されたとは考えづらく、他で分散保存されたと推測される。昭和45年の本居宣長記念館竣工(図8)までの数年間は、一部の版木は旧宅及び土蔵以外へ移管されたと考えられる。

遺墨遺品の展示は、図3に示される他、旧宅奥の間と2階書斎の床の間で掛軸の実物展示が行われた^{注21)}。また、図3では記述が省略されているが、事務所内「事務室」は、建設時より「閲覧室」である。ここでの展示もしくは資料閲覧が行われたと思われるが、詳細は不明である。また、土蔵での版木以外の稿本や愛蔵品等の具体的な展示収蔵や監視の状況も明確ではない。

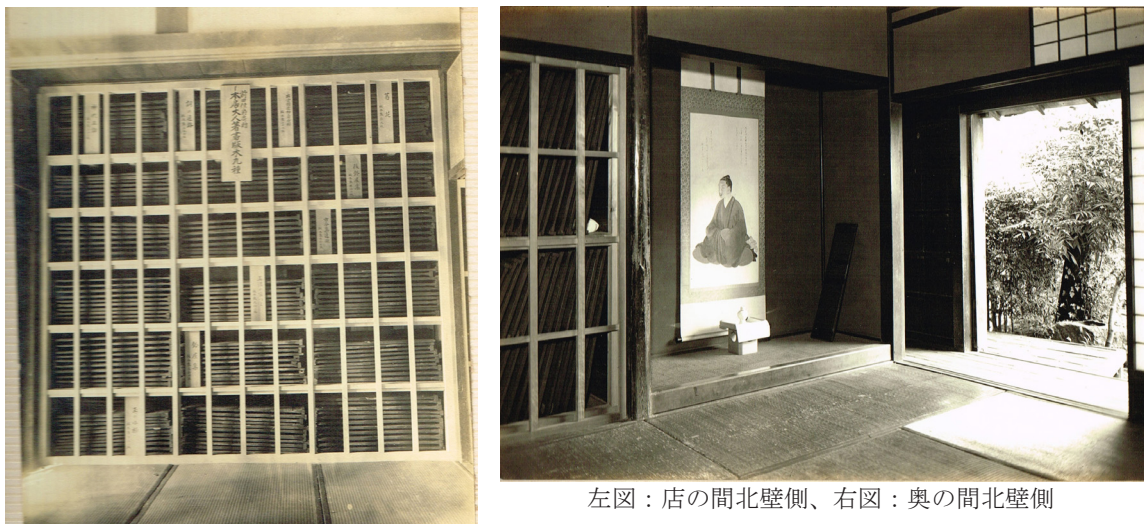
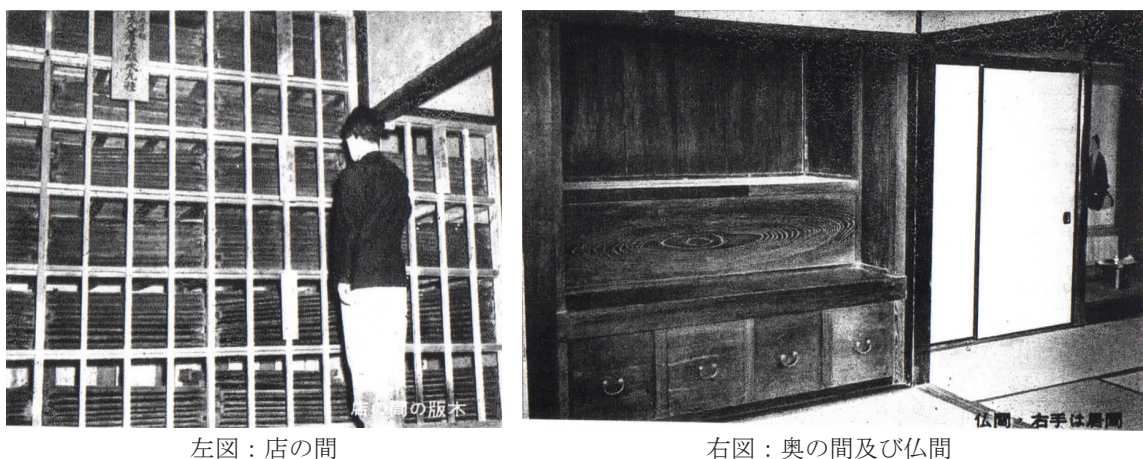


図4 旧宅建物内で公開中の版木1(大正5年前後以降、本居宣長記念館所蔵)



左図：店の間

右図：奥の間及び仏間

図5 旧宅内部で公開中の版木2(昭和30年)^{注18)}

このような資料保存の環境に対して、昭和戦後になると違和感を示す記述が確認できる。昭和33年(1958)の桜井祐吉著「鈴屋遺蹟と魚町一丁目」では、「翁の遺墨遺品は、(中略)最初より公開展示衆庶の観覧を目的としたものではないのである、其使命は保存にあり、故に土蔵内に保監されているのである、併し志ある人には請あれば閲覧を許さるのである」^{注22)}とあり、陳列展示の状態について、展示収蔵や監視管理に対して問題視している。

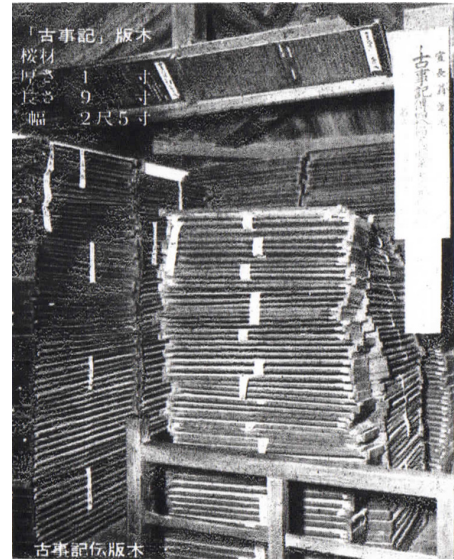


図6 土蔵で公開中の版木1 (昭和30年)^{注18)}



左図：片野東四郎寄託^{注20)}



右図：前田伯爵家寄贈(本居宣長記念館所蔵)

図7 土蔵で公開中の版木2 (昭和42年前後と思われる)



図8 本居宣長記念館 版木保管状況 (平成23年)

3-3. 旧宅見学者による影響

旧宅への見学者は、昭和24年「保存會經營ノ梗概」^{注8)}に「創立當初ヨリ朝野ノ名士ヲ始メ學徒専門家延イテ一般大衆ノ來訪見學スルモノガ漸次増加シ一時ハ日ニ（日に）十餘校學徒數千名ヲ數フルト云フ」とあり、生徒を中心とした構成で多くの人々が旧宅へ訪れていたことが伺える。人数を集計すると、昭和初期から同19年までの間、年間6万人程度、最も多い日は、一日に1,600人程度（昭和17年11月13日^{注23)}）と大量の見学者が施設を往来していた（表5）。旧長谷川家の所蔵文書（自大正三年一月、至大正七年十二月、五ヶ年間鈴屋遺跡參觀人調査^{注15)}）からは、大正期の見学者について、年間3,000～4,000人で推移していたことがわかる。昭和に入ってからの見学者の著しい増加は、「学校及び軍部による殺到」であった^{注24)}。

前述の昭和17年施設參觀者案内図（図3）より、旧宅見学者の閲覧ルートが読み取れる。見学には、受付となる事務室を経由するものと、経由せず旧宅正面や庭園を見学する二種があった。事務室を経由するものは有料であり、一方、旧宅正面や庭園のみの見学は、無料の扱いであったとみられる。

有料見学の場合、敷地表門を通過し、まず事務室にて受付を済ませ、西側出入口より土蔵へ入館し、上下階を経たのち、土蔵裏手にある旧宅奥庭を右手に進んで裏口より旧宅に入り、1階を右回りに回遊し、2階鈴屋を経て、再び事務室に戻る見学者動線であった。旧宅の見学は、旧宅の裏口から進入し、床上に上がり1階から2階鈴屋まで周回するものであった。

ここでは、内部と外部の見学は別物として捉えられている（図3左、正面出入口の

表5 昭和24年以前旧宅見学者

和暦	西暦	見学者 [名]			備考
		学校	一般	総数	
・・・					<明治42～大正2>不明
大正3	1914	1,660	404	2,064	長谷川家文書 ^{注15)}
大正4	1915	2,701	687	3,388	長谷川家文書 ^{注15)}
大正5	1916	3,204	665	3,869	長谷川家文書 ^{注15)}
大正6	1917	2,985	1,041	4,026	長谷川家文書 ^{注15)}
大正7	1918	1,348	1,440	2,788	長谷川家文書 ^{注15)}
・・・					<大正8～昭和13>不明
昭和14.8 -17.3		116,914	45,428	162,342	(平均:60,878/12ヶ月) 『各種資料集』 ^{注22)}
昭和17	1942	42,555	22,081	64,636	財団法人改組 『各種資料集』 ^{注22)}
昭和18	1943	33,762	25,345	59,107	『各種資料集』 ^{注22)}
昭和19	1944	3,151	11,535	14,686	『各種資料集』 ^{注22)}
昭和20	1945	1,610	5,977	7,587	『各種資料集』 ^{注22)}
昭和21	1946	3,153	5,363	8,516	『各種資料集』 ^{注22)}
昭和22	1947	3,528	5,377	8,905	『各種資料集』 ^{注22)}
昭和23	1948	3,468	3,116	6,584	簿冊作成 『各種資料集』 ^{注22)}

矢印は、庭土間敷を覗く程度と思われる)。建物本来の正面からのアプローチは閉鎖され、外部からはほぼ眺望するのみの状態であった。それは、入館者管理・上下足管理の観点からであったと考えられるが、旧宅裏口からの見学動線は、正面からの出入りを前提とする旧宅内部の空間秩序に対応しないものとなっている。

旧宅の移築に当たっては、①本居宣長当時の状態に復旧することが所与の前提となっている（「鈴屋翁以後ノ變更ニ係ルモノハ此際復舊シテ書齋増設當時ノ状況トナサント欲スル」^{注25)}）、②移設先の敷地においてもまったく同じ方向になるように旧宅を配置する（「移築ニ當リ建物ノ方向ニ異變ヲ來サバ朝夕光線ノ関係全然相違シテ舊様ヲ攘想スル能ハザル」^{注25)}）など、宣長在世当時の状況を再現することに意が注がれている^{注26)}。しかし、その際、見学者動線がどのように検討されたかは明確ではない。

上記の見学者動線が明治・大正期までさかのぼるかも確定しないが、特に事務室を通過して、旧宅に向かう動線が旧宅の裏口からであることに対し、昭和17年刊行の城戸久著「先賢と遺宅」でも、見学者動線の非合理性と本来の建物形態の誤解を招くことを指摘^{注27)}している。

また、昭和戦前期の見学者増に対する対応として、昭和17年度保存会要覧^{注17)}に「松阪市ヨリ公園公會堂ノ無償貸附ヲ受ケ之ヲ鈴屋會館ト稱シ階下ヲ拝観者休憩所ニ階上ヲ講演其他會議場ニ改造シ本年度末竣工ス」とあり、旧宅敷地隠居丸の北東側隣接区画の二ノ丸にあった公会堂に休憩所と会議場が設置されている。保存会事務所及び本居旧宅そのものの収容力を超える状況で、隣接施設を利用しての施設の拡張が行われているのである。

施設整備の進捗については、「施設經營ニ就テ」^{注11)}では、「本事業ノ主眼タルベキ永久保存ノ旧宅補強防腐工作警備措置サテハ避雷設備等奉護保存上吃緊の事項ニ缺クル所尠カラザリシヲ恨ム而モ此ノ間此等附帯施設設備ノ維持管理上年々経費労カノ大半ヲ投ジ」とあり、移築時の資金難により施すことができなかった管理面での施策は、運営経過にて徐々に是正対処してきたことがうかがえる。ただ、具体的な対処内容について、昭和41年補修工事以前の状況は詳細が不明である（昭和補修工事の詳細は第4章に記述）。他、建物維持及び運営に関する追加・変更の施策については、旧宅移築事業の手法から逸脱する内容であるため詳細を省く^{注28)}。

4. まとめ

保存会の活動は、設立時に掲げられた「先生の遺品と、現在の遺跡と、併せて、之を永遠に保存し」を大正・昭和期にも踏襲するものであり、財団法人改組前後で遺跡・遺稿類の保存管理と併せ啓蒙活動の事業へと拡張展開するものであった。昭和24年(1949)の事業綱領は、①舊宅及舊宅趾ノ公開、改修、②遺墨、遺品ノ保管調査、③鈴屋文庫ノ充實利用、④講習、講話、座談會ノ開催、⑤記念品ノ発行頒布、の5項目を掲げ、当初の遺品・遺跡の永久保存に注力する目的から、それらの活用及び啓蒙活動へと拡張展開する内容であった。

保存された史資料は、旧宅移築直後に子孫から寄託・寄贈された遺墨・遺品を中核とし、本居宣長の間接的な遺品等の二次的関連資料も含むものであった。保存会設立により、本居宣長の遺跡・遺稿類の保存会への集積と保護が実現したのは明確であり、その後の事業展開により、関連品の散佚を防ぐ役割があった。

寄託・寄贈品は、当初、文化財的価値の高い遺稿類が保存会へ集積したが、保存会へ寄託・寄贈されない大部分の文章類が本居家から他施設へ預けられ、保存されていた。それらは、保存会設立より5年前(明治33年頃)に本居家が松阪から転出する際に、道向かいの豪商長谷川家の蔵へ預けたもので、昭和40年頃の文化財保護委員会による歴史資料保存調査の開始前後までの間、約65年続いたと思われる。保存会へ預けられた初期の遺墨遺品は、保存会の土蔵及び事務所内閲覧室で陳列展示が行われた。しかし、大正期に寄託寄贈された二次的関連資料によって保存環境が著しく変化し、収蔵の不足事態につながった。遺墨遺品と二次的関連資料との保存上の区分は明確ではないが、本居宣長に由来するあらゆる関連品を保存してきたことが言える。

また、史資料保存のための建物及び収蔵場所は、当初計画と異なる状況が生じた。収蔵品の増加に伴う収蔵場所の確保は、敷地内での建物増築を行わず、旧宅内部において建物存続に支障のない部分と、附属建物の土蔵で確保され、二次的関連資料の陳列閲覧保存及び管理が行われた。特に二次的関連資料の版木の陳列閲覧は、大正5年(1916)から昭和41年(1966)までの約50年の間、旧宅座敷押入部や土蔵内部に造作棚が設置され、公開場所が保存場所を兼ねるものであった。これに見られる旧宅を再現する手法は、旧宅建物の中でも特に鈴屋書齋を優先し、他の1階座敷は臨機応変な対応であったことが言える。保存環境の経緯を考察すると、当初の収蔵計画にスペース的な不足があったと否めないが、不足を補完する手法として、二次的関連資料の陳列展示が行われた。なお、保存場所の充実は、昭和45年本居宣長記念館の建設により確保され、今日に至る。

注

- 注1) 本居記念館HP「史跡と収蔵品」より引用
- 注2) 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』（以下、『資料集』）所収
「贈從三位本居宣長大人遺蹟保存會趣旨書」明治39年
- 注3) 前掲注2)『資料集』所収 「鈴屋遺蹟保存會々即」大正15年改正
- 注4) 前掲注2)『資料集』所収 「財団法人鈴屋遺蹟保存會寄附行爲」昭和17年
- 注5) 前掲注2)『資料集』所収 「寄託品預書類」内「本居宣長遺物目録」明治42年
- 注6) 文化財保護委員会「本居宣長自筆稿本並遺品 - 鈴屋遺蹟保存会保管 -」昭和41年9月
- 注7) 文化庁文化財部美術学芸課「本居宣長稿本並関係資料追加指定目録」平成13年3月
- 注8) 前掲注2)『資料集』所収 「財団法人鈴屋遺蹟保存會經營ノ梗概」昭和24年
- 注9) 前掲注2)『資料集』所収 「引継書類」内「物品書籍」大正3年5月31日
- 注10) 佐佐木信綱「賀茂真淵と本居宣長」広文堂、大正6年
- 注11) 前掲注2)『資料集』所収 「財団法人鈴屋遺蹟保存會ノ施設經營ニ就テ」昭和22年3月
- 注12) 「旧長谷川家住宅調査報告書」松阪市教育委員会、平成26年
長谷川家及び旧長谷川家住宅に関する概要は、「第1節 調査の経緯と目的」によると、長谷川家は三井家・小津家とならぶ伊勢商人を代表する江戸店持ちの商家で、延宝3年(1675)の創業から近代にかけて大いに発展した。当住宅は歴代の当主が居住したもので、魚町・殿町にまたがる広大な敷地に近世から近代にかけての屋敷や土蔵群、庭園を今に伝える。主屋の年代は松阪市下の民家で最古級とみられている。魚町通りに面する主屋と塀、土蔵で構成される外観は魚町通りの景観においてきわめて重要な構成要素となっている。とある。
- 注13) 本居宣長記念館吉田館長談話、長谷川家歴代番頭氏の話しによると、蔵に預かっていた本居宣長資料は長谷川家文書と同じように慎重に管理してきたとのこと。
- 注14) 「本居宣長全集 月報2 第9巻附録」筑摩書房、昭和43年7月、P.15
「本居宣長稿本類の重要文化財指定まで」近藤喜博 より
- 注15) 「三重県松阪市 長谷川家文書調査報告書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」松阪市教育委員会、平成25年
なお、「発刊にあたって」によると、「... 調査中には、開ける土蔵から次々と新たな資料が確認されたことから、今回の調査ですべての資料を目録化できたわけではありません。」とあるが、現時点までに報告書外資料の中で、鈴屋遺蹟保存会関連資料として、「大正7年鈴屋遺蹟保存會収支計算書(綴込み冊子)」のみ確認された。松阪市文化財保護審議会委員 門暉代司氏より提供。
上記より、長谷川家には本居宣長遺稿類は、保管されていない。
- 注16) 「本居宣長全集 月報1 第1巻附録」筑摩書房、昭和43年5月、P.7「鈴屋資料雑筆」山田勘蔵より
- 注17) 前掲注2)『資料集』所収 「昭和十七年度財団法人鈴屋遺蹟保存會要覽」昭和18年3月
要覽裏面に施設配置図として「鈴屋遺蹟保存會敷地畧圖」、館内案内図として「史蹟内部拝観要圖」が記されている。
- 注18) 「近鉄沿線風物誌 文学2 鈴屋」近畿日本鉄道・宣伝課、昭和30年6月
- 注19) 『特別史跡本居宣長旧宅保存修理事業国庫補助金交付申請書』所収、三重県教育委員会、昭和41年11月
「本居宣長旧宅補修工事仕様書」より
- 注20) 本居宣長記念館「ふみの森探索隊」通信22号 リニューアル特別号、2017年2月25日、P.21
「土蔵の版木」より転載
- 注21) 櫻井祐吉「本居宣長大人百五十年祭記念 遺蹟鈴屋」
本居宣長大人百五十年記念協賛會、昭和25年、P.9、P.11「遺墨」
- 注22) 櫻井祐吉「鈴屋遺蹟と魚町一丁目」財団法人鈴屋遺蹟保存会、昭和33年、P.42「鈴屋翁の遺墨遺品」
- 注23) 前掲注2)『資料集』所収 「昭和十七年度財団法人鈴屋遺蹟保存會要覽」日乗抄
- 注24) 前掲注2)『資料集』所収 「參觀者員數年度別統計表」昭和24年
- 注25) 前掲注2)『資料集』所収 『移築事業報告書』『移築設計方針』明治43年頃
- 注26) 矢島平一・菅原洋一「本居宣長旧宅の移築工事にみる保存理念 本居宣長旧宅保存事業にみる保存理念と手法に関する研究 その1」
日本建築学会計画系論文集 第79巻 第700号、P1407-1414、2014.06
- 注27) 城戸久「先賢と遺宅」那珂書店、昭和17年、P.52「本居宣長の舊宅」によると、
「今この家(旧宅を指す)を訪ねると裏側の方に事務所が建てられてあるから、裏口の方から内部が參觀出来るやうな順路となるが、これは表口から入れるやうにし度いものである。(中略)従つてこの家が魚町の通りに建つてみた状態などを思ひ浮べるものと少なからう。これは如何にも遺憾なことである。」とある。

注 28) 建物維持・管理の施策として、鈴屋への階段周囲において、「鉄製手摺」の設置、「取外し式階段」の変更が確認できる。鈴屋の階段は、『各種資料集』『報告書』には、「…板間上ニ八級ノ階段ヲ設ケ書齋ニ達セシム階ハ壹種奇異ナル構造ニシテ全部幅壹様ナラズ又下部三級ハ取外シ箱形トシ背面ヨリ紙屑入レニ使用シ其他側面ヨリ柵等トシテ使用スベカラシム」の表記のみとし、変更が加えられることなくそのままの状態に移築され、のちの昭和 41 年工事に新調されたものが定置している。移築当時現物は、現在、土間 3 畳の間に展示されているものとされる。また、現在の階段は、昭和 41 年工事の工事経過書に「階段は腐朽して使用に堪えず危険であったので新調した」とあり、結局安全面を考慮し、すべて新調された。この際に、「階段は在来寸法」とあるが、下段の階段蹴上寸法が大きく変更されたと思われる。取外し可能な下段 3 段は、4 段に変更された。また、階段手摺パイプの設置も昭和 41 年度工事で取替られている。移築後に拝観者対策として、追加設置されたものとして、2 階鈴屋へ昇降するための金属製手摺は、少なくとも昭和 24 年以前に来館者対応として設置された。更新される前に在来した土間 3 畳の間の階段は、表面劣化が著しく拝観者による多量昇降がうかがえる。

結 論

結論

明治期に行われた本居宣長旧宅の移築保存事業にみられる保存理念と手法は、民家保護の制度が存在しない時期に、古社寺保存法に基づいて、奈良京都で古社寺修理にたずさわった経験をもつ技術者によって、古社寺修理の基本理念・手法を旧宅の保護に適用したものであった。移築修理の手法は、偉人在世時を再現し、確実な部分のみ復原することを基本としながらも、一方で目に触れない部分での構造的な補填を行うものであった。昭和17年(1942)保存会の財団法人改組以降も、施設維持及び防災設備設置の観点からの修理・補修工事が実施されるが、基本理念は移築当初に設定された復原年代を維持する内容であった。財団法人改組前の実施工事は、一部の部分で同時多人数の見学者の往来による劣化に対する施設維持の工事が実施されたと思われるが、内容は確定できない。昭和40・41年度、続く同53年度工事では、屋根部で垂木-葺材の全面取替、床組部で上げ屋・土台取替及び土間コン敷設等の大掛りな補修工事が実施されているが、明治移築の修理方針を踏襲した内容であった。いずれにしても、移築後の旧宅には、深刻な建物腐朽が生じており、時に応じて修理・補修工事が実施された。

移築先の松坂城跡は、保存会主導により選定され、旧宅移築に伴う配置計画はすでに保存会設立前に具体化されていた。移築に至る経緯は、在来の町屋密集地の周囲を取り払うことでの現地保存が検討された過程を含むが、土地取得による費用面で断念された。移築先は、密集地から隔離された城跡公園に決定したが、当時の最良環境に応じた採用であった。配置計画は、在来の町屋の雰囲気や城跡で再現する方法がとられ、洋風建物の計画も含むものであった。洋風建物は本居宣長の記念文庫案であり、実現化されなかったが立地環境から、松坂城跡のシンボルとなる計画であった。大火を避けることが旧宅移築保存事業の直接の動機となり、当時公園化されていた松坂城跡へ移転することで、市民憩いの場としての利用の向上を担うものであった。

鈴屋遺蹟保存会創立までの動向は、地元有志者を中心とする本居宣長に対する顕彰運動を背景とし、明治7年(1874)山室山神社の社殿創始から明治34年(1901)本居宣長没後百年祭までの間で、その評価が高潮したことによる。その間に、明治26年(1893)松阪大火による旧宅の焼失危機を契機とし、偉人宅を後世に存続させる検討が進められる。保存会関係者は、最終的に、町並みから本居宣長旧宅を移築保存することに決定したが、これは保存会設立前の経緯であることから、費用面などの問題を含め、具体的な検討が早期に進められた。以上より、旧宅の保存は、鈴屋遺蹟保存会の最重要事業であった。

保存会による本居宣長史資料保存は、大正期以降、見学者動線に陳列展示する方法がとられ、一部の収蔵品は見学者の手に触れることのできる状態が、昭和40年(1965)

頃まで継続された。起因となるのは、旧宅移築後まもない大正5年(1916)頃に多量の版木が寄託・寄贈されることで、収蔵場所の不足を解消するために本来は閉架倉庫である土蔵や旧宅内での陳列展示が行われた。それは、造作による展示棚設置も含まれ、昭和45年(1970)本居宣長記念館が開館するまでの約60年間継続された。保存会による史資料の収集は、本居宣長の業績を継承し、史資料を散逸させない役割を担うと共に、関連する資料を量種共に取捨選択することなく収集するものであった。また、遺稿類の保存は、移築後10年経たない時期に保存会施設の収容力を上回り、別敷地の保存会関係者宅や、旧宅跡に残留する土蔵等で、分散収蔵するものであった。

昭和戦前期の鈴屋遺跡保存会の保存対象物は、旧宅保存が先行する中でも、遺稿類保存は曖昧な保存環境によって成り立っていた。保存会設立初期の収蔵品は、一時的に所有者が保存会に預けるに留まり、保存会は寄託されたものとして管理することになっていた。これら収蔵品は、昭和17年に保存会が財団法人化されることで、所蔵に関する合意形成が進められ、昭和43年国重文指定(書跡・典籍)を契機として、所有関係の見直しが行われ、後の昭和45年に現在の本居宣長記念館が完成することで、保存環境と共に保護の形態が確立する。

保護制度の成立過程にも相似て、鈴屋遺蹟保存会による移築保存事業では、建物が旧宅としては全国でもいち早く保護対象となることで先行し、遺稿類が続いて文化財指定となることで、包括的な保護対象となった。財団法人改組前の保存会活動は、明治39年設立時には、すでに重要事業である旧宅移築計画が移転先を含めて具体化され、設立3年後の明治42年旧宅移築事業を完了させると、保存会設立目的をほぼ達成した。保存会は、旧宅移築事業を完了することで当初の役目を終え、鈴屋及び遺稿類を公開する業務に移行する。保存会の複合的な保存活動は、保護に関する制度的なものがない中で実施され、郷土民と行政と子孫との信頼関係なしでは、成立し得なかったと察せられる。本居宣長の旧宅移築保存事業は、鈴屋遺蹟保存会が実施した活動及び保存会を取巻く保護行政と、その背景を鑑みても、近世における歴史上の人物の旧宅・旧宅跡及び遺稿類を保護する先進的な事例であるといえる。

最後に本研究において、『各種資料集』記述内容及び旧宅実測調査により、移築方針及び理念に基づく手法は確認できたが、移築工事の際に採用された詳細手法の追及には限界がある。それは、実測調査により確認した痕跡のうち、敷居・鴨居材の継目及び柱等に施された埋木、床組の全面取替に由来し、それらは復原年代に存在したものなのか、移築に伴う解体時にやむなく行われたものなのか、の判断ができないからである。明治修理工事の実態解明については、部材の取外し及び解体が必要となり、本論では、このような部材の取外しや解体を伴うものではなく、この点で課題を残すことを最後に記す。

あとがき

あとがき

明治42年(1909)における本居宣長旧宅移築保存事業の技術者土屋純一が、『報告書』の移築設計方針で述べているように、魚町の旧宅跡は、再び旧宅を再構築する機会に備え、束石を残留するなどして、現在まで継承されてきた。これからの旧宅保存を考える時、あるべき姿について、各分野の総合的な視点による綿密な議論を欠くことはできない。2030年は、本居宣長生誕300年の節目を迎える。本居宣長旧宅・宅跡、遺稿類がこれからも保存継承される中で、本研究がその保存理念及び手法についての足掛かりとなることを期待している。

最後に、次頁へ旧宅が松坂城跡へ移築される前の魚町敷地の状況を記す。

本研究は、下記掲載・査読中論文をもとに構成している。

【第2章】

矢島平一・菅原洋一「本居宣長旧宅の移築工事にみる保存理念 ～本居宣長旧宅保存事業にみる保存理念と手法に関する研究 その1～」日本建築学会計画系論文集 第79巻 第700号, P1407-1414, 2014.06

【第3章】

矢島平一・菅原洋一「本居宣長旧宅と附属建物にみる全体配置計画の手法 ～本居宣長旧宅保存事業にみる保存理念と手法に関する研究 その3～」日本建築学会技術報告集 査読中(平成30年3月時点)

【第4章】

矢島平一・菅原洋一「本居宣長旧宅にみる明治及び昭和の修理・補修工事の手法 ～本居宣長旧宅保存事業にみる保存理念と手法に関する研究 その2～」日本建築学会技術報告集 第22巻 第51号, P.807-812, 2016.06

【第5章】

矢島平一・菅原洋一「本居宣長旧宅における鈴屋遺蹟保存会の宣長関連資料の保存活動について」
日本建築学会技術報告集 査読中(平成30年3月時点)



図1 移築直前の本居宣長旧宅復原図 (明治40年頃)

謝辞

本論文を記述するにあたり多くの方々のご理解とご協力をいただきました。

本居宣長記念館前館長・松阪市文化財保護審議会委員 門暉代司氏及び、本居宣長記念館吉田悦之館長には、小生が大学院生の時分より資料提供とご指導と共に、本研究への全面的なご協力を賜りました。三重県教育委員会社会教育・文化財保護課、松阪市教育委員会社会教育課には、本居宣長旧宅の昭和修理に関する貴重な資料を閲覧させていただきました。研究のご協力を深く感謝いたします。

三重大学 菅原洋一教授には、足掛け12年という長きに渡り甚大なるご指導と簡潔明瞭な助言を賜りましたこと、感謝の念が絶えません。本論文の副査をいただきました、浦山益郎教授・富岡義人教授・浅野聡准教授には、審査会を通じて多面的な助言とご指導を賜りました。京都工芸繊維大学 清水重敦教授には、技術者の履歴書資料の提供をいただきました。ここに謝意を表します。

また、菅原研究室OBである、継承社 小長谷知弘氏、野村俊也氏におかれましては、現地実測調査に同行いただき技術的指導と調査のご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。

社会人として所属した、清水建設株式会社名古屋支店建築設計部、株式会社キッツ技術本部商品開発部、また、現セイコーエプソン株式会社人事本部総務部施設では、業務上の配慮をいただく場面もあり、多大なるご理解とご協力をいただきましたこと、ここに感謝をいたします。また、その他にも研究を通して協力をいただきました全ての皆様に感謝いたします。

最後に、人生の変化期にも関わらず、研究時間を確保することに対して、足並みを揃えてくれた妻を始め、家族に感謝します。

2018年3月

矢島 平一

添付資料

- 添付 1： 本居宣長旧宅移築事業報告書（仮称）原文 本居宣長記念館所蔵
- 添付 2： 本居宣長旧宅移築事業報告書（仮称）添付図面 本居宣長記念館所蔵

添付1 本居宣長旧宅移築事業報告書（仮称）原文

緒言

鈴屋遺蹟保存會ガ其事業ノ一部トシテ移築工事ヲ實施スルニ當リ不肖其依囑ニ應ジテ設計及監督ニ從事シ幸ニ無事終了ヲ見タルヲ以テコヽニ其當初ヨリノ設計方針施工ノ方法及経過等ヲ畧述シテ報告ニ代ヘント欲スコレ蓋シ徒ニ幾多細密ナル苦心ヲ告白セントスルモノニアラズタゞ在來ノ舊形ト移築後復舊現狀トヲ見テ濫ニ變更ヲ加ヘタルモノトシテ疑惑ヲ抱ク人ナキヲ保シ難キヲ以テ其理由ヲ詳説シテ誤ヲ後人ニ傳フルコトナカラシメント欲スルニ過ギザルナリ

明治四十三年一月十二日

工學士 土屋純一識

移築設計方針

抑遺跡保存事業ハ其本來ノ性質上現在ノ位置ニ於テ現狀ノ儘ニ保存シ破損腐朽等ニ際シテハ原形ニ倣ヒテ修補ヲ加ヘ永ク後世ニ傳フルノ方法ニヨルベキヤ明ナリ然ルニ此鈴屋遺跡ニアリテハ現存位置ニ於テ保存ノ方法ヲ講ゼントスルモ周圍ハ商家密接軒ヲ並ベ一朝火災ニ當リテハ忽チ類焼ノ危険恐ルベキモノアリ而モ又近隣敷地ヲ廣ク購買シテ區域ヲ擴大シ此等ノ虞ナカラシメンニハ全ク資力ノ許サザルトコロ即チ建物ヲ他ニ移築シテ保存スルノ策ヲトラントスルモノニシテ蓋シ已ムヲ得ザルニ出ツルナリ從ツテ在來位置ニ於テスルモノト異リ周圍ノ狀況其他一層周到ナル注意ヲ要スルモノアルベキハ言フ俟タズ殊ニ其鈴屋翁以後ノ變更ニ係ルモノハ此際復舊シテ書齋増設當時ノ狀況トナサント欲スルモノナルヲ以テ移築以前ノ現況ハ工事終了ト共ニ多少ノ變更ヲ來スベキハ明ナリ即チ移築設計ノ方針トシテハ先ツ建物各部ニ亙リ精細ナル實測ヲナシ縦横幾多ノ断面圖ヲ調製シテ舊狀ヲ知ルヲ得セシムルコトトシ然ル後建物全部ヲ解放シテ新敷地ニ運搬移築ヲナスモノニシテ尚ホ移築ニ當リ建物ノ方向ニ異變ヲ來サバ朝夕光線ノ關係全然相違シテ舊様ヲ懷想スル能ハザルベキヲ以テ新敷地ニ於テモ其方向ハ全然一致シテ寸毫ノ相違ナカラシメ庭園ハ樹木等ヲ移植スルトキハ枯死セシムルコトナキヲ保シ難キヲ以テコレガ移轉ヲナサズタゞ新敷地ニ於テ其舊形ヲ摸造シテ幾分其狀況ヲ彷彿タラシメ礎石モ亦舊位置ニ存シテ移築には悉ク新材ヲ使用スルコトトセリコレ蓋シ其位置ヲ確實ニ保存スルト共ニ他日再ビ近隣ヲ擴大シテ此位置ニ復舊スルヲ得ルノ日アラバ直チニ其復舊ヲ容易ナラシムベキヲ想ヘバナリ其他ハ建物全部新敷地ニ移築ヲナシ細部ノ形状手法ニ至ルマデ毫モ舊様ヲ失ハザランコトヲ勉メ鈴屋翁以後ノ變更ニ係ルモノニシテ其當時ノ舊様ノ調査ノ結果明瞭ナルヲ得タルモノハ一々痕跡ニヨリテコレヲ復舊シ舊形ノ詳カナラザルモノハ徒ニ變更ヲ加フルコトヲナサズベテ在來ノ儘ニ存シテ移築工事ヲ完了スルコトトセリ

鈴屋在來ノ狀況

第一、移築前ノ形状

魚町ハ我鈴屋翁舊宅ノ存スル所ニシテ巾、二間餘ノ街路ニ過ギス建物ハ西南西ニ面セリ正面ニ二枚建

格子戸ヲ入レバー坪五合ノ土間敷アリ正面ハ二枚建ノ簀戸ニシテ左方奥ノ隅ニ小椽ヲ設ケ右ハ二枚板戸ヲ界シテ中庭ニ通シ左ハ板戸二枚障子一枚ヲ界トシテ店ノ間トナル室ハ四畳半及板疊一疊半ヲ敷キ道路ニ面シテ明障子四枚ヲ建テ外ニ格子ノ嵌込トシ奥ハ障子二枚襖一枚建ヲ界シテ六畳ノ中間トナル左ニ床袋棚靈舎ノ設アリ右ハ襖四枚建ヲ以テ次ノ間ニ接ス次ノ間ハ長四畳ニシテ右ハ障子四枚建ニテ中庭ニ面シ小椽アリ中ノ間ノ奥ハ障子二枚建ヲ界トシテ板間及水屋ヲ設ケ板間ヲ隔テ、三畳ノ茶室アリ茶室ニハ方半間ノ床ヲ附シ室ノ右ハ中ノ間ヨリ奥ノ間ニ通ル壹疊半ノ疊廊下トシ奥ノ間ハ八畳ニシテ右ハ壁ヲ以テ臺所ト界シ左ニ床及押入アリ前方ハ障子四枚建を隔テ、幅半間ノ内椽アリ奥庭ニ面ス次ノ間ノ奥正面ハ襖二枚建ヲ隔テ二疊及半坪ノ階段ノ間トシ其左方ハ板戸四枚建ニテ疊廊下ト界シ板間ノ部分ヨリ八級ノ階段ニヨリテ階上ノ書齋ニ通ズ書齋入口ハ襖一枚ノ引戸ニシテ室ハ四畳半ナリ左ニ床及押入アリ床ニハ右脇壁ニ鈴掛板アリ右ハ幅一間ノ中窓ニシテ中庭ヲ見下シ正面中央ニハ小窓様ノ棚アリテ障子二枚ヲ建テ次ニ敷込アリ一隅ニ釣棚ノ設アリ更ニ階段ノ間ニ下リテ右ハ障子二枚板戸一枚建ヲ隔テ、小椽アリテ通庭ニ接シ奥正面ハ板戸二枚開ニテ臺所トナル臺所ハ小三畳及板疊一疊ニシテ奥ニ一坪ノ板間アリ奥ノ間椽ト板戸ヲ以テ界シ右ハ臺所共建具ヲ用ヒズシテ土間ニ接ス通庭ヲ隔テ、階段ノ間ト相對シテ三疊敷トシ前方中庭ニ接シテハ中窓障子二枚建トシ正面右手ニハ押入ノ設アリ土間ハ臺所三疊ノ側ニ三ツ竈一基右壁際ニ二ツ大竈一基其左ニ流一臺ト釣棚ヲ設ケ大竈ノ右ニ薪入一個ヲ置キ通庭中庭ノ界ハ格子開戸兩戸引戸ヲ建テ入レ奥ノ裏口ハ兩戸障子引戸トシ裏口ヲ出テ左に下流シ水船ヲ置キ右ニ湯殿アリ次ニ物置大小便所等アリ奥庭トノ界ハ板塀ヲ以テ區劃セリ

内部ハ各室長押ヲ附セズ薄鴨居造トシ中ノ間ト次ノ間トノ界及奥ノ間椽界鴨居上ニハ障子欄間ヲ設ケ天井ハ表土間ハ踏天井茶室ハ網代天井書齋ハ割竹縁天井全室床及押入及ビ奥ノ間椽ハ屋根裏化粧裏板張トシ書齋下ハ踏天井臺所土間上ハ全部屋根裏化粧木舞打ニシテ中央ニ天窗ノ設アリ其他各室天井全部棹椽添乗ハ重ネ張トシ中ノ間六畳ニハ天窗ノ設アリ庇ハ正面入口ニーヶ所屋根裏化粧木舞打トシ中庭ニーヶ所屋根裏化粧裏板トス屋根ハ桁行正面平入造書齋ノ部分一段高ク棟折トシ湯殿物置大小便所ハ切妻片流れ何レモ棧瓦葺トス正面入口ノ右側中庭ノ部分ハ高塀ヲ以テ街路ヲ限り外側見附腰割圍井上部ハ黒漆喰塗トシ内側ハ腰脊板堅張上部黄色漆喰塗トシ屋根ハ板瓦葺トス其他両側面界壁ハ板杉皮等ニテ不見律ナル仕上ヲナセリ（實測諸圖参照）

第二、建築當初ノ形状

當家屋ハ形式手法ヨリ考フルモ所蔵棟札ヨリ推スモ元禄四年ノ新築ト見ルベキモノニシテ其後書齋ノ増築アリ尚實測ニ當リテ發見セル幾多ノ痕跡及施工ノ方法等ヨリ考フルニ數度ノ修繕ヲ經ル毎ニ細部ニ多少ノ變更ヲ來シ就中明治十年前後ニ於テ大ニ模様替ヲ施サレタルハ現ニ高尾九兵衛氏及本居清造氏等ノ熟知セラル、所ニシテ今移築ト共ニ鈴屋翁當時ノ狀況ニ復舊ヲ試ミントスルニ當リ此等數氏ノ記憶談及痕跡其他各方面ヨリ調査セル結果ニヨリ當初ノ形状ニ關シテ以下項ヲ分チテ其當

初ノ形状ヲ論ジ復舊ノ由來ヲ詳説セントス

- 一 正面入口ハ諸氏ノ談ニ徴スルニ當初開戸ニシテ最近變更セラレタルモノナリト云而シテ現状ヲ調査スルニ當初ノモノト認メラルハ入口脇ノ柱ニ羽目板ノ小穴ヲ存シ楯下端ニモ同ジク羽目板ノ小穴及方立柱ノ柄穴ノ痕アリ即チ當初ハコノ入口左方ニ方立柱アリ柱トノ間ニハ羽目板ヲ嵌入セルコト明白ニシテ此方立ヲ取除キタルト同時ニ雨戸ノ巾ニ添木ヲナシテ引戸ニ改メ別ニ格子戸を加ヘテ今日ニ及ベルモノナリ
- 一 入口土間奥正面ノ二枚建簀戸ハ當初中敷窓ニシテ障子二枚建トシ土間ニ面スル側ニハ竹格子アリシナリコレ當初ノモノト認ムベキ両側ノ柱ニ敷居鴨居ノ仕込穴アリテ其高サモ明瞭ニ格子ノ納り方モ障子溝及敷居幅ニヨリテ明カナルヲ認ム
- 一 土間一隅ナル三角形小椽ハ前項中窓改造ト同時ニ附加セルモノタルハ論ナキ所ニシテ其材料ガ舊靈舎ノ用材タリシヨリ見ルモ更ニ疑ヲ容ルハノ餘地ナキナリ
- 一 土間ト店ノ間トノ界ハ當初板戸四枚ヲ入レ内ニ尚明障子二枚ヲ建テ入レタルモノナレハ敷居鴨居ニ於サル戸摺レニヨリテ明瞭ニ認ムルヲ得ベク入口ノ變更ニ伴ヒ現今ノ如ク板戸二枚ヲ減ゼラレタルモノナリ前二項ト共ニコレ實ニ高尾氏等ノ記憶ニモ新ナル所ナリトス
- 一 店ノ間前面ノ格子ハ現状敷居外ニ直ニ格子戸ヲ嵌込ミタルモ當初ハ出格子ナリシモノ、如ク現ニ其柱ニ出格子框及貫臺輪等ノ柄穴ヲ存シ戸袋ニモ出格子方立柱ノ欠キヲ存スルニヨリテ明ナリタゞ其出幅ノ寸尺ハ知ルニ由ナキモ本居氏ノ説ニ該障子ト出格子トノ間ヲ幼少ノ頃僅ニ通行セラレタル明白ナル記憶アルト一般出格子ノ寸ヨリ考フルトキハ其幅約一尺二寸内外ナリシモノ、如シ該格子モ幸其一枚ノ保存セラレタルアリテ寸法ヨク相當スルヲ見タリ
- 一 表庇腕木桁ハ前項出格子取除ト同時ニ新材ヲ以テ取替ヘタルモノ、如ク腕木下ナル繪様繰ヲ施セル持送板ハ其際新ニ設ケラレタルヤ明ナリト雖中央ノ分ハ前形式ヲ知ルニ由ナク左端戸袋尻隅柱ノ所ニハ腕木下ニ袖柱アリシモノ、如キモ腕木ノ取替ラレタルガ爲メ該袖柱ノ痕跡ヲ失ヒ隅柱ニハ下縁ノ貫穴の如キ痕跡ヲ存スト雖明瞭ナル能ハズ
- 一 店ノ間ニハ板疊壹疊半ヲ入レタルモ當初ハ板疊ナクシテ單ニ六疊タリシハ床板及寄木等ニヨリテ明瞭ナリコレ實ニ表格子ノ部分敷居鴨居ニ柱形ノ痕跡アルト共ニ店舗トシテ使用セラレタルトキニ假ニ改メラレタルモノナルベシトノ高尾氏ノ談ハヨク首肯スベキカ如シ
- 一 中ノ間六疊ト次ノ間四疊トハ當初ハ反對ニ中ノ間四疊ニシテ次ノ間六疊タリシナリ之レ亦痕跡ヨリ明瞭ナルモノニシテ天井ハ尚當初ノモノ現存シテ中ノ間四疊次ノ間六疊トシテ廻縁ヲメグラシ其間仕切トシテ内法鴨居及鴨居以上廻縁トモ壁痕跡ヲ明瞭ニ認ムベキタゞ添板ヲ以テ包ミ置ケルノミ又現在ノ仕切壁ハ當初ノ六疊天井ノ中途ニ取附ケタルニ過キザルヲ以テ此等ヲ取除クトキハ何等變更ノ跡ヲ残サスシテ復舊シ得ベク一点疑ヲ入ルハノ餘地アルナシ尚ホ天井ニ於ケル明取窓ガ最近ノ附加タルガ如キハ一目瞭然タリ

- 一 中ノ間ノ床棚及霊舎モ改造セラレタルモノニシテ當初ハ右方幅一間半ヲ床トシ該床框ハ絢ヤ高クシテ框下ニ建具ヲ入レタルモノ、如ク左方半間ハ地板張ナリシナリ何トナレバ現在床及霊舎天井上ニ於テ當初ノ幅一間半ノ天井ヲ現存シ半間ノ地板張ニモ同様當初ノ天井ヲ存シ床柱ハ現在杉皮付磨丸柱ナルモ當初ハ拇角柱ニシテ天井上ニハ該上部其儘ニ残存セリ即チ當初ノ天井ハ其儘トナシ柱モ下部ヲ切り放チタルマ、トシテ其下方ニ床ノ改造ヲ試ミタルモノナリ尚當初ノ床框及ビ落シ掛ケノ位置及大サハ左側ニ於ケル痕跡ニヨリテ明瞭ナリ
- 一 茶室及水屋ノ部分ハ當初佛間ニシテ三疊ヲ敷キ一方ニ佛壇及押入レノ設アリシナリ之レ又諸氏ノ記憶セラル、所ニシテ現状茶室及水屋天井ノ上部ニ更ニ尚當初佛間ノ天井其儘ニ残存セルヲ見ルナリ即チ佛壇ハ右方ニ在リテ其幅一間トシ左方半間ハ押入タリシガ如ク両脇共當初ヨリ柱ノ残存シテ佛壇框及鴨居痕跡ヲ存シ尚佛壇ノ框柱及棚板等ハヲ檜材用ヒ春慶塗ヲ施セルモノタリシナリ何トナレバ其材料ノ一部柱欄間及壇板等ハ本居氏土蔵内ニ不用古材トシテ残存シ寸尺ヨク相當スルヲ見レバナリ又該佛壇古材ハ其後ノ修繕ニ使用セシモノ少カラズ書齋中窓手摺臺ノ如キハ佛壇ノ柱ヲ使用シ入口土間一隅ノ三角形小椽ノ框ハ佛壇上框ヲ使用シ同椽板ハ佛壇ノ棚板ヲ使用シ該土間正面簀戸ノ敷居ハ佛壇寄框ヲ使用シタル等ニテ寸尺マタ良ク相當リ悉ク此等ヲ集ムレバ缺損シテ不足ヲ告グルモノ僅ニ二三ヲ出デズ當初ノ形状歴然明瞭ナリ即チ疊ニ接シテ寄木上ニ引出シ摺木ヲ入レテ四個ノ引出ヲ設ケ引出上ニハ框ヲ横ヘ框内ニ棚板ヲ張りテ寄框ヲ取付ケ此上ニ蹴込板ヲ嵌込ミ蹴込上ハ更ニ上框ヲ置キ上框内ニハ上棚板ヲ張詰メ側ニハ側柱ヲ建テ、三方壁板張トシ柱上ニハ臺輪ヲ廻ハシテ天井ハ鎧板張トシ上框ノ位置上部天井臺輪下ニハ繪様線ヲナセル欄間ヲ嵌込ミタルナリ又佛壇上ノ此部分ニアリテ残存セル舊天井ハ材料其粗ニシテ古色モ他ト同様ナラズ一見年代ノ相違アルモノ、如キヲ熟視スレバ決シテ年代ノ相違アルニ非ザルヲ知ルベシ蓋シ佛壇上ニ二重天井トナセシモノナルヲ以テ材料ハ粗木ヲ用ヒ従ツテ他ト同様ナル古色ヲ帯ブル能ハザリシニ過キザルモノ、如シ
- 一 階段ノ間ハ當初四疊半敷ナリシナリ現在疊廊下トノ仕切ハ全然茶室ニ改造當初ノ附加ニシテ天井ハ依然トシテ四疊半ノ儘ニ存シ唯敷居鴨居ヲ取設ケテ區劃シタルニ過ギス諸氏ノ言明ト共ニ毫末ヲ疑ヲ容レザルナリ
- 一 奥ノ間ハ當初の儘ニテ變更ノ跡ナシタゞ疊廊下ヨリノ入口ハ前項ト同時ニ施サレタル最近ノ改造ナルハ明ナリト雖當初ノ形状ヲ知ルニ足ルベキ明瞭ナル痕跡ヲ殘サズ椽モ亦變更ナキモノナルガ椽先鴨居ハ元障子溝ノ設ケナキ無目ナリシハ柱ニ於ケル仕口ニヨリテ明ニ見ルヲ得ベク全ク後世ニ至リ敷居鴨居ニ溝ヲ設ケタルモノ、如シ
- 一 奥ノ間椽ノ左方ニ當初ハ上便所ノ設アリシモノナランモ今其痕跡ヲ留メズ之レ春庭翁ノ時此部分ヨリ通ズル數室ヲ新築セラレタルニ當リ取毀チ去ラレタルモノニ他ナラズ

- 一 階段ノ間ノ右方通庭ヲ隔テ、三疊ノ間ノ押入ハ當初ハ中庭ノ側ニ取設ケラレタルモノニシテ柱及天井梁ニ存スル痕跡ト諸氏ノ談トニ徴シテ明瞭ナリ蓋シ最近各部改造ヲ試ミタル際中庭ヨリ通庭ニ通スル入口ヲ改造シ同時ニ押入ノ位置ヲ變更シ押入アリシ位置ニ中庭ニ面シテ新ニ中敷窓ヲ設ケラレタルモノナリ該入口ハ改造タル明ナリト雖其舊形ヲ知ニ足ルベキ證據ヲ留メズ
- 一 前項三疊及通庭上ノ踏天井ナルハ當初低キニ階ヲ物置トナセシモノ、如ク土間ヨリ隨時梯子ヲ架シテ昇降セシモノタルハ疑ヲ容レズ之レ即現在書齋ノ位置タリ
- 一 臺所及土間共當初ノ儘ニテ變更ナキモノ、如シ唯ダ竈流シ棚及薪入等ノ位置ハ時ニ移動ヲ免レザルモノナレバ多少ノ變更ナキヲ保シ難シ
- 一 臺所ノ奥方壹間ノ板間ノ位置ガ元湯殿ニシテ最近現位置ニ移サレタリトスルハ諸氏ノ説ノ一致スルトコロニシテ能ク其大体ヲ知ルニ足ルベシト雖此部分ニ於ケル柱框等總テ取替ヘラレーモ當時ノ古材ヲ留メズ僅ニ元ノ開戸ノ現ニ流シ及竈ノ界ニ袖垣ノ如ク取付ケテルモノ一ヲ存スルアルノミ蓋シ湯殿附近ノ材料ノ漸ク腐朽シテ變更ニ際シ取替ラレタルハ全ク已ムヲ得ザリシナリ
- 一 物置及大小便所ハ近火ノ際取毀タレタルコトアリト稱セラル現在建物ハ諸古材ヲ以テ改造セラレタルモノニシテ全ク不規律ナル臨機ノ構造ニ過ギズ從ツテ當初ノ形状等詳カニ論斷スル能ハズ
- 一 正面右側高塀ハ依然當初ノ形状ヲ存スルモノ、如シ

第三、書齋ノ増設

當家屋當初ノ形状ハ已ニ前節ニ於テ論ジタルガ如クナルガタゞ鈴屋翁ノ時ニ物置ヲ變更シテ書齋トセラレタルアリコレ即チ鈴屋ニシテ現ニ當家屋中主要ノ地ヲ占ムルモノナルヲ以テ其變更等ニ就キ以下尚ホ少シク解説スルトコロナカルベカラズ

- 一 階段ノ間ハ當初四疊半ナリシヲ書齋増設ト共ニ其壹疊ヲ板間トシ板間上ニ八級ノ階段ヲ設ケ書齋ニ達セシム階ハ壹種奇異ナル構造ニシテ全部幅壹様ナラズ又下部三級ハ取外シ箱形トシ背面ヨリ紙屑入レニ使用シ其他側面ヨリ棚等トシテ使用スベカラシム
- 一 書齋ハ四疊半ニシテ通庭及三疊ノ間ノ上部元物置ナリシヲ模様替セルモノナリ即チ舊床板上ニ更ニ床張ヲナシテ二重床トシ屋根ハ元前部ハ低キ平家建ナリシヲ以テ柱ヲ建テ、本屋屋根揃ノ高サトシ右側通りハ社頭ニ繼足ヲナシ背面臺所土間上ノ部分ハ元棟木ナリシヲ以テ棟木上ニ短柱ヲ建テ、外圍ヲ構架シ更ニ内部ニ片蓋柱ヲ取付ケテ内部ノ組建ヲナセルモノナリ其形状前章第一項ニ於テ記述セルガ如ク増築以來變更ヲ加フルコトナクシテ今日ニ及ベリタゞ壁上塗ハ清造氏ノ談ニヨレバ元眞土塗ナリシヲ健亭氏ノ時山室山ヲ以テ塗替ヘタルモノナリト云フ之レ形式上ヨリ見ルモ首肯スベキ説ニシテ現在上塗一部ヲ削リテ調査スルニ明ニ前眞土壁ノ表面ニ更ニ山室土ヲ以テ上塗ヲナセシモノタルヲ認ムルナリ

- 一 前面中敷窓雨戸外現在ノ手摺ハ増設當時ノモノニアラズシテ其後ノ附加物タルヤ明ナリ高尾氏等ノ談ニヨルモ兒童ニ危険ナリトシテ後ニ附加セラレタルニ過ギス其手摺臺ハ佛壇ノ古材ヲ以テシ手摺ハ他ノ古材ヲ以テ造ラレタルヨリ考フルモ増設當時ノモノニアラサルハ言フ俟タザルナリ
- 一 内部正面窓様ノ小ナル棚ハ元小窓ニシテ窓先ニハ竹格子ノ設ケアリシナリ之レ同所ノ棚板及天井板ニ共ニ竹格子ノ痕跡ヲ存スルヲ以テ明瞭ナリ其小戸棚ノ如クシテ而モ小襖ニ非ズ障子ヲ用ヒラレタルモ初メテ首肯スルヲ得ベシトス然ルニ書齋増設後ニ至リ隣家改築ノ事アリ其屋蓋ヲ高メラレタルヲ以テ窓先ハ隣家ノ側壁ニ接スルコト、ナリテ其用ヲナサズ已ムヲ得ズ竹格子ヲ除キテ板張トナサレ棚ノ形ト變シタルモノナリ

工事ノ經過

第一、移築ニ際シ形状ノ復舊

當家屋書齋増設當時ノ形状ニ関シテハ前章已ニ詳述セル如クナルヲ以テ家屋ヲ舉ゲテ新敷地ニ移築スルニ當リ舊形ノ明瞭ナルモノハ一々其痕跡ニ就テ周到ナル注意ヲ以テ復舊ヲナシ假令變更ノ跡明カナルモ舊形明瞭ヲ缺クモノハ在來ノ儘ニ存置スルコト、セリ即チ復舊ヲナシタル個所ヲ列擧スレバ左ノ如シ

- 一、正面入口ノ左脇ニ方立柱ヲ設ケ方立柱ト柱トノ間ヲ羽目板張トシ格子戸ヲ除キ雨戸ハ内開トセリ
- 二、入口土間ノ一隅ナル三角形ノ椽ヲ取除キ正面ノ簀戸ヲシテ中敷窓竹格子トセリ
- 三、店ノ間ノ板畳ヲ廢シテ六疊トナシ土間トノ界ヲ板戸四枚及ビ明障子二枚建トセリ
- 四、店ノ間表側格子ヲ改メテ出格子トナセリ
- 五、中ノ間ヲ四疊トシ天窗ヲ廢シ床ヲ壹間半トシ床框下ヲ鏡戸四枚建トシ半間ヲ地板張トナセリ
- 六、次ノ間ヲ六疊トシ間仕切鴨居上ノ欄間ヲ取除キタリ
- 七、茶室及水屋等ヲ廢シテ佛間三疊敷トシ壹間ノ佛壇及半間ノ押入ニ改メタリ
- 八、疊廊下ヲ廢シ階段ノ間ヲ三疊半板間半坪トセリ
- 九、奥ノ間椽先ノ鴨居ハ在來ノ儘トシ敷居ハ腐朽セルニヨリ新材ヲ以テ取替ヘ障子溝ヲ設ケズ
- 十、臺所奥ノ間ノ板間ヲ廢シ湯殿ヲ移セリ
- 十一、庭三疊ノ間ノ押入ヲ移轉シ中庭ニ面スル中敷窓ヲ廢セリ
- 十二、階上書齋窓様ノ棚ノ奥ノ壁板ヲ取除キテ竹格子ヲ設ケタリ
- 十三、書齋中庭ニ面スル中敷窓ノ手摺ヲ取除キタリ
- 十四、書齋壁上塗ヲ眞土壁仕上トセリ
- 十五、裏口外物置便所等ノ部分ハ湯殿ヲ移シ去リタルヲ以テ桁行ヲ短縮セリ
- 十六、外側圍ハ現状大部ハ杉皮張ニシテ所々ニ板ノ古圍ヲ取付ケタルモノナリシヲ以テ移築ニ際シテハ腰一間通りハ全部豎板張目板打トシ上部ハ杉皮張トナセリ（第十九圖参照）

第二、 移築工事実施

移築工事ノ實施トシテハ明治四十一年十二月廿七日ヲ以テ建物現状ノ詳細ナル實測ニ着手シ爾來各部ノ調査ヲ進メ翌四十二年二月ヲ以テ初メテ解放ニ着手シ其材料ハ漸時新敷地建築場ニ運搬シ書齋ノ材料其他重要ナル諸材料ハ特ニ適當ノ保護ヲ加ヘ一時本居氏倉庫内ニ保管ヲ依托スルコト、セリ同時ニ解放セル材料ニシテ再度使用ニ堪フベキモノハ手入レ繕ヒヲ充分ニナシ取替ヲ要スルモノハ新材ヲ購入シテ在來ノ形状寸法ニ倣ヒテ施工ヲ進メ同年五月上旬ニ至リ須屋根及足代ノ掛渡シニ着手シ引續キ地形工事ヲ施工シ五月十四日土臺ノ据付ヲナシ順次建方ニ着手シ同年十月三日ヲ以テ雜作ノ畧終了ヲ告ゲ是ヨリ建具ノ完全ナル修補其他ノ殘工事ヲ施工シ同年十二月下旬ニ至リ移築全部ノ完成ヲ見ルニ至レリ而シテ此實施ニ當リ床組及小屋組等ノ見エ隠レノ部分ニシテ構造ノ方法宜シキヲ得ズ保存上不適當ト認メタルモノハ便宜補加シテ構造ノ堅牢ヲ期セリ即チ床組ニ於テハ間仕切全体ニ足堅メテ指シ廻シテ柱脚ヲ堅牢ナラシメ小屋組ニアリテハ前部天井上ニ繫梁ヲ増加シ次ノ間天井上及奥ノ間臺所間ノ界壁上トニ梁挾ヲ補加シ階上書齋天井上中央ニ壹梁ヲ加ヘ尚ホ本屋ニ母屋數條ヲ増加シ兩側柱頭内側ニハ登合掌ヲ加ヘ鐵物ヲ以テ緊結シ其他小屋内要所ニ筋違ヲ取付ケ野木舞を廢シテ裏板張トナセルノ類是なり

第三、 附属高塀ノ新築

在來敷地ニアリテ中庭ノ東南面ハ隣家ノ壁ニテ限ラレタリシモノナルヲ以テ移築ニ際シテハ此部分ニ新ニ高塀ヲ設クルノ必要アリ而シテ書齋ヨリ中庭ヲ瞰下スルニ當リ普通ノ高塀ナランニハ在來ト全ク趣ヲ異ニスルノ憾ナキ能ハザルベキヲ以テ諸般研究ノ結果鈴屋増設當時ニ於ケル隣家屋蓋ノ高サヲ調査シ之レニ倣ヒテ隣家側面トモ見ルベキ傾斜セル高塀ヲ建設スルコト、セリ鈴屋増設當時ノ隣家屋蓋ガ現在ノ如ク高カラザリシハ已ニ小窓ノ部分ニ於テ論述セルガ如シ而シテ其當時ノ高サニ就テハ實測ノ結果其痕跡等ニヨリテ隣家屋蓋ノ位置ヲ定メ併セテ柵ニ非ズシテ小窓タリシヲモ更ニ確認スルコトヲ得タリ（第十五圖参照）

即チ鈴屋左側面ノ杉皮圍ハ現在隣家屋蓋ニ對シテハ其用ナキモノナレバコレ全鈴屋増設ト同時即チ鈴屋ガ隣家屋蓋ヨリ高カリシ時ニナレルモノニシテ當時ノ隣家屋蓋瓦上端ニ仕合せモノナラザルベカラズ其後隣家改築ノ際ニモ幸ニ該圍ヒヲ取除クコトナクシテ直チニ建方ヲナセシガ爲メ其儘存シテ今日ニ及ベルナリ尚外面ノ壁ハ該杉皮圍存在ノ個所ニノミ荒塗ヲ施シ圍以下ノ部分ハ竹木舞ノ儘トシ内側ヨリノ片壁ナリシヲ見ルベク諸般ノ点ヨリ證據充分ニシテ當時隣家屋蓋ノ位置ハ明瞭トナレリタゞ其當時隣家棟ノ位置ハ詳カナラズト雖前面ハ道路ヨリ約三尺内外ヲ入りテ正面側柱ノ位置トナルベク家屋ノ前後ノ軒高ヲ同一ナルモノト假定スルトキハ該隣家棟ノ位置ハ書齋前側柱ヨリ前方約三尺内外ノ部分ニ在リシモノ、如シ故ニ新築高塀ハ右測定ニ準ジテ其高サヲ減ジ書齋前側柱ヨリ舊勾配ノ緩ナル片卸シノ形状トシテ實施セルモノナリ

第四、在來敷地ノ修築

家屋ヲ移築シタル後ノ舊敷地ニハ礎石及中庭ヲ保存スルコト、ナセルヲ以テ先ヅ在來正面入口ノ部分ニ表門ヲ建設シ其左方建物外側及高塀ノ位置ニ沿ヒテ透高塀ヲ設ケ両側ノ境界ニハ板塀ヲ取設ケ建物跡周圍ニハ葛石ヲ廻ラシ葛石内舊建物下ハ全部砂利敷トナセリ在來礎石ハ一見シテ其位置ヲ見得ベキガ如クセント欲シタルモ如何セン敷地周圍ニ比シテ高カラズ若シ之ヲ現ハサントセバ悉ク周圍ノ地盤ヲ削リテ低下セシムルノ他ナカリシヲ以テ已ムナク其儘手ヲ加ヘズシテ全部砂利ヲ以テ敷キ均スコト、ナセルナリ

附属工事

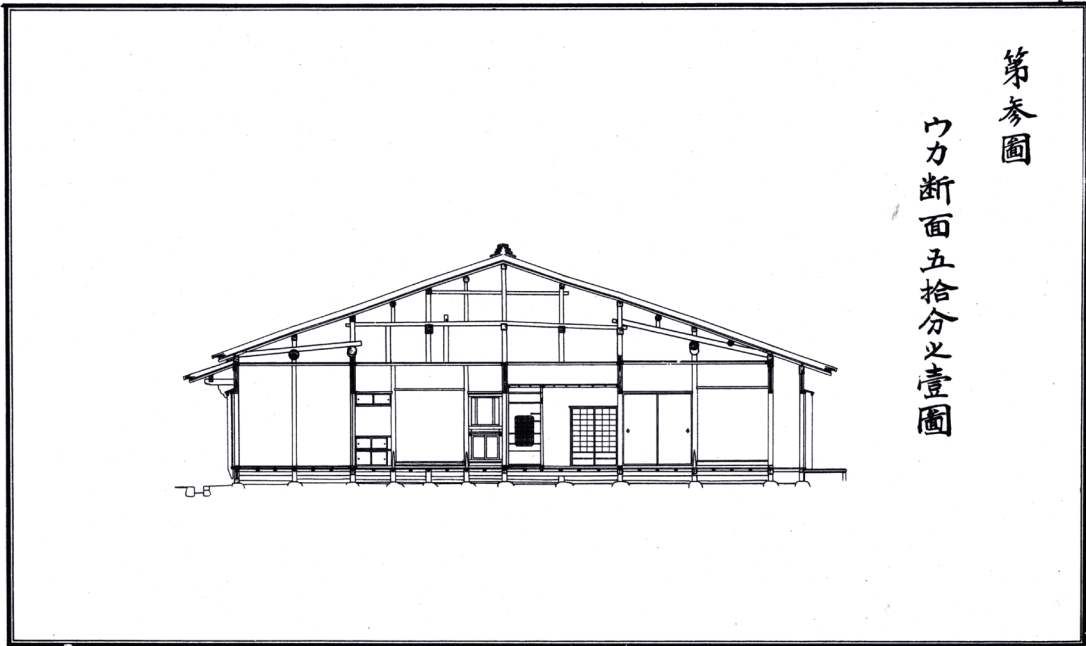
移築セル新敷地ハ公園ノ中腹ニ位シ面積約九百坪東南ハ遠ク開キテ眺望ニ富ミ西北ハ高サ數間ノ石垣ヲ負ヒ東北ハ道路ニ界セリ其配置トシテハ先ヅ道路ニ接スル東北ノ中央部ニ拾貳級ノ石階ヲ設ケ北隅ニ到リテ敷地ト道路ト同高ナル部分ニ通用口ヲ設ケ東北及東南ノ敷地境界石垣上ニハ土壘ヲ築キテ芝張ヲナシ尚ホ東南ニハ土壘上ニ生垣ヲ設ケ石階ヲ昇レバ正面ニ表門ヲ建設シ移築家屋ハ其方向ヲシテ在來トハ差異ナカラシムル必要上敷地ノ西方ニ置キ事務所ハ敷地ノ北方ニ配置シテ東南ヲ正面トシ倉庫ハ事務所ト移築家屋トノ間ニ建設シ更ニ萬一ノ虞ニ備ヘタゞ渡廊下ニヨリテ事務所ニ通ゼシメ此等諸建物ノ東南一帶ハ前庭トセリ其他事務所ト移築家屋トノ間ニハ透塀ヲ以テ前庭ト内庭トヲ區劃シ家屋前ハ在來魚町ノ如キ觀アルヲ欲スルヲ以テ幅稍同様ナル道路ノ形トシ此ノ街路ト前庭トノ界ニハ木柵及柵門ヲ設ケ家屋西北及敷地西隅一部石垣ノ間ニ各板塀ヲ設ケ中庭仕切トシテハ在來ノ形状ニ倣ヒタル板塀トナシ其左方ハ生垣トシ事務所左側ノ道路ニ面スル部分ニハ高塀ヲ設ケ表門左右ノ木柵ト連續シテ敷地ノ内外ヲ區劃スルコト、セリ

以上章ヲ分チテ聊カ工事ノ概要ヲ記載セリ移築家屋ハ建設以來幾多ノ修補變更ヲ經タルガ爲メ其内部ニ於テハ當初ノ形状ト全然趣ヲ異ニセシ部分モ少ナカラザリシガ幸ニシテ幾多痕跡ノ動カスベカラザルモノアリテ大部分悉ク復舊スルコトヲ得タリ以テ大體ニ於テ鈴屋増設當時ノ舊態ニ復セルモノト信ズ若シ夫レ保存事業トシテハ位置ノ變更ニ幾分ノ遺憾ナキ能ハサルカ如シト雖移築ノ爲メニ類焼ノ虞ヲ除キ且ツ山腹乾燥ノ地ハヨク其保存ニ適シ舊敷地モ礎石以下依然トシテ舊ノ如ク確實ナルヲ得ベキヲ以テ反ツテヨク保存ノ實ヲ擧グルモノト云フベシ孰ンゾ幽冥ノ中鈴屋翁ノ威靈ノ助クルアリテ復舊ト保存トヲ全ウスルヲ得セシムルニアラザルナキヲ知ランヤ以テ工事概要ノ終トナス

鈴迺舎移築工事圖面目錄

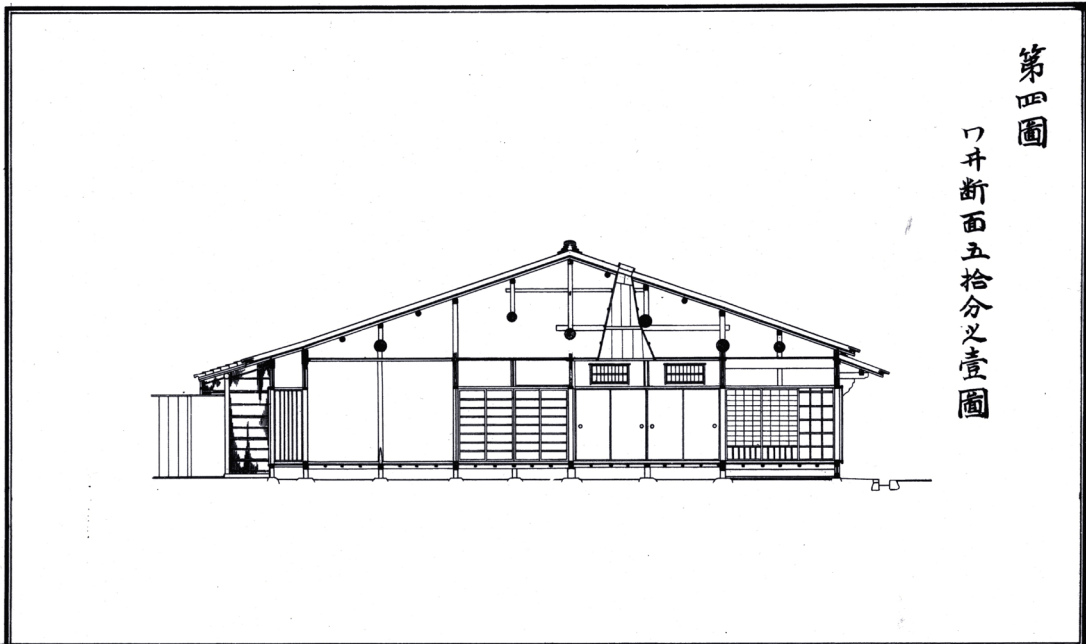
第一號	鈴迺舎平面實測圖	五十分ノ一
第二號	鈴屋建面實測區分圖	五十分ノ一
第三號	ウカ 断面實測圖	五十分ノ一
第四號	ワ井 断面實測圖	五十分ノ一
第五號	イオ 断面實測圖	五十分ノ一
第六號	ヲル 断面實測圖	五十分ノ一
第七號	ヌク 断面實測圖	五十分ノ一
第八號	ハナ及レチ 断面實測圖	五十分ノ一
第九號	子ニ 断面實測圖	五十分ノ一
第十號	ツホ 断面實測圖	五十分ノ一
第十一號	ヘソ 断面實測圖	五十分ノ一
第十二號	リタ 正面實測圖	五十分ノ一
第十三號	ラロ 背面實測圖	五十分ノ一
第十四號	ヨム 側面實測圖	五十分ノ一
第十五號	イト 側面實測圖	五十分ノ一
第十六號	天井及化粧屋根裏見上ゲ實測圖	五十分ノ一
第十七號	階上書齋天井及階下舊天井見上ゲ實測圖	五十分ノ一
第十八號	小屋組及階上書齋平面實測圖	五十分ノ一
第十九號	鈴屋落成平面圖	五十分ノ一
第二十號	鈴屋落成断面圖	五十分ノ一
第二十一號	鈴屋落成正面圖	五十分ノ一
第二十二號	鈴屋落成背面圖	五十分ノ一
第二十三號	鈴屋落成右側面圖	五十分ノ一
第二十四號	鈴屋落成左側面圖	五十分ノ一
第二十五號	鈴屋落成天井及化粧屋根裏見上ゲ圖	五十分ノ一
第二十六號	鈴屋移築配置平面圖	二百分ノ一
第二十七號	鈴屋舊敷地平面圖	五十分ノ一

以上



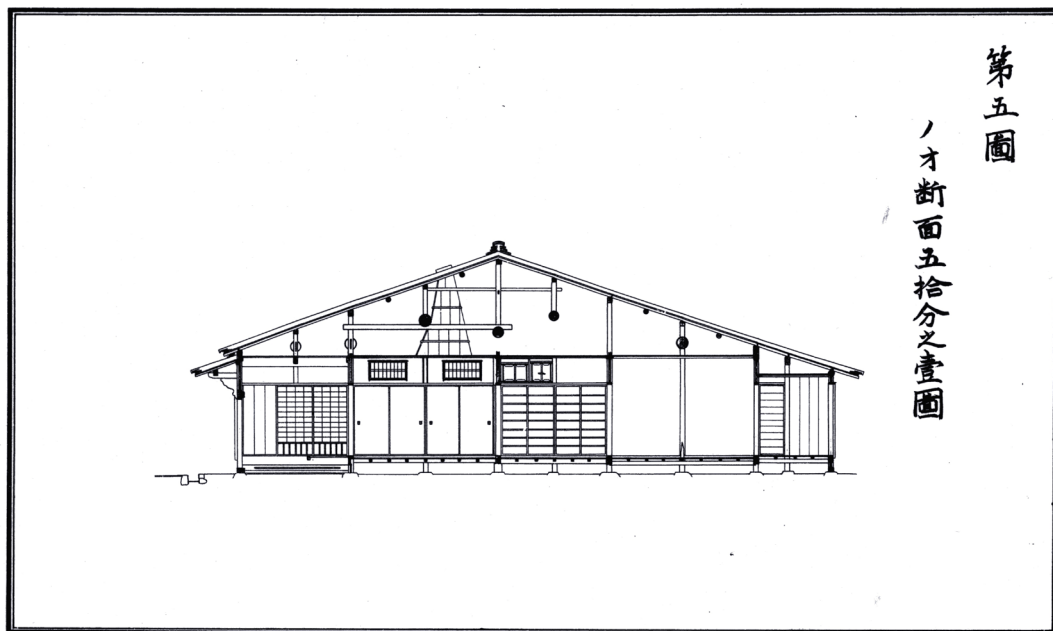
第参圖

1/10断面五拾分の一圖

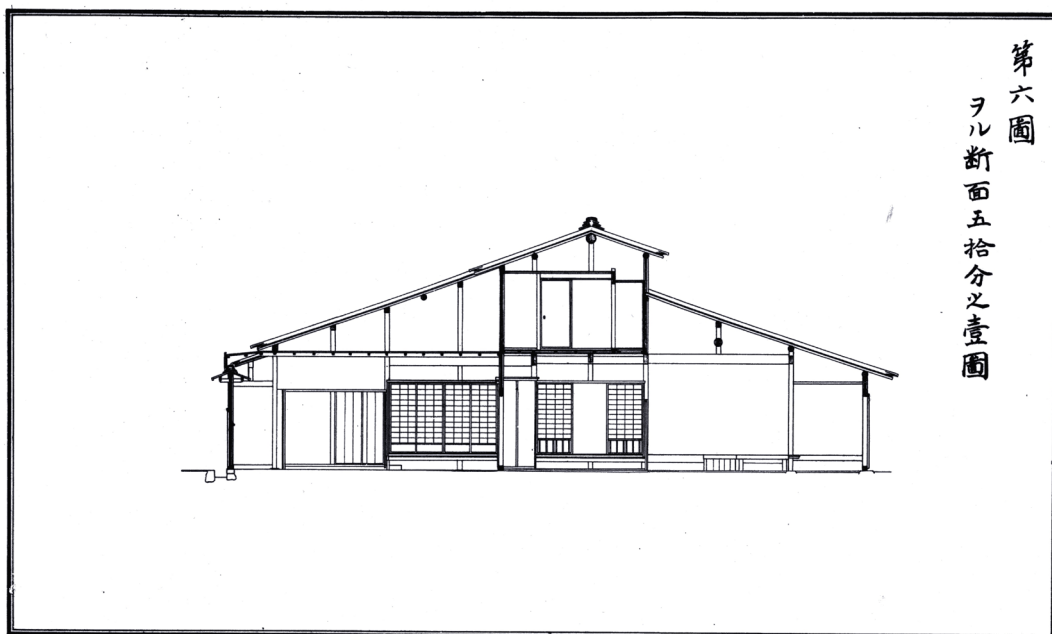


第四圖

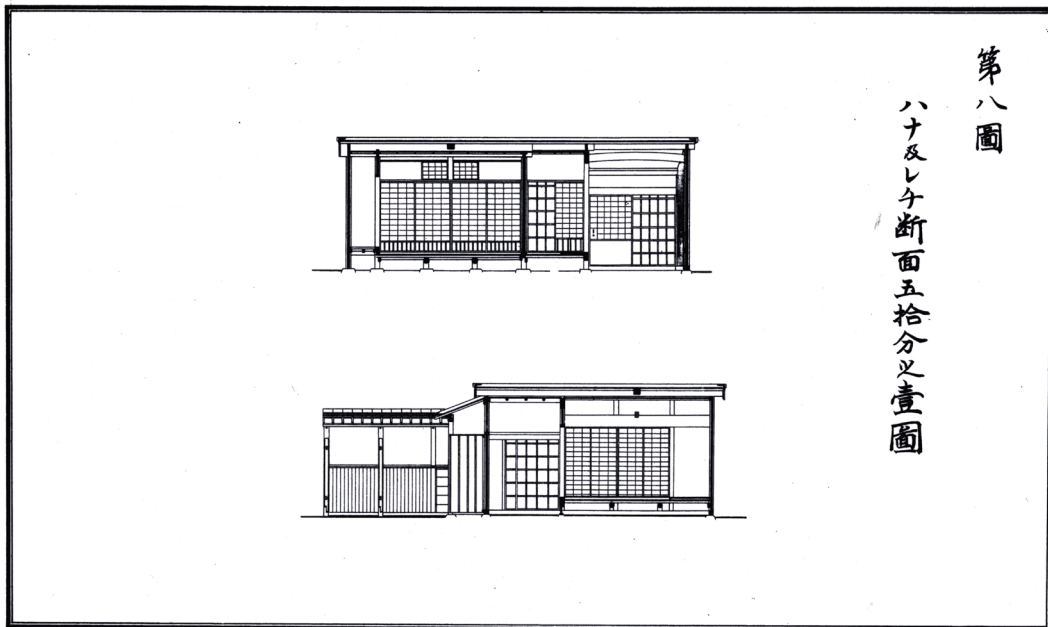
1/10断面五拾分の一圖

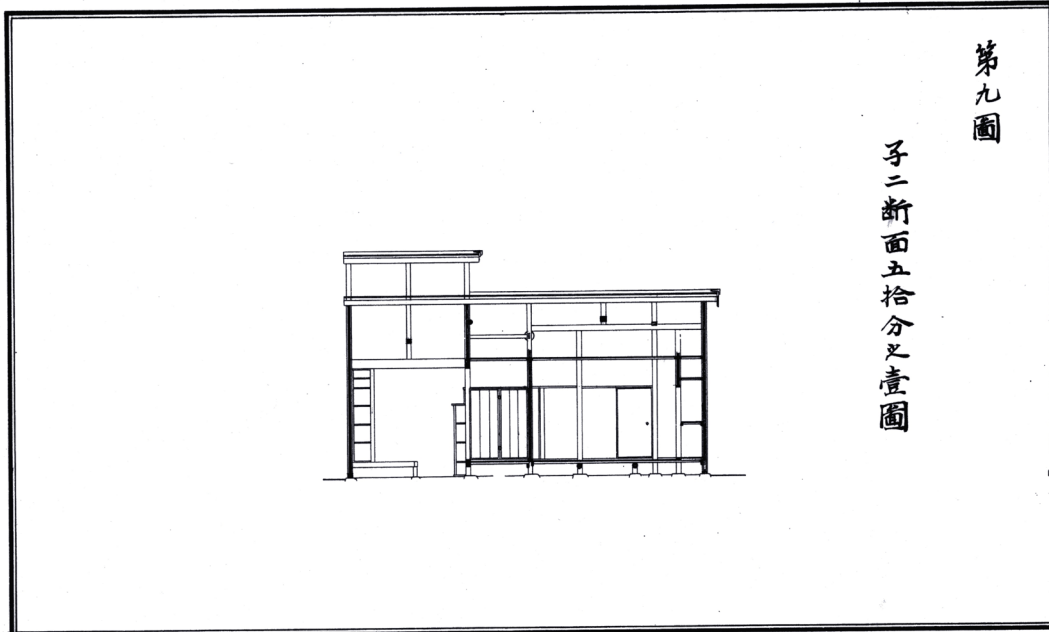


第五圖
ノ才断面五拾分之壹圖



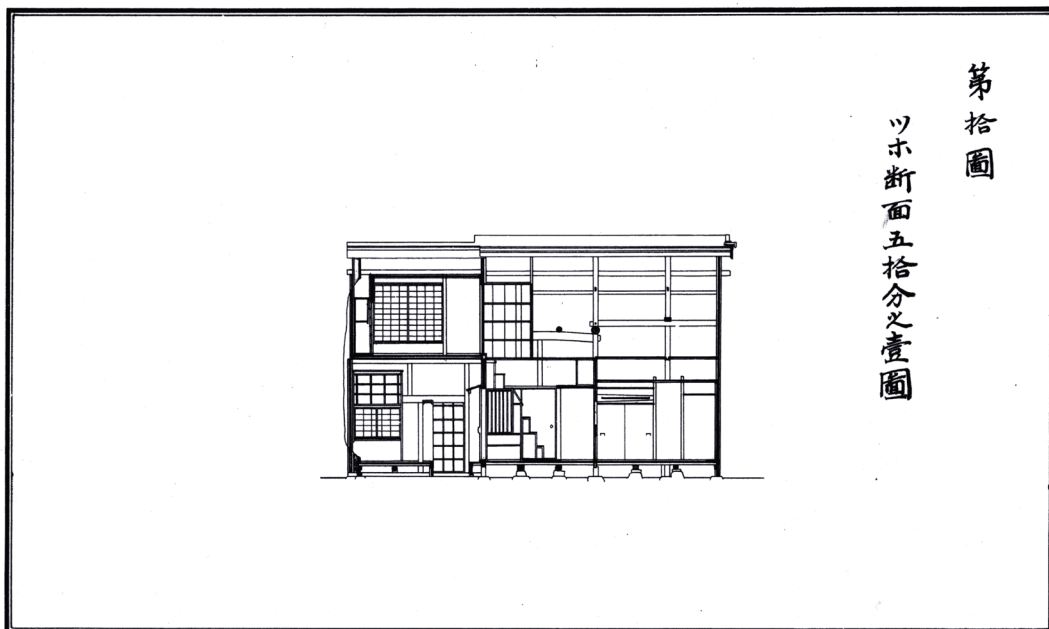
第六圖
ヲル断面五拾分之壹圖





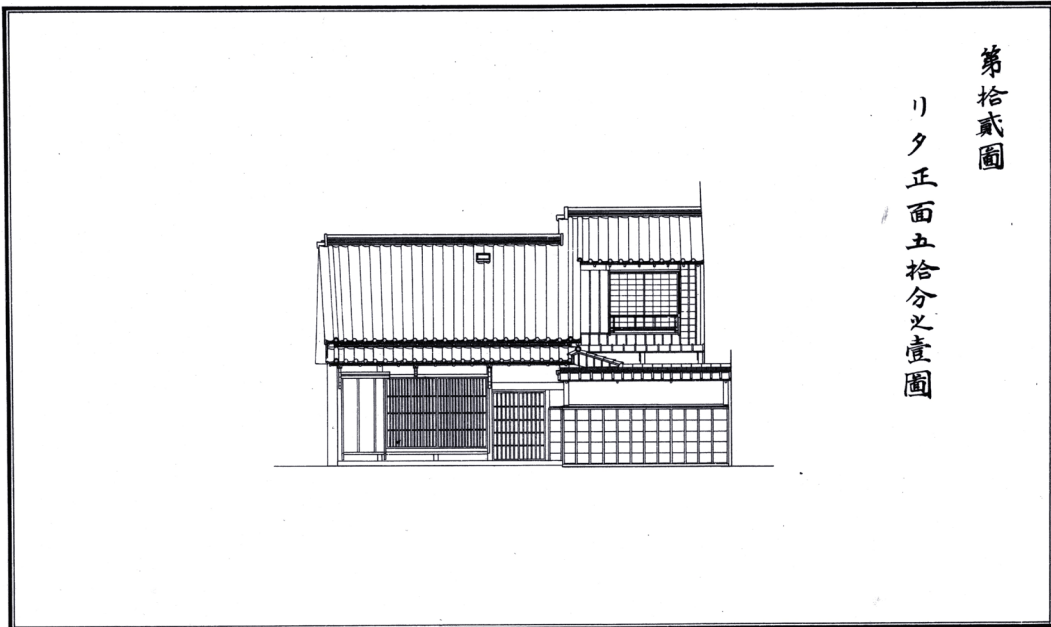
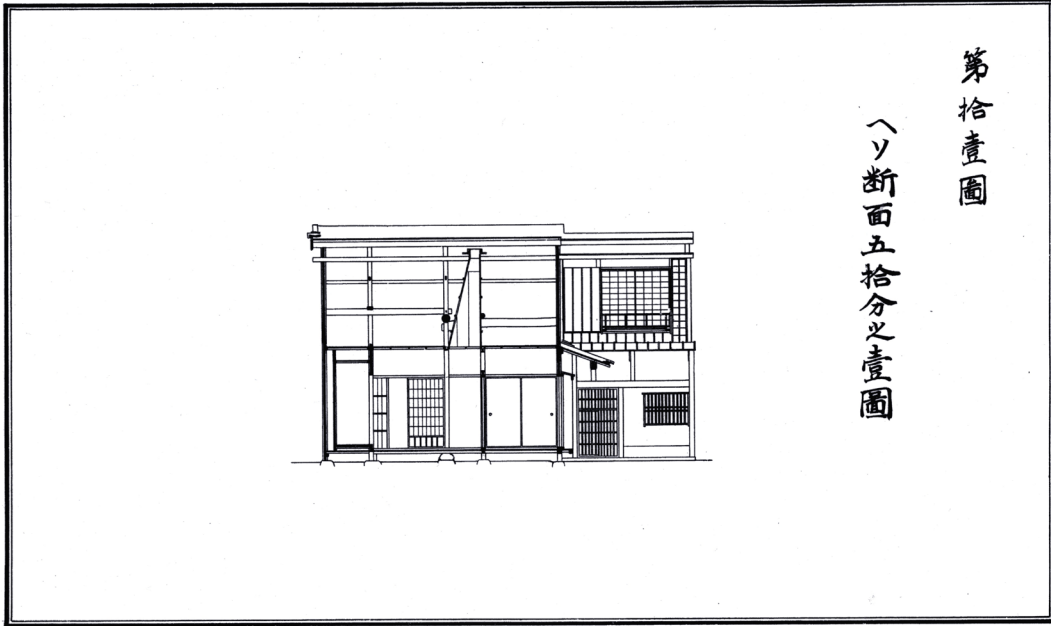
第九圖

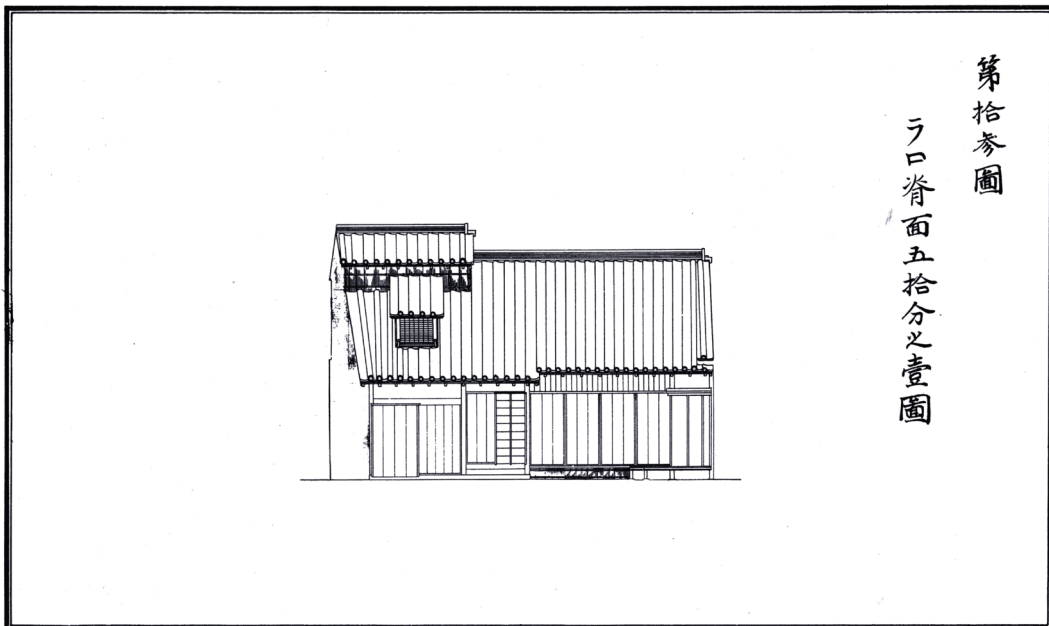
子二断面五拾分一壹圖



第十圖

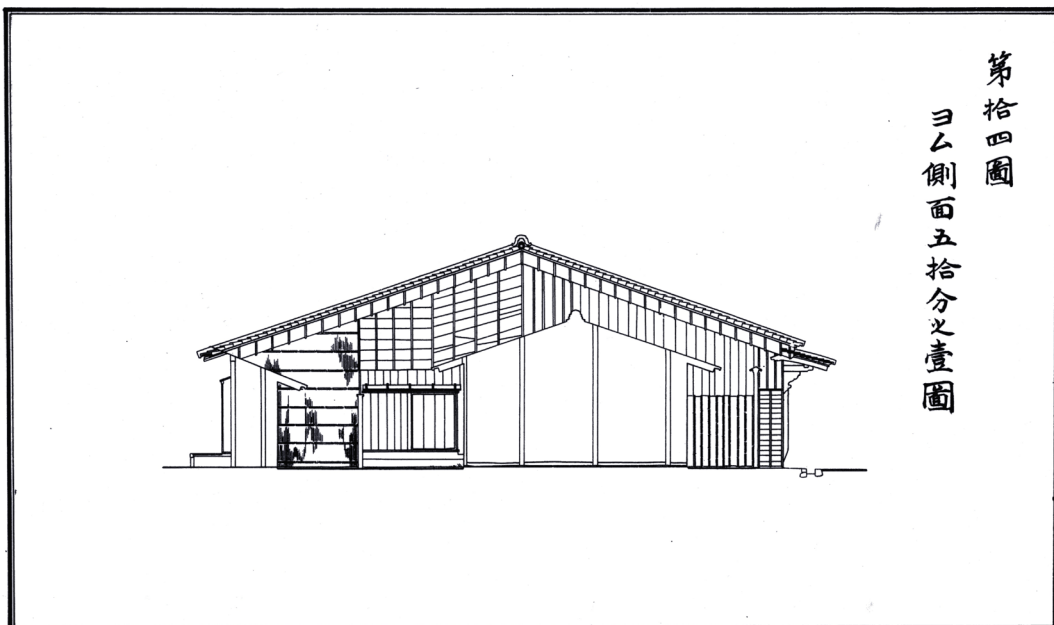
子一断面五拾分一壹圖





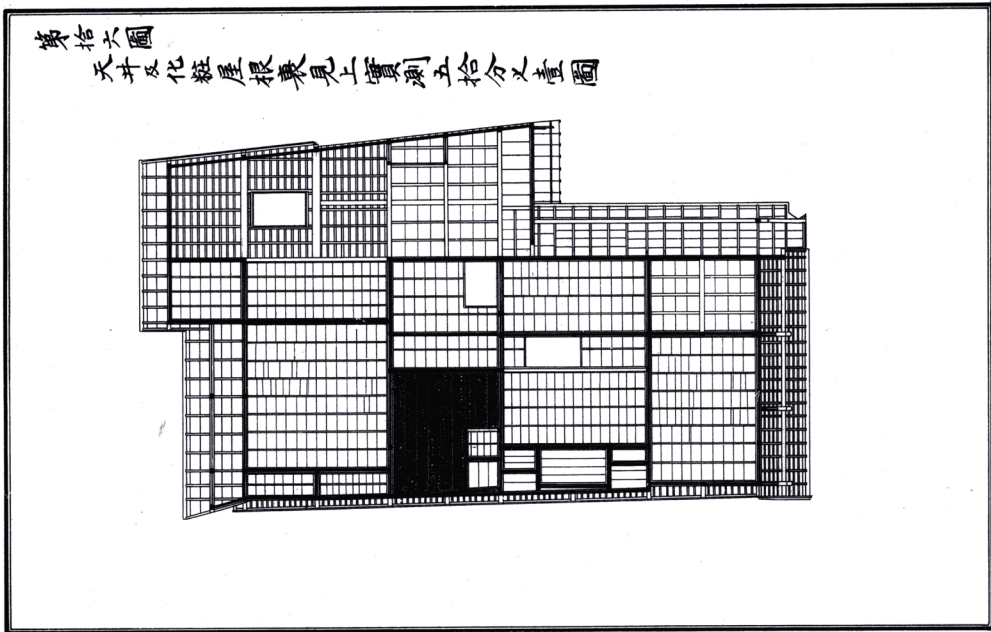
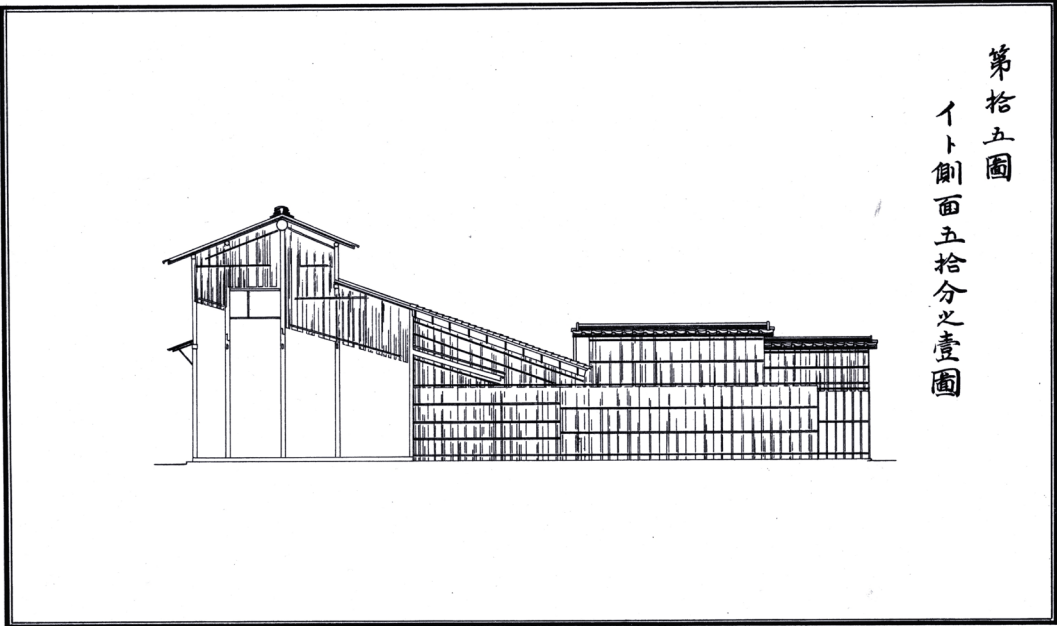
第拾參圖

ヲ口脊面五拾分之壹圖



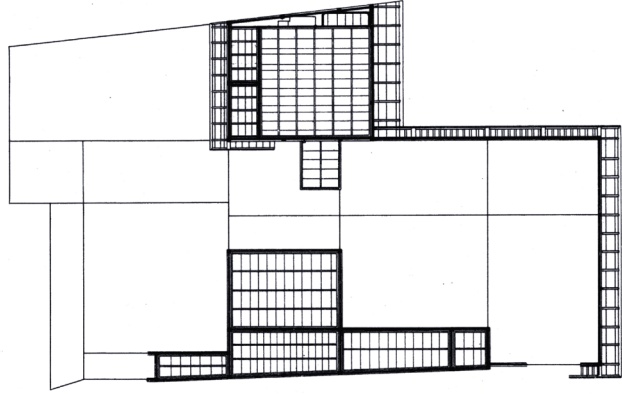
第拾四圖

ヨム側面五拾分之壹圖



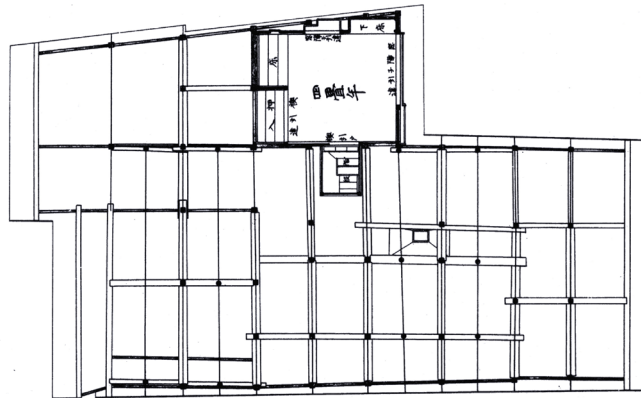
第拾七圖

階上書齋天井及階下舊天井見上實測五拾分一壹圖



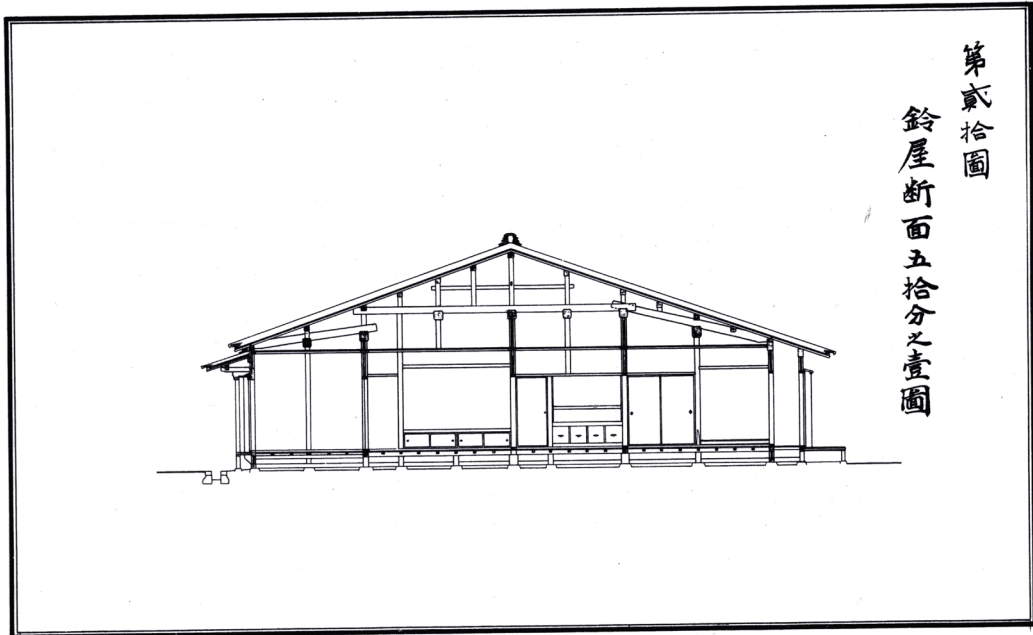
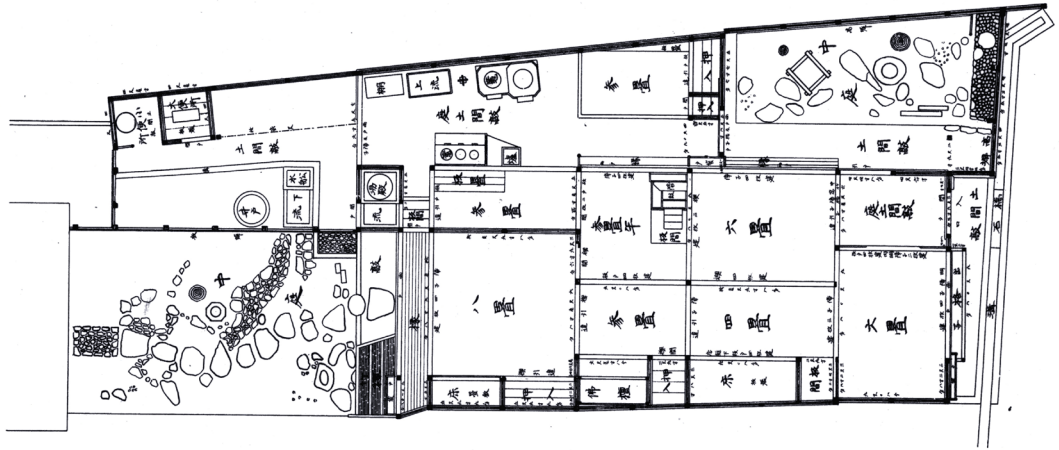
第拾八圖

小屋組及階上書齋平面實測五拾分一壹圖

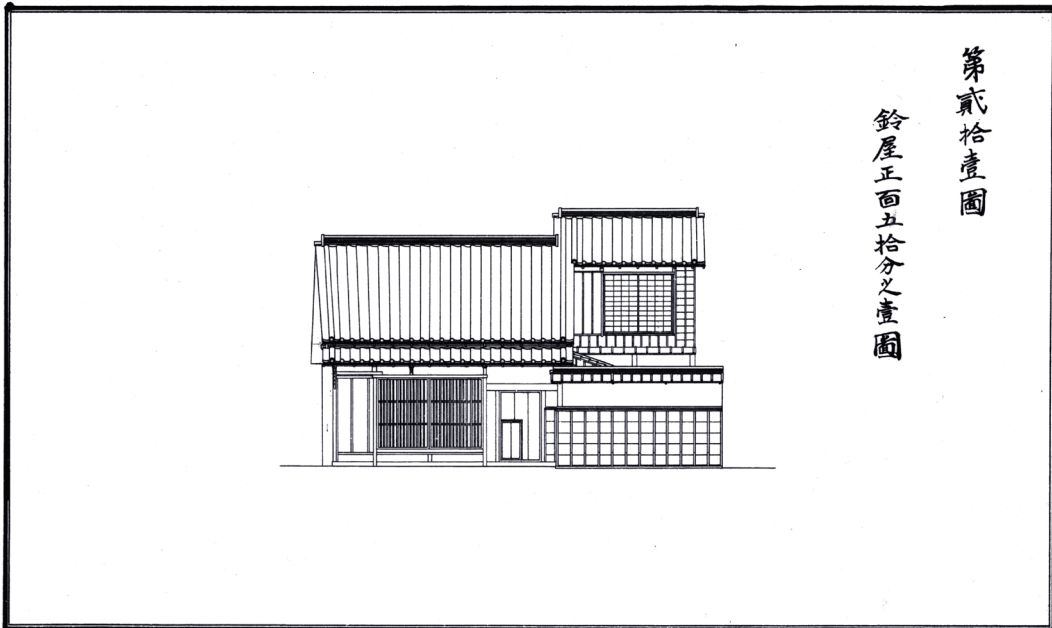


第拾九圖

鈴屋平面五拾分之壹圖

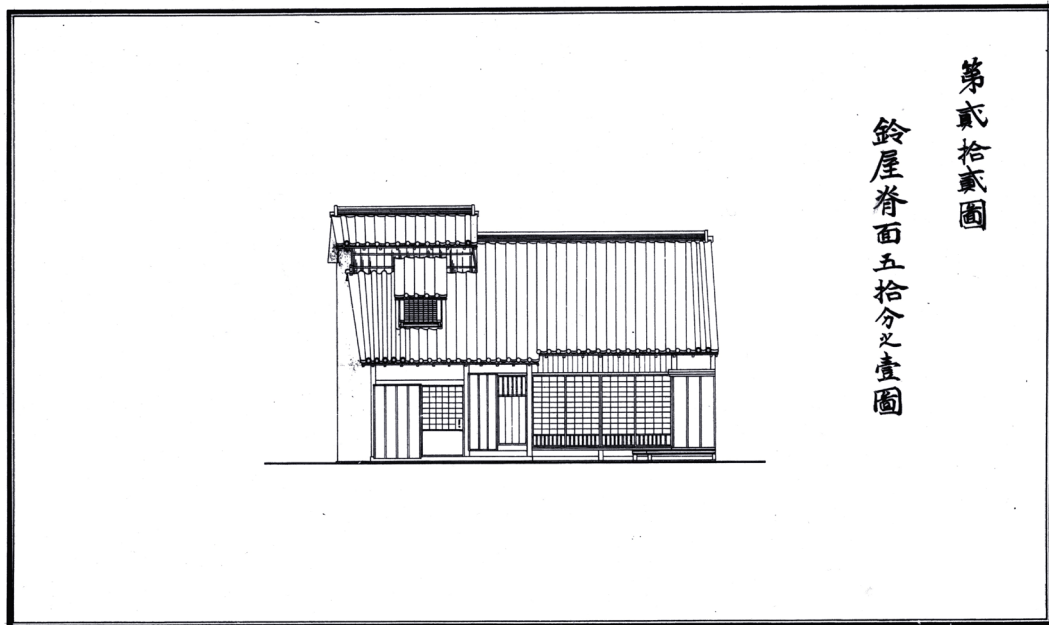


第貳拾圖
鈴屋断面五拾分之壹圖



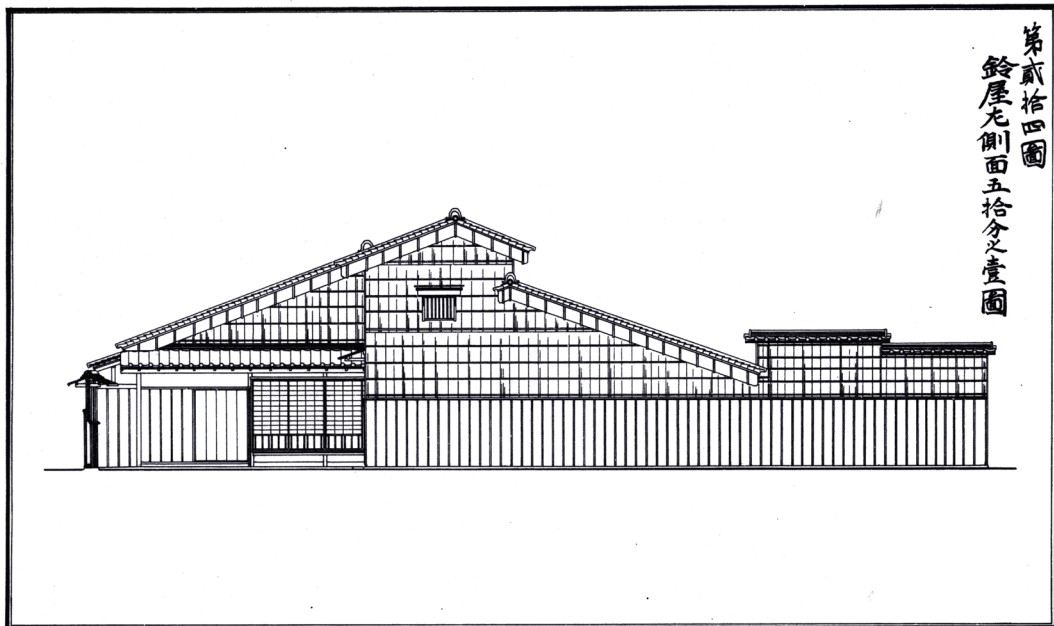
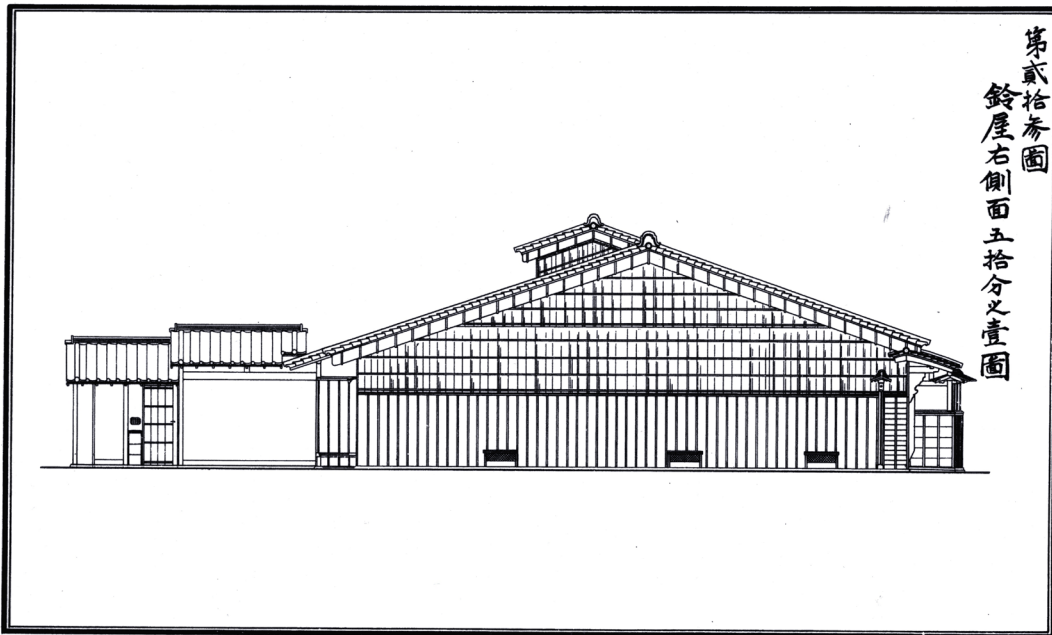
第貳拾壹圖

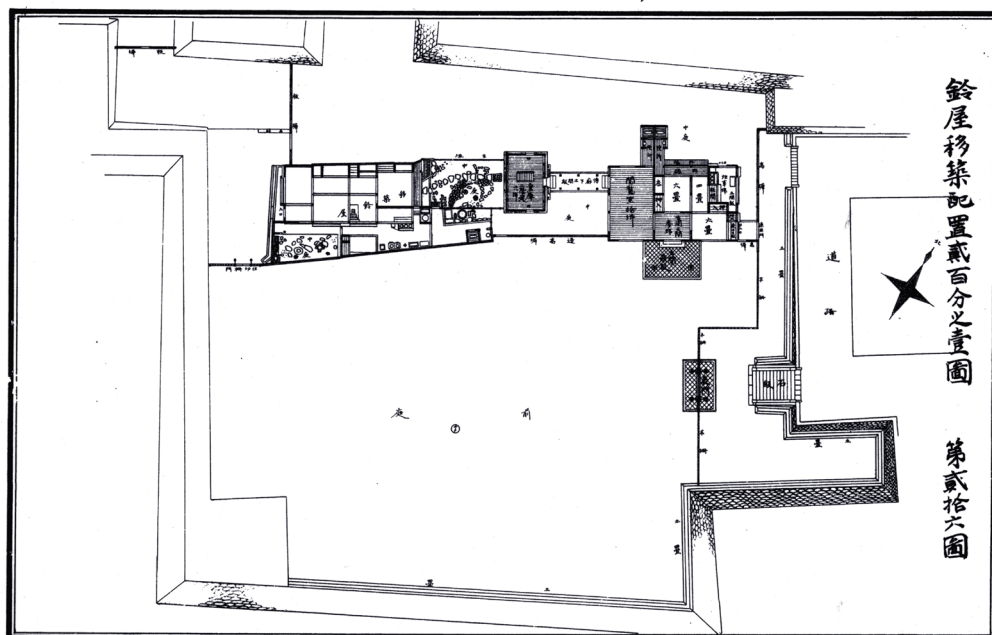
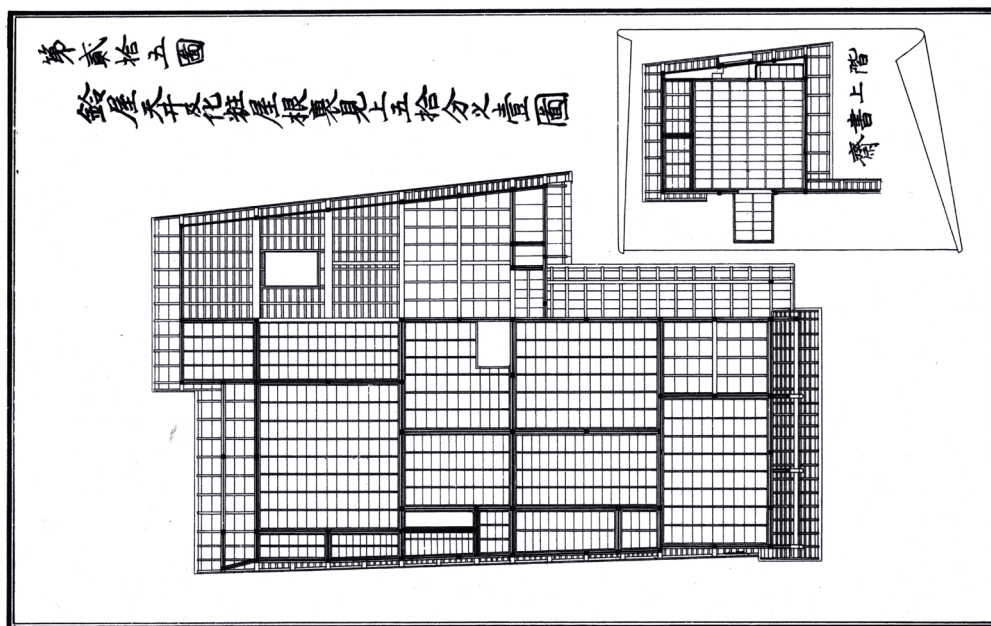
鈴屋正面五拾分之二壹圖

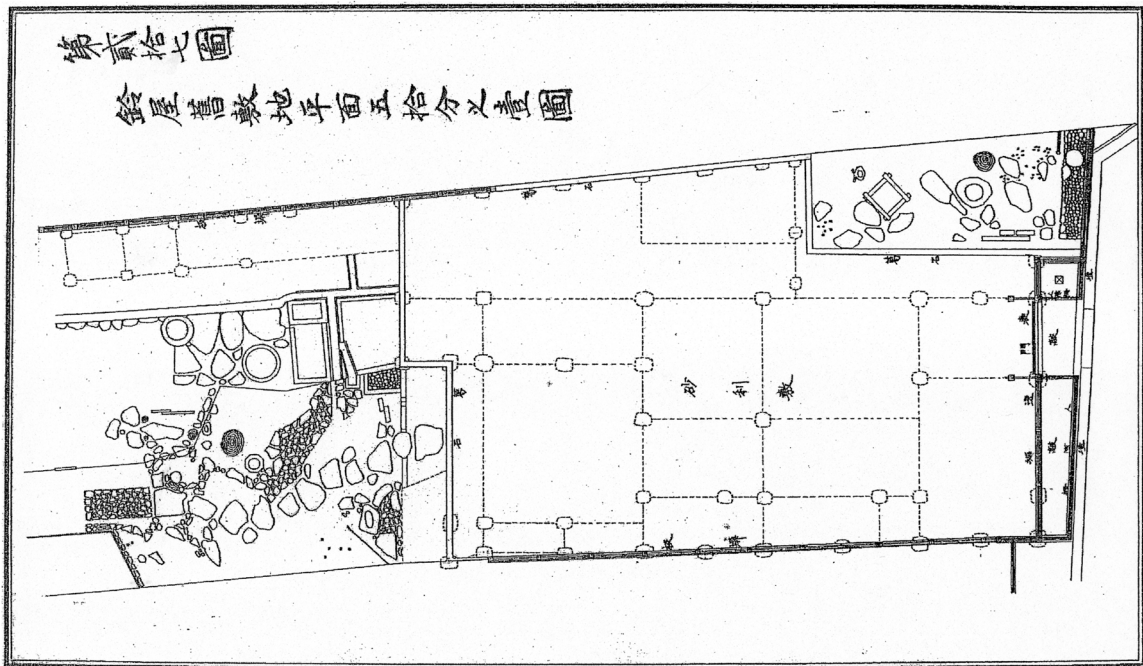


第貳拾貳圖

鈴屋脊面五拾分之二壹圖







5
 100

